平成 25 事務年度 金融モニタリング基本方針

金融庁においては、これまで、毎事務年度当初に、「検査基本方針」及び業態毎の「監督方針」を策定・公表し、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証項目、監督上の重点事項等を示してきた。

本事務年度においては、現下の金融行政上の課題を踏まえ、後述のような問題意識の下、検査局・監督局が協働し、金融機関、金融システムについてより深度ある実態把握を行うこととした。そこで、従来の「検査基本方針」に替え、両局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングについて、「金融モニタリング」基本方針」として取りまとめ、公表することとした。

なお、本「金融モニタリング基本方針」は、平成25年9月時点の金融システムを取り巻く経済金融情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すことがあり得る。

I. 金融システムを取り巻く経済金融情勢と金融行政の課題

金融システムを取り巻く経済金融情勢を見ると、世界経済は、足下、弱いながらも 底堅い回復を見せている。米国経済は緩やかな回復傾向となっているものの、中国経 済の減速、新興国の状況、欧州債務問題等に注意が必要である。また、各国中央銀行 の積極的な金融緩和等により、金融市場では、巨額の資金が国境を超えて急激に移動 する状況となっており、資金の流れを継続的に注視する必要がある。

国内の状況をみると、日本経済は、政府・日銀が一体となって取り組んでいる経済 政策が奏功し、足下、「デフレ状況ではなくなりつつある」ものの、中長期的には、人 口の減少、高齢化の進展等に直面しており、持続可能な財政構造の実現に向けた取組 みも喫緊の課題となっている。

こうした状況の中で、金融機関が果たす役割は大きい。金融機関が、適切なリスク

¹ 「金融モニタリング」とは、オンサイトのモニタリングとオフサイトのモニタリングの両方を包含している。モニタリングの手法については、様々な態様があるが、本事務年度のモニタリングにおいては、以下のモニタリング手法を組み合わせ、より一層、効率的・効果的な金融モニタリングを目指していくこととする。また、業界横断的な重要課題については、後述(Ⅲ2)する「水平的レビュー」によって統一目線で取組状況を把握する。

①「オフサイト・モニタリング」: 金融機関から任意の協力を得て行う情報収集(資料の提出、ヒアリング等)。

②「通常検査」:個別の金融機関に対して、経営管理態勢、金融円滑化、法令等遵守態勢等の各種リスク管理態勢等の適切性及び金融機関の経営実態を検査官が立入りを伴って検証する行為(オンサイト・モニタリング)。 検証範囲の網羅性により、フルスコープの検査(総合検査)とターゲット検査(部分検査)に分類される。

③「ターゲット検査」:「通常検査」のうち、一部の検証項目や個別事案に焦点を絞って検証を行うもの。

管理の下で、適切な金融仲介機能を発揮することで、経済がデフレから脱却し、企業・経済の持続的な成長につなげ、これによって、金融機関の経営の健全性も持続的に維持される、という好循環を実現することが重要である。

当局としても、この好循環の実現に向け、①内外の経済金融情勢を的確に把握することで、好循環の実現を阻む潜在的な脅威を早期に発見し、その顕在化を未然に防止すること、②金融機関が企業や個人顧客のニーズに応え、より質の高い金融サービスを提供できるような業務運営・リスク管理態勢の確立を促していくことが課題となっている。

Ⅱ. 金融モニタリングの見直しの方向性

以上のような金融行政の課題に対応すべく、金融機関に対するモニタリングのあり 方について必要な見直しを行う。

【リアルタイムでの金融機関、金融システムの実態把握】

内外の経済金融情勢が変化する中、金融機関や金融システムが直面するリスクも絶え間なく変化している。状況の変化に適切に対応するため、当局として、金融機関・金融市場で何が起こっているか、起こりつつあるのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していく。

その際、個々の金融機関にとっては合理的な行動であっても、多くの金融機関が同様の行動を取ることによって、予期せぬ影響を経済全体に及ぼし、それが金融機関経営にも影響を及ぼし得ること(金融機関の行動とマクロ経済・市場との相互連関性)にも留意しつつ、マクロプルーデンス(金融システム全体の健全性)の視点を重視したモニタリングを行っていく。

【業界横断的な課題の抽出、改善策の検討】

これまでの金融検査は、個別の金融機関の定点的な実態把握が中心であったが、オフサイトのモニタリングや新たに試行的に導入する水平的レビュー(後述)による横断的な分析を組み合わせ、例えば、①金融機関が担保・保証に過度に依存し、適切なリスクを取った貸出しができていないのではないか、②海外業務展開を拡大したり、地域経済を活性化する上で適切な経営・業務態勢を確立できているか、③今後の金利シナリオ(短・中・長期)を前提にどのようなポートフォリオ管理を行おうとしているのか、といった金融行政上の重要な課題について、業界横断的な実態把握・分析、課題の抽出、改善策の検討を行い、オンサイト・オフサイトのフォローアップにつなげていく。

【より優れた業務運営(ベスト・プラクティス(最良慣行))の確立】

これまでの金融検査は基本的には法令や金融検査マニュアル等で規定した基準(ミニマム・スタンダード)を満たしているかについての検証が中心であったが、特に大手金融機関は、ミニマム・スタンダードの遵守だけでは世界に伍して戦えないことから、原則としてより優れた業務運営(ベスト・プラクティス(最良慣行))に近づく観点からの金融モニタリングを実施していく。

Ⅲ. 金融モニタリングの枠組みと各業態に対する検証項目

本事務年度においては、金融機関に対して、業態毎に以下の枠組みの下で、金融モニタリングを実施する。なお、検証項目については、本事務年度の各業態の監督方針に掲げられた内容も参照する。

1. 金融システムモニタリング(マクロプルーデンス)

定期的に金融機関より当局に対して報告される資料の分析・集計を継続的に行い、 金融機関の投資動向、融資動向や金融システム全体の動向を把握する。そのため、報 告資料の見直しも実施する。

主要金融機関の各部門の責任者(貸出審査、市場業務、投資銀行・証券業務、リテール業務等)からビジネス動向を随時ヒアリングするとともに、主要金融機関の経営に関する重要な意思決定や営業店戦略などについても遅滞なく聴取し、金融機関・金融市場で何が起こっているのかを出来るだけ早く実態把握し、潜在的なリスクに対応していく。

以上により得られる金融機関のビジネス動向分析を、マクロの経済・市場分析(国内外の市場関係者からの情報収集・分析)、金融安定理事会(FSB)等の脆弱性分析等と突き合わせ、当局として監視すべきリスクを特定し、フォワードルッキングな対応が出来るようにする。

2. SIFIs²及びその他の主要行等に対する金融モニタリング

(1)金融モニタリングの枠組み

SIFIs は、本邦金融市場における主要なプレイヤーであり、グローバルな金融機関と比べても遜色のない質の高い金融サービスの提供やリスク管理態勢の確立を目指す

² Systemically Important Financial Institutions。金融システム上重要な金融機関。本金融モニタリング基本 方針における SIFIs とは、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループを指す。

べきである。こうした認識の下、これら SIFIs に対しては、共通する重要課題(例えば、グループ経営管理、海外展開管理等)を重点検証項目とし、検証項目毎に同一チームが、統一的目線で金融機関の実態を把握する「水平的レビュー」(注)を実施する。水平的レビューに当たっては、その時々のグローバル・ベスト・プラクティス(世界基準での最良慣行)を当局が理解する必要があることから、海外当局との連携を強化し、先進的な取組みをしていると考えられるグローバル SIFIs(G-SIFIs)の実情について調査する。水平的レビューの結果については、取組事例の比較・分析を行い、各金融機関の全体の中での位置づけをフィードバックし、SIFIs の経営の改善につなげていく。

(注)「水平的レビュー」(本事務年度より試行)

水平的レビューは、複数の金融機関に共通する検証項目を選定し、それらの金融機関に対して、統一的目線で取組状況を横断的に検証する新たな金融モニタリング手法である。SIFIs、一部地域銀行、大手保険会社等に対して、それぞれ本事務年度より試行的に開始する。立入検査の一種であるが、ベスト・プラクティス(最良慣行)や業界共通の実態・課題の把握などに重点を置くものである。

本事務年度の水平的レビューにおいては、法令への抵触など緊急に改善を要する重大な問題が認められる場合を除き、従来の検査において当局と金融機関との間で実施されてきた確認表に基づく指摘は行わず、監督局においても、検査の結果を踏まえた報告徴求は実施しない。また、水平的レビュー自体が、各金融機関における取組みが類似金融機関の平均的取組みや業界のベスト・プラクティス(最良慣行)とどの程度乖離しているかを明らかにするものであることから、評定は実施しない。

上記の SIFIs に対する水平的レビューを推進するため、オンサイト・オフサイトー体の SIFIs モニタリングチームを編成する。SIFIs モニタリングチームは、各 SIFIs とのコミュニケーションを担当する検査官(EiC: Examiner in Charge)チームと、リスク・業務カテゴリー³別の専門チームとで編成する。水平的レビューの実施にあたっては、各 SIFIs の検査官チームとリスク・業務カテゴリー別の専門チームが協働する。その際、各 SIFIs の戦略の違い等を十分に勘案し、画一的な判断に陥らないようにする。

その他の主要行等については、SIFIs に対する水平的レビューの検証項目のうち、 それぞれの金融機関に馴染むものについては、当該金融機関も水平的レビューの対象 とする。各金融機関の独自性が強い分野等については、各金融機関の業務の実態を踏

- 4 -

³ リスク・業務カテゴリーには、例えば、経営管理、融資業務(資産査定、信用リスク、金融円滑化)、統合的リスク、市場リスク、リスク商品販売(顧客保護)、法令等遵守、システムリスク(外部委託も含めた管理態勢、システム更改や統合がある場合のリスク管理態勢の検証を含む)、オペレーショナルリスク、信託業務、投資銀行業務等がある。

まえ、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融 モニタリングを実施していく。

(2) 金融モニタリングにおける検証項目

本事務年度の金融モニタリングにあたっての SIFIs 及びその他の主要行等に対する 主な検証項目は、以下のとおりとする。これらの検証項目は、あくまでも事務年度当 初の分析によって抽出したものであり、事務年度中に新たに認識されたリスクや環境 変化に応じて、柔軟に追加・変更する(以下、他の業態の検証項目についても同様)。 なお、SIFIs に対する水平的レビューでの検証項目は、以下の検証項目より抽出す る。

①経営管理(ガバナンス)

- ・経営陣の認識:人口動態、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等を踏まえたグループの中長期的経営戦略、経営課題についての経営陣の認識等。
- ・グループ経営管理態勢:グループ経営管理の実態(社外取締役の機能等)、持株会社のグループ主要各社に対する経営管理、海外業務展開を拡大する上での経営・業務態勢等。
- ・経営戦略:中期経営計画の重要施策、計数目標、リスクアペタイトフレーム ワーク⁴の構築状況等。
- ・グループ法令等遵守態勢:グループ内の利益相反管理態勢(証券業務における銀行の立場を利用した営業行為や法人顧客情報の管理実態を含む)、インサイダー取引防止に係る態勢等。
- ・国際金融規制への対応: G-SIFIs に対する規制強化への対応等。
- ・グループ統合リスク管理態勢(資本政策含む): グループ統合リスク管理、持株会社のグループ主要各社(海外含む)に対する信用リスク・市場リスク管理の関与の状況、ストレス・テスト、バーゼル皿対応等。
- ・人事評価、インセンティブ:金融仲介機能の適切な発揮や顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方(報酬体系)、人材育成等。
- ・内部監査:グループ主要各社の監査態勢(海外拠点、主要委託先含む)、監査 専門人材の確保等。
- 監査役監査、外部監査:実施状況、実効性の検証、内部監査・監査役監査・ 外部監査の連携等。
- ・危機時の対応:内外の金融・市場情勢や規制・監督の動向を的確に把握しつ つ、危機時を想定した強靭な経営管理態勢の整備等。

⁴ 経営陣等がグループの経営戦略等を踏まえて進んで受け入れるリスクの水準について対話・理解・評価するためのグループ内共通の枠組み。

・業務継続態勢:業務継続計画の整備状況、有効性、サイバーセキュリティ対 策の整備等。

②金融仲介機能・金融円滑化

- ・経営陣の認識:金融仲介機能の発揮に関する経営陣の認識等。
- ・融資審査態勢:政府のデフレ脱却の取組みが進む中での審査の考え方の変更、 融資権限・審査プロセスの実態、無担保・無保証融資の位置づけ、目利き能力 のある人材の確保と育成、信用保証制度の適切な活用等。
- ・コンサルティング機能の発揮状況:円滑化対応の変化、コンサルティング機 能のあり方、規模別・産業別の事業の将来収益とリスクの把握等。
- ・新規融資を阻害する外的要因や検査・監督上の課題:政府系金融機関・地域 銀行との競合等。
- ・経営改善・事業再生(再生に特に注力している先や新事業の展開を視野に入れている先等を含む): 取組状況と課題等。
- ・住宅ローン:新規融資、条件変更の相談・申込みに対する審査対応等。

③リスク性商品

- ・経営陣の認識・経営戦略:リスク性商品の組成・販売の経営戦略上の位置づけ、事業展開の実態、顧客のニーズにあった販売戦略(販売商品の商品性、 残高、手数料収入に対する考え方)等。
- ・顧客保護等管理態勢:回転売買、優越的地位の濫用、高齢者対応、アフターフォローの実態等。
- ・リスク性商品に係る苦情処理態勢:苦情の把握、対応、分析の実態等。
- ・持株会社やグループ内での連携:持株会社からの指示・指導、販売会社とグループ内投資顧問会社の関係等。
- ・リスク性商品販売に影響を与える外的要因や検査・監督上の問題: NISA への対応等。

④市場リスク管理

- ・経営陣の認識・経営戦略:債券の主要引受手・保有者としての経営陣の認識、 短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応(現下の 金融政策に対応した運用のあり方)、具体的な運用方針等。
- ・投資・運用態勢:フロントでの実際の運用態勢等。
- ・リスク管理態勢(ミドル・内部監査の態勢):金利リスク等各種リスクの具体的管理方法等。
- ・有価証券運用方針に影響を与える外的要因や検査・監督上の課題:財政政策、 金融政策、グローバルな規制環境の変化等。

⑤信用リスク管理(集中リスク)

- ・経営陣の認識:ポートフォリオ及び与信集中(オフバランス取引等を含むエクスポージャー全体)に対する評価等。
- ・経営戦略:融資・債券投資戦略等の実態等。

- ・与信管理態勢:大口先・集中先に対する管理態勢、与信集中の抑制及び解消 策の実態等。
- ・与信集中リスクに関するストレス・テスト:ストレス・シナリオと対応方針 等。
- ・与信集中をもたらす外的要因等。
- ⑥マネー・ローンダリング防止(犯罪収益移転防止法対応)
 - ・経営陣の認識・経営戦略:マネロン防止(FATF、G8 等の国際的な動向を踏まえた対応を含む)、反社会的勢力への経営陣の考え方等。
 - ・取引時確認、口座不正利用防止等:口座不正利用防止の管理態勢の整備状況等。
 - ・疑わしい取引の届出:抽出(フィルタリング)システムの実効性、届出状況のモニタリング等。
 - ・改正犯罪収益移転防止法対応:改正法を踏まえた対応状況等。
 - ・反社会的勢力への対応:反社データベースの網羅性・管理区分の精度等。
 - ・海外も含めた規制への対応:海外拠点のマネロンに関する現地法制・規制への対応等。

⑦法令等遵守

- ・不公正取引等の防止:適切な情報管理、業務の適切性が確保されるような態勢整備(例:LIBOR問題)等。
- ・不適切な新規業務の防止:複雑なスキームを用いた取引の適法性・適切性の 検証態勢の整備等。

8顧客保護・利用者利便

- ・高齢者等対応:高齢者等が安心して金融サービスを利用できる環境整備等。
- ・不正行為に関する利用者保護: 偽造・盗難キャッシュカード、インターネットバンキングを使用した預金の不正払戻しへの適切な対応等。

⑨信託業務

- ・法令等遵守態勢・顧客保護管理態勢:信託の種類毎(年金信託、金銭信託、 不動産信託等)の態勢整備等。
- 信託業務の外部委託:委託先の監視態勢等。
- ⑩IT ガバナンス(IT システムリスクの統制)
 - ・IT ガバナンス態勢: IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理 部門・法務部門・内部監査部門等の関与、クラウドサービス⁵を利用する業務 のリスク管理態勢等の外部委託管理等。

⁵ クラウドサービスは、通常、サービス提供業者が、汎用的な業務処理を複数の利用企業に提供しているため、利用コスト等の面で優れる一方、金融機関別の専用システムの場合と比べて、監査に必要な情報を得にくい、データの保管場所が不明確な場合がある、といった特徴もある。

3. 地域金融機関に対する金融モニタリング

(1)金融モニタリングの枠組み

地域金融機関に対しては、既存の経営情報等に基づき、個々の金融機関のリスクの 所在等について事前情報分析を行った上で、必要と認められる検証項目について、通 常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリ ングを実施していく。その際は、業態毎の特性等に配慮する。

業界に共通する重要課題については、対象金融機関を選定の上、水平的レビューを 実施する。水平的レビューの検証項目については、一部の地域銀行にオフサイト・モニタリングを実施し、業界横断的な課題について当局としての知見を深めた上で、確定していく。水平的レビューについては、まずは、金融庁が実施する地域銀行の金融モニタリングにおいて試行し、財務局による金融モニタリングへの展開についても検討する。

なお、地域金融機関の経営基盤となる各地域の経済情勢等についての知見を深める 観点から、財務局の経済調査部門との連携も深めていく。

(2) 金融モニタリングにおける検証項目

地域金融機関に対しては、中長期的ビジネスモデルや業務を行っている地域経済等に特に着目した、以下を主な検証項目とする。また、SIFIs 及びその他の主要行等と同様の課題を抱える地域金融機関については、上述皿2(2)の検証項目を参照する。

今後、これらの検証項目のうち、業界横断的な重要課題について、一部地域銀行に対するオフサイト・モニタリングで分析を深め、水平的レビューに関する検証項目とする。

①経営管理(ガバナンス)・ビジネスのあり方

- ・経営陣の認識:収益・ビジネスの現状、営業基盤である地域経済の中長期的な見通し(人口動態、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等)とそれを踏まえた経営戦略、経営課題についての経営陣の認識。
- ・ビジネスモデルの持続可能性(資本政策、中長期的な時間軸での経営効率化 への取組みを含む)。
- ・経営管理態勢(取締役会・監査役会等による経営管理の実態、内部監査を含む監査機能の発揮状況等)。
- ・中長期的な経営計画等の理念と重要施策・計数目標等。
- ・人事評価、インセンティブ:金融仲介機能の適切な発揮や顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方(報酬体系)、人材育成等。

②地域の活性化への取組み

- ・地域の活性化に対する経営陣の認識及び経営・業務態勢等 (活性化に資する 具体的産業・事業分野についての認識を含む)。
- ・地域活性化のための具体的な取組み(企業再生・再編、コンサル機能、ビジネスマッチング等)と課題。

③地域顧客への金融サービスの提供

- ・政府のデフレ脱却の取組みが進む中での審査の考え方の変更。
- ・融資権限・審査プロセスの実態、無担保・無保証融資の位置づけ、目利き能力 のある人材の確保と育成等与信能力向上に向けた取組み、信用保証制度の適切 な活用等。
- ・ポートフォリオ及び与信集中(オフバランス取引等を含むエクスポージャー全体)に対する評価等を含めた信用リスク管理。
- ・円滑化対応の変化、コンサルティング機能のあり方、規模別・産業別の事業 特性に応じた与信への取組み。融資先企業の海外進出や県外への事業展開への 対応等。
- 円滑化法対象企業の管理状況と対応方針。
- ・経営改善・事業再生(再生に特に注力している先や新事業の展開を視野に入れている先等を含む)への取組みと課題。

④市場リスク管理

- ・経営陣の認識:短・中・長期的金利シナリオとストレス・シナリオ下における対応等。
- ・リスク管理態勢:金利リスク等各種リスクの具体的管理方法(現状の有価証券ポートフォリオの分析・認識を含む)、ALM管理の現状等。

5顧客保護・利用者利便

- 高齢者等対応:高齢者等が安心して金融サービスを利用できる環境整備等。
- ・不正行為に関する利用者保護:偽造・盗難キャッシュカード、インターネット バンキングを使用した預金の不正払戻しへの適切な対応等。
- ⑥IT ガバナンス(IT システムリスクの統制)
 - ・IT ガバナンス態勢: IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理 部門・法務部門・内部監査部門等の関与、共同センターへの外部委託管理等。

4. 外国銀行に対する金融モニタリング

(1)金融モニタリングの枠組み

外国銀行に対しては、全ての在日拠点から、ヒアリングシートの配布・回収を通じて、基礎的な経営情報(グループ全体の運営状況、グローバル戦略、在日拠点の位置づけ、主要業務、業務戦略、資産構成、リスク特性、経営環境等)を収集する。それ

らを基に、全ての在日拠点に簡易なオンサイト・モニタリング(ターゲット検査)を 実施し、リスクの所在等に関する情報分析を強化するとともに、必要と認められる検 証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合 わせた金融モニタリングを実施していく。その際、本部経営陣の在日拠点に対する関 与と在日拠点自らの経営管理の関係にも留意して検証を行う。

また、本社幹部とのコミュニケーション、本国当局との連携を強化する。

(2) 金融モニタリングで収集する情報及び検証項目

外国銀行については、経営情報収集のためのヒアリングシートの配布・回収や簡易なオンサイト・モニタリング(ターゲット検査)で、主に以下の情報や検証項目について確認する。なお検証項目については、各外国銀行のビジネスモデル等の状況によって、主に以下の項目から抽出する。

- ①業務内容、経営状況、グループ全体の経営における在日拠点の位置づけ
 - ・在日拠点とグループ本部との関係 (レポーティングラインの実態、持込資本の状況等資本政策等)。
 - ・グループ全体のビジネスモデル、経営戦略、足下のビジネスの状況・経営方 針、グループ決算・格付け、母国当局による監督の状況等。
 - ・在日拠点の位置づけ、グループ全体に占める在日拠点の規模、在日拠点の業 務戦略、足下のビジネスの状況、拠点ベースの決算等。
- ②経営管理(ガバナンス)
 - ・経営戦略:グループまたは在日拠点としての重要施策、計数目標、収益ドライバー等。
 - ・人事評価、インセンティブ:リスク管理・法令等遵守管理態勢等とバランス の取れた人事評価、インセンティブ供与のあり方(報酬体系)等。
 - ・内部監査:在日拠点の監査態勢及び内部監査と外部監査等との連携等。

③法令等遵守

- ・マネー・ローンダリング防止(犯罪収益移転防止法対応): 口座不正利用防止の管理態勢の整備状況、疑わしい取引の抽出(フィルタリング)システムの実効性、届出状況のモニタリング、改正法を踏まえた対応状況、反社データベースの網羅性・管理区分の精度等。
- ・不公正取引等の防止:適切な情報管理、業務の適切性が確保されるような態 勢整備等。
- ・不適切な新規業務の防止:複雑なスキームを用いた取引の適法性・適切性の 検証態勢の整備等。
- ・インサイダー取引防止:態勢の整備状況等。
- ④流動性リスク管理(拠点の特性を踏まえた管理・モニタリング)

- 経営戦略:営業戦略に応じた資金調達戦略の管理手法等。
- ・流動性危機時の対策:内容・発動権限者・責任範囲の設定、平時におけるストレス・テスト等。
- ⑤リスク性商品(ホールセール及びリテール向け)
 - ・ホールセール向けリスク性商品にかかるリスク管理態勢:海外拠点で組成したリスク性商品(仕組預金等)の在日拠点でのリスク管理の実態、投資銀行業務等に関する銀証連携における法人顧客情報の管理実態等。
 - ・リテール向けリスク性商品に係るリスク管理態勢:在日拠点における適合性 の原則等の遵守状況の把握、預金保険に関する適切な情報開示等。
- ⑥市場リスク管理(金利リスク)
 - ・経営戦略:有価証券運用に対する方針、外国債券に対する運用方針等。
 - ・投資・運用態勢:フロントでの実際の運用態勢等。
 - ・有価証券リスク (特に金利リスク) 管理態勢:有価証券リスク量の計測方法 等。
- ⑦IT ガバナンス (IT システムリスクの統制)
 - ・IT ガバナンス態勢:システムインフラ整備への経営陣・リスク管理部門・法務部門・内部監査部門等の関与、外部委託管理等。

5. 保険会社に対する金融モニタリング

(1) 金融モニタリングの枠組み

保険会社に対しては、当局が保有する既存の経営情報等に基づき、個々の保険会社のリスクの所在等について事前情報分析を行った上で、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

大手生保会社・損保会社等については、それぞれ SIFIs と同様、オンサイト・オフサイトー体となったモニタリングチームを編成し、業界横断的な検証項目については、ベスト・プラクティス(最良慣行)を念頭に置き、マクロプルーデンス(金融システム全体の健全性)の観点も含めた水平的レビューを実施する。

(2) 金融モニタリングにおける検証項目

保険会社については、少子高齢化の進展や自然災害の多発、募集形態の多様化、運用環境の変化等に伴い経営環境・収益構造が変化していることなどを踏まえ、主な検証項目は以下とする。

なお、大手生保会社・損保会社等に対する水平的レビューでの検証項目は、以下の 検証項目より抽出する。

①経営管理(ガバナンス)

- ・経営陣の認識:人口動態(高齢化を含む)、国内市場の成熟化、企業の海外進出の進展等を踏まえたグループの中長期的経営戦略、経営課題についての経営陣の認識等。
- ・中長期的ビジネスモデル:生保会社については、少子高齢化の進展や募集形態の多様化(銀行窓販、ダイレクト系、保険ショップ等)を踏まえた、中長期的な事業戦略、商品開発態勢、海外戦略、収益管理等。損保会社については、自動車保険市場の縮小や大規模自然災害の多発といった環境を踏まえた海外戦略など中長期的な事業戦略、商品開発態勢、収益管理等。
- ・経営管理態勢:意思決定プロセス、牽制態勢、情報開示等。
- ・グループ管理:持株会社のグループ主要各社に対する経営管理、経営統合や機能別再編の状況、グループコンプライアンス等。
- ・人事評価、インセンティブ:顧客の立場に立った商品・サービスの提供を可能とする人事評価、インセンティブ供与のあり方(報酬体系)、人材育成等。
- ・内部監査:リスクベース・アプローチの内部監査や専門性の高い分野に対する監査等。
- 監査役監査、外部監査:実施状況、実効性の検証、内部監査・監査役監査・ 外部監査の連携等。
- ・業務継続態勢:業務継続計画の整備状況・有効性、サイバーセキュリティ対 策の整備等。

②法令等遵守

- ・反社会的勢力への対応:保険約款への暴排条項導入に伴う反社データベース の整備、スクリーニングの実態等。
- インサイダー取引防止:態勢の整備状況等。

③募集管理及び顧客保護等

- ・代理店管理(募集・契約管理等):顧客ニーズに対応するための代理店の質的 向上に向けた取組み、乗合代理店や銀行窓販、クロスセル等の特性を踏まえ た代理店管理態勢の実態、代理店手数料体系、代理店管理部門における業務 効率化と業務品質確保の状況、最適商品の提供に向けた取組状況、代理店に おける不祥事防止に向けた管理態勢等。
- ・高齢者等対応:高齢者等に対するリスク商品の販売拡大を踏まえた、募集管理態勢(高齢者等に対する販売ルール等)及び顧客管理態勢(高齢者等に関する乗換え募集等のモニタリング、アフターフォローの状況等)の実態等。
- ・保険金等支払:保険金等の支払漏れ等の防止に向けた取組状況(保険契約者等の属性に応じたきめ細かい請求案内の実施態勢を含む)、保険金詐欺や不正請求等の防止に向けた取組状況等。
- ・顧客情報管理:グループ内、代理店、業務提携先等における管理態勢等。

・苦情処理:苦情相談等を起点とする業務品質の向上に向けた取組状況、金融 ADR 制度への対応状況、業界としての苦情等への対応状況、人材の育成・業績評価等。

4統合的リスク管理及び資産運用

- ・エンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM): グループ ERM 態勢の構築 状況(資本配賦運営を含む)、リスクアペタイトフレームワークの経営計画に おける活用状況、非計量化リスク・エマージングリスク⁶の把握・管理の状況 等。
- ・リスクとソルベンシーの自己評価:ソルベンシー評価目的の内部モデル整備 状況、保険引受リスクの計量化手法・リスク統合手法の妥当性、内部モデル 検証の妥当性等。
- ・自然災害リスク管理:集積リスク管理態勢(出再先の態勢確認を含む)、非モデル化リスクについての経営陣の認識等。
- ・資産運用リスク管理態勢:負債特性に応じた資産ポートフォリオ構築(地域・ 通貨・商品等の分散状況を含む)、短・中・長期的金利シナリオとストレス・ シナリオ下における対応(現下の金融政策に対応した運用のあり方、貯蓄性 商品に係る動的解約リスクへの対応を含む)、具体的な運用方針、リスク削減 計画の進捗状況(政策株式の削減等)、新商品投資時の検討態勢等。
- ・再保険政策: 再保険方針と再保険取引の実態(グループ内取引を含む)、海外 SPC 等への出再・受再の実態把握、再保険代替取引の利用状況、出再先の信用 リスクの把握状況等。

⑤IT ガバナンス (IT システムリスクの統制)

・IT ガバナンス態勢: IT 戦略、システムインフラ整備への経営陣・リスク管理 部門・法務部門・内部監査部門等の関与、外部委託管理等。

6. その他の金融機関等に対する金融モニタリングの枠組み

新しい形態の銀行、信託会社、金融会社等、指定紛争解決機関(ADR)、委託業者・代理業者、政策金融機関、農業協同組合等に対しては、当局が保有する既存の経営情報や個別事情の分析を踏まえ、リスクの所在を想定し、必要と認められる検証項目について、通常検査を含めたオンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施していく。

なお、上記業態で、業態横断的な重要課題の存在が確認された場合は、水平的レビューを実施する。財務局実施検査については、水平的レビューの試行の進捗も踏まえつつ、今後検討し、当分の間は、金融庁検査局との連携をより一層強化する。

⁶ 現在はリスクとしては認識されていないが、環境変化等により、新たに現れてくるリスク。

Ⅳ. 金融モニタリング手法の見直しと課題

1. 金融機関の将来にわたる収益構造の分析

金融機関の健全性を判断する上では、現在のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性はどうか、また、金融機関を取り巻く経済金融情勢の今後の変化を踏まえ、潜在的リスクはどこに存在するか、について分析することが重要であり、こうした観点から金融機関の収益構造及び将来の展望についての議論を金融機関との間で深めていく。

2. 融資審査における事業性の重視

担保・保証に過度に依存しない適切なリスクテイクを阻害している要因は何か、事業の期待収益とリスクに対する評価能力(いわゆる「目利き能力」)を向上させるためにどのような取組みを行っているか、事業について知見を持った人材の確保と育成の取組みはどうか、といった商業銀行経営の本質的課題の改善につながる議論を、金融機関との間で深めていく。

3. 小口の資産査定に関する金融機関の判断の尊重

当局としては、金融機関の将来にわたる健全性の検証(マクロ経済環境の変化への対応、特定業種・大口与信先への集中等)は、ストレス・テスト等も活用しつつ、従来以上に多角的に掘り下げた分析を行うが、金融機関全体の健全性の観点からあまり重大でない小口の資産査定については、金融機関において、引当等の管理態勢が整備され有効に機能していれば、その判断を極力尊重する。

4. 金融機関における「コンプラ(法令等遵守)疲れ」への対応

これまでの当局による検査等での指摘への対応を含めた金融機関側のコンプライアンス対応が累積し、実質的な意味での顧客保護等の観点からはあまり効果的でなく、かえって顧客利便を損ねているような過度に形式的なルールについて、より効果的・効率的にしていく視点を金融モニタリングにおいて導入していく。

5. 内部監査等の重視

当局において、金融機関の内部監査がどの程度機能しているかを金融モニタリング 上の検証項目と位置づけ、金融機関における、内部監査の改善、内部監査・監査役監 査・外部監査の十分な連携による監査機能のより効果的な発揮を目指す。

6. 海外の監督当局等との連携強化

米・英をはじめとする海外の監督当局との連携を強化し、監督手法の改善につなげる意見交換(監督手法のベスト・プラクティス(最良慣行)の追求)を行う。G-SIFIs に対する監督について、関係する海外当局との連携を強化することとし、必要に応じて個別金融機関に関する二国間意見交換を実施する。

また、検証項目の設定やオンサイト・モニタリングの時期・方法等に関し、証券取引等監視委員会との連携を一層強化する。

さらに、日本銀行、関係省庁、自主規制機関等との間でも、情報や問題意識の共有を含め、連携を強化する。

7. 情報収集態勢の充実

金融機関に対する苦情等の従来の情報収集に加え、関係機関との連携強化や顧客企業からのヒアリング等により、金融モニタリングの端緒となる情報収集を強化する。

8. 地域経済についての知見の拡充

地域金融機関の経営は、地域経済の現在及び今後の状況や成長力、地域の資金需要の見込み等に大きく影響を受けることから、財務局が有する経済調査機能等も活用しながら、地域経済の動向と将来見通しについての知見を拡充し、それを踏まえた地域金融機関との対話を行っていく。

9. 検査官の専門性向上(人材育成)

リスク・業務カテゴリー別専門チームは、外部からの登用と内部での人材育成を組み合せ、項目別のグローバル・ベスト・プラクティス(世界基準での最良慣行)に精通することを目標とし、検査官の専門性向上に取り組む。

10.金融機関の負担軽減と対話の充実

通常検査に関しては、可能な限りオフサイトでの情報収集を行う、事前の情報分析を充実させ、検証が必要と認められる項目をより精査する等、金融機関の負担軽減に配慮していく。

また、金融モニタリングのあり方に関し、金融機関と建設的な議論が可能となるよう、様々な機会を通じ、対話の充実に努める。

11. 震災復興への対応

東日本大震災の被災地の早急な復旧・復興を実現するためには、金融機関が、資金供給をはじめとする金融サービスを適切に提供するなど、積極的な役割を果たすことが期待される。このため、震災の影響を直接・間接に受けた中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、きめ細かく対応するよう、当局より金融機関に対して要請している。

本事務年度においても、

- 一 債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、債務者の実情に応じたきめ細かな対応を行う態勢が整備されているか、
- いわゆる二重債務問題に関して、債務者からの相談・申出に対し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等に基づき、的確に対応できる態勢が整備されているか、
- 被災企業の経営実態を正確に把握し、東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構の活用可能性を含めた協議を両機構や被災企業に対して積極的に持ちかけるなど、被災企業の早期の事業再生に迅速かつ積極的に取り組む態勢が整備されているか、

等について、必要に応じ、検証する。

V. 金融検査に関する基本指針、金融検査マニュアル等の取扱い

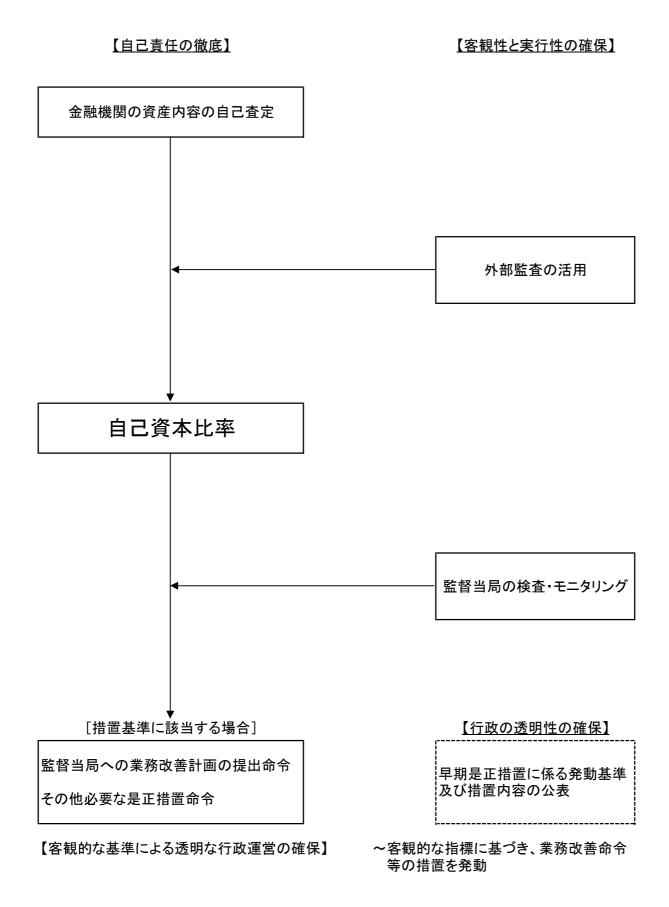
本事務年度において、オンサイト・オフサイトが一体となった金融モニタリング手法を新たに試行する過程で、金融検査の運用の基本的考え方及び実施手続きを定めた「金融検査に関する基本指針」(平成 17 年 7 月) や、検査官が金融機関を検査する際の「手引書」である「金融検査マニュアル」等についても、必要な改正を検討・実施していく7。

(以 上)

_

⁷ なお、昨事務年度まで「検査基本方針」と併せて公表してきた、一年間の検査予定件数を示す「検査基本計画」については、水平的レビューでは、オンサイトとオフサイトが一体となった形で、必要に応じ、立入りを伴う検査を実施するので、あらかじめ検査件数を見越すことは困難であり、試行段階である本事務年度においては策定しないこととする。

早期是正措置の概念図



早期警戒制度について

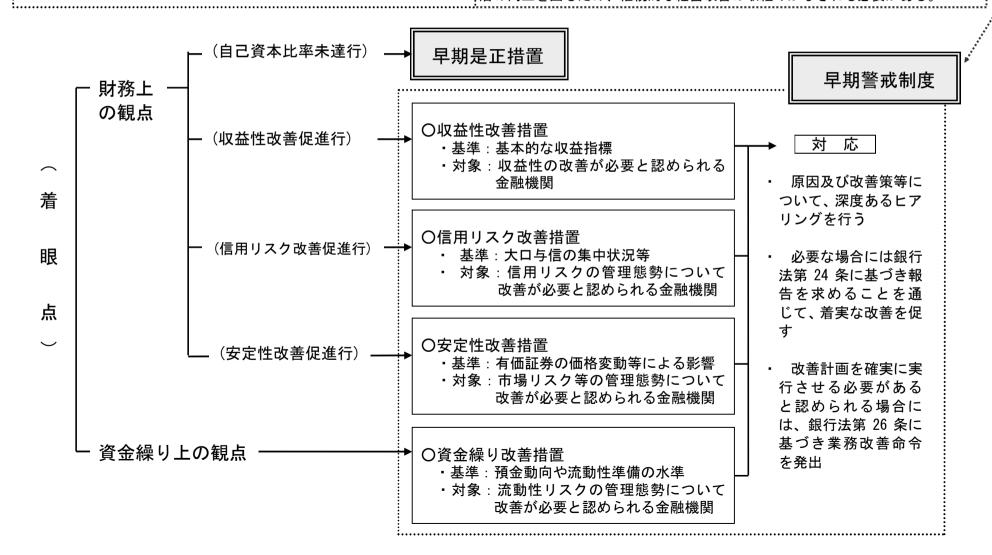
〇 金融再生プログラム(抄)

(オ) 「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

〇 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



早期警戒制度の導入について

1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年4月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

2. 早期警戒制度の着眼点

(1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

(2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

(3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が 毀損するリスク等に関する分析等を行う。

3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

金融上の行政処分について

〇 行政運営の基本的な考え方

- 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な 運用

〇 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

- 1. 事前にルールや解釈を明示
 - 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。
 - (例1)銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ −3—3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - (例2)保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ—3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ—3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。
 - ※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。
 - いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

- (注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で55件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。
- (注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点
 - ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
 - ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
 - ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理 人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、 意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。
 - (注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく 処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。

その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

- また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

〇 行政処分の基準

- 1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証 することとしている。
 - ①当該行為の重大性・悪質性
 - ◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が 受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが 組織的なものであったか。

- ◎反社会的勢力との関与の有無反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。
- ②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
 - ◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
 - ◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
 - ◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者 保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

- 2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、
 - ①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、
 - ②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
 - ③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

〇 チェック体制等

- 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

〇 事後のフォローアップ

行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主 眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

資料8-4-2

行政処分の件数(平成14年4月~平成25事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日~ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年 度	19事務年 度	20事務年 度	21事務年 度	22事務年 度	23事務年 度	24事務年 度	25事務年 度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	38
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行 者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	_	_	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	396
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	62
投資助言·代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	123
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	55
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	11
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
合計	20	66	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	1166
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	413

⁽注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。 (注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

⁽注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。 (注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

⁽注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、業可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。 (注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

⁽注7)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。 (注8)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

⁽注9)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

⁽注10)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。 (注11)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

⁽注12)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

主要行等に求められる役割

⇒急激な社会・経済等の変化に対応するため、<mark>経営陣が責任ある迅速な経営判断を行うとともに、5~10年後を見据えた中長期の経営戦略を検</mark> 討することが重要。また、<mark>持株会社を中心としたグループ一体の適切なガバナンス態勢の構築</mark>が重要。 中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化。 適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの積極的な資金供給や、

監督当局の取組姿勢等 ر. د

- <u>主要行等が自らのビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証</u>を行い<u>短期及び中長期の経営戦略</u>を描くことができているかを確認。

- ニタリングを充実・強化。

監督重点分野

中小企業の経営支援をはじめとした積極的な 金融仲介機能の発揮

(1)東日本大震災に対する金融面からの対応

・二重ローン問題への対応、復旧・復興に向けた資金需 要の対応状況 等

(2)成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の 取組みの促進

- 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につなが る新規融質の積極的な取組み
- プロジェクトファイナンス、海外に進出する日本企業に十 分な金融サービスを提供するための環境整備など主要 行に期待される高度な金融支援・サービスの取組み

(3)中小企業に対する経営改善支援等

- 本事務年度は金融機関として中小企業の経営改善・体 質強化の支援を本格化させる重要な1年
- 外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能
- 条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある 経営再建計画の策定支援と進捗状況

(4)個人向けローンに関する取組み

小供 ・住宅ローンの商品性に係る適切かつ丁寧な顧客説明 ・健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み

(1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督 2. リスク管理と金融システムの安定

・内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住宅ロー ン等に係る適切なリスク管理熊勢

- ・テールリスクを適切に把握するためのストレステストの適
- ・新たな国際基準・国内基準等を踏まえ収益確保等を含め た自己資本の充実に向けた取組み

(2)収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充

・海外現法を含めた海外拠点における業務の拡大とその 管理態勢 等

(3)大規模で複雑な業務を行う金融グループに対する 深度ある監督

グループ全体の経営・リスク管理等の高度化を持株会社 が主導的役割を適切に果たしながら実施しているか等に に対する対応、③再建・処理計画、④ストレステスト、⑤経 ついて、

①グループガバナンスの強化、

②バーゼル3等 営情報システム、⑥法令等遵守態勢、⑦人材管理等に 重点を置いて確認

(4)新規参入銀行、外国銀行支店等に対する監督

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1)業務の継続性の確保

- ・システムリスク評価等の内部管理態勢の整備
- ・大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制 の構築

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

・顧客情報の厳格な管理の徹底

- 指標金利の呈示等に係る各金融機関の内部管理態勢 (3)指標金利の信頼性•透明性の維持•向上
- ・TIBOR運営機関における、国際的な議論の動向等も略 まえた指標金利の信頼性向上等に向けた検討状況

4)身体障がい者等に配慮した態勢の整備

・身体障がい者等が安心して金融サービスを利用できる 施設・態勢の整備

(5)リスク性商品の販売態勢等の充実

・リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢者に 卡 NISAの販売態勢 対する投資信託等の販売態勢、

(7)金融機能の不正利用の防止 (6)相談•苦情処理態勢の充実

・振り込め詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正 な預金の払出し防止、マネロン・テロ資金供与の防止に 向けた態勢整備

参考】中小・地域金融機関向け監督方針のポイント

地域金融機関に求められる役割

- 適切なリスク管理の下、デフレ脱却のため成長分野などへの<mark>積極的な資金供給や、中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化。</mark> ⇒急激な社会・経済等の変化に対応するため、<mark>経営陣が責任ある迅速な経営判断を行う</mark>とともに、<mark>5~10年後を見据えた中長期の経営戦略を検</mark> 中小企業の経営改善・体質強化の支援の本格化。
 - 討することが重要。

監督当局の取組姿勢等 S

- ・地域金融機関が自らの<u>ビジネスモデルの持続可能性などについても適切な検証を行い短期及び中長期の経営戦略</u>を描くことができているかを確認。 ・ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、<mark>規制だけで対応しようとすると規</mark> <u>制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねない</u>ことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、 0 中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく
 - **リスク 感応 度の高い行政**(個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定、把握、システム・業務継続体制の点検)
 - 国民の目線・利用者の立場に立った行政(顧客保護や利用者利便の一層の向上)
- **将来を見据えた行政**(国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く)
 - 004
- 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政(金融機関との率直かつ深度ある対話、各行における先進的取組みを他行に紹介等) 金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオンサイト・オフサイト一体となった モニタリングを充実・強化。
- **財務局と一体となった監督行政**(データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化)

監督重点分野

中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲 介機能の発揮

- (1)東日本大震災からの復興に向けた金融面からの対応 ・二重ローン問題への対応(東日本大震災事業者再生支援機構、個人債務者の私的整理に関するガイドライン等の活用)
 - ・復旧・復興に向けた資金需要の対応状況
- ②)成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進 ・顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融 資の積極的な取組み

(3)地域密着型金融の深化

- ・顧客のライフステージに応じたコンサルティンが機能の発揮
 - ・地域や利用者に対する積極的な情報発信 ・地域経済の活性化への貢献

- (4)**中小企業に対する経営改善支援等** ・本事務年度は、金融機関として、中小企業の経営改善
 - 体質強化の支援を本格化させる重要な1年
- ・外部専門家・機関等とも連携したコンサルティング機能の発揮 ・条件変更等を行った中小企業に対する真に実効性ある経営再 建計画の策定支援と進捗状況のフォロー
 - ・地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生・地域活
- 性化の支援、経営改善等に携わる人材育成やスキルの向上 事業再生ファンドの設立・活用促進、エクイティファンド等を活用

(2)収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態 勢の充実

- ・中長期的な視点に立った収益基盤の充実(借手企業 の収益改善支援、地域金融機関自身の海外展開を (5)個人向けローンに関する取組み
 - の14年12年 (1977年出文接等) 含むアジア進出文接等) ・非日系与信や海外拠点も含むリスク管理 ・非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
 - ・住宅ローンの商品性に係る適切かっ丁寧な顧客説明・健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み 等

3. 顧客保護と利用者利便の向上 2. リスク管理と地域における金融システムの

(1)業務の継続性の確保

- ・システムリスク評価等の内部管理態勢(共同センタ 一等の外部委託先への管理態勢を含む)の整備
- ・大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続 体制の構築

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

・大口与信先の信用リスク(経営再建計画の策定・進捗状況のフォローアップ、顧客の実態に応じた適切

・テールリスクを適切に把握するためのストレステスト

② リスク管理手法の改善

な引当等)

③ 財務基盤の強化

・内外の経済・市場状況等を踏まえた債券保有、住

宅ローン等に係る適切なリスク管理態勢

(1)マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

① 注視すべきリスク分野

- ・顧客情報の厳格な管理の徹底
- ・身体障がい者等が安心して金融サービスを利用で 3)身体障がい者等に配慮した態勢の整備等 きる施設・態勢の整備

(4)リスク性商品の販売態勢等の充実

・リスク性商品に係る適合性原則の遵守状況等、高齢 者に対するリスク性商品の販売態勢、NISAの販売 ・地域で適切な金融仲介機能を発揮するための、将来を見据えた資本基盤の充実・強化の取組み促進 ・金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進 協同組織金融機関について、傘下金融機関の財務 基盤の強化の検討を含め中央機関と一層緊密な連

(5)相談・苦情処理態勢の充実

(6)金融機能の不正利用の防止

・振り込め詐欺の撲滅、ネットバンキング等を用いた不正な預金の払出し防止、マネロン、テロ資金供与 の防止に向けた態勢整備

557 —

主要行等の平成26年3月期決算の概要

1. 損益の状況

- 〇 実質業務純益は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、債券等関係損益が大幅に減少したことなどにより、前期に比べ 11.0%の減少。
- 〇 当期純利益は、実質業務純益が減少したものの、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ 4.8%の増加。

(単位:億円)

		24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
業	務粗利益	65, 380	66, 347	63, 700	▲ 2, 647
	資金利益	39, 148	38, 286	39, 461	1, 175
	役務取引等利益	12, 644	13, 673	14, 885	1, 212
	債券等関係損益	6, 901	7, 562	1, 831	▲ 5, 731
	うち、債券等償却	▲ 229	▲ 221	▲ 129	92
経	費	▲ 33, 444	▲ 33, 643	▲ 34, 596	▲ 953
実	質業務純益	31, 936	32, 704	29, 104	▲ 3, 600
与	信関係費用(※)	1 , 701	▲ 1,634	3, 211	4, 845
株	式等関係損益	▲ 2, 097	▲ 2, 312	2, 877	5, 189
	うち、株式等償却	▲ 1, 986	▲ 2, 686	▲ 652	2, 034
当	期純利益	17, 486	22, 152	23, 219	1, 067

※与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	24年3月期	25年3月期	26年3月期
貸出金 (末残)	244.8 兆円	259.1 兆円	273.4 兆円

(注)貸出金は銀行勘定計

2. 不良債権の状況

○ 不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。(不良債権比率は平成 11 年 3 月期 の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	24年3月期	25 年 3 月期	26 年 3 月期
不良債権額	5.0 兆円	5.1 兆円	4.0 兆円
不良債権比率	1. 84%	1. 78%	1. 33%

3. 自己資本比率の状況

- 〇 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ低下したものの、普通株式等 Tier 1 比率は前期に比べ上昇。
- 国内基準行は26年3月期より新国内基準の適用を開始。

(国際統一基準行(※):6行)

 25年3月期
 26年3月期

 総自己資本比率
 17.45%
 16.93%

 Tier1比率
 13.15%
 13.12%

 普通株式等Tier1比率
 10.99%
 11.42%

	26 年 3 月期
自己資本比率	13. 96%

(国内基準行:3行)

[※] 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3を段階的に適用。26年3月期においては、経過措置の対象となっているバーゼル2 適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%⇒80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。

⁽注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

⁽注2) 計数は単体ベース。ただし、一部の銀行において再生車門**5万名**社の計数を含む。

資料9-2-2 主要行等の平成26年3月期決算状況【単体】 <速報ベース>

(単位:億円、%)

	実質	与信関係	ħ	朱式等関係損益	<u> </u>	経常利益	当期純利益	その他有 評価		(総)自己資本	Tier1比率	普通株式等		、良債権残高 生法開示債権		不良債権
	業務純益	費用		売却損益	償却	47 H 3 III	-1701/1-6-1-3 mm		うち株式	比率	1101 120-	Tier1比率		うち要管理 債権	うち危険 債権以下	(対総与信)
みずほ銀行 *	5,393	909	433	441	A 9	6,602	4,452	8,745	9,450	15.58%	12.29%	10.15%	9,265	4,063	5,202	1.23%
旧みずほ銀行(4~6月)	537	91	49	57	▲ 8	708	850	_	_	_	_	_	_	_	_	_
みずほ信託銀行 *	496	172	86	86	▲ 1	706	523	841	823	17.79%	14.76%	14.76%	249	58	191	0.76%
みずほFG計	6,426	1,172	567	585	▲ 17	8,017	5,825	9,587	10,274	15.68%	12.41%	10.36%	9,514	4,121	5,393	1.21%
三菱東京UFJ銀行 *	8,559	171	790	1,243	▲ 453	10,021	6,503	13,671	11,441	17.52%	13.74%	11.88%	13,722	4,583	9,140	1.55%
三菱UFJ信託銀行 *	1,630	181	180	228	4 8	1,951	1,363	4,524	3,225	18.51%	14.37%	13.72%	459	175	284	0.37%
三菱UFJFG計	10,189	352	970	1,471	▲ 501	11,972	7,866	18,195	14,665	17.66%	13.84%	12.15%	14,181	4,758	9,424	1.41%
三井住友銀行 *	8,124	1,239	1,064	1,127	▲ 63	9,525	6,053	12,848	11,091	18.30%	14.02%	12.47%	8,814	1,927	6,887	1.21%
りそな銀行	1,490	315	205	208	▲ 3	2,085	1,535	2,513	2,495	12.95%	_	_	2,856	694	2,162	1.55%
三井住友信託銀行 *	2,119	76	▲ 22	45	▲ 67	1,884	1,160	4,081	4,066	13.97%	9.91%	8.74%	2,348	1,235	1,113	0.95%
新生銀行	299	73	33	33	▲ 0	377	365	82	38	15.34%	_	_	1,647	49	1,599	3.81%
あおぞら銀行	457	▲ 17	60	60	_	512	416	▲ 15	6	14.97%	_	_	802	199	603	2.98%
9行計	29,104	3,211	2,877	3,529	▲ 652	34,371	23,219	47,292	42,636	16.93% (13.96%)	13.1 2 % –	11.42% -	40,163	12,982	27,181	1.33%

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

25年3月期(10行計)	32,704	▲ 1,634	A 2,312	374	▲ 2,686	26,827	22,152	43,350	30,496	17.45% (14.70%)	13.15% (11.22%)		50,967	16,185	34,783	1.78%
24年3月期(11行計)	31,936	1 ,701	▲ 2,097	▲ 111	▲ 1,986	25,118	17,486	13,708	7,493	-	-	_	49,831	15,120	34,710	1.84%
23年3月期 (11行計)	32,155	▲ 3,922	▲ 2,997	502	▲ 3,499	21,755	18,504	5,839	7,579	-	-	-	48,600	15,371	33,229	1.84%

- (注1)金額及び9行(10行及び11行)計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。
- (注2)*印は国際統一基準行。
- (注3)与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。
- (注4)自己資本比率等の9行計及び25年3月期(10行計)は国際統一基準行の比率。なお、括弧書きは国内基準行の比率。
- (注5)与信関係費用の23年3月期の計数については、償却債権取立益を含まない。

地域銀行の平成26年3月期決算の概要

1. 損益の状況

- 〇 実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、貸出金利息及び債券等 関係損益の減少等により、前期に比べ 4.4%の減少。
- 〇 当期純利益は、与信関係費用や株式等関係損益が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ 31.3%の増加。

(単位:億円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
業務粗利益	49, 107	48, 543	47, 808	▲ 735
資金利益	42, 396	41, 048	41, 048	▲ 0
役務取引等利益	4, 594	4, 790	5, 096	306
債券等関係損益	1, 363	1, 958	926	▲ 1, 032
うち、債券等償却	▲ 136	▲ 142	▲ 41	101
経費	▲ 31, 912	▲ 31, 143	▲ 31, 171	▲ 28
実質業務純益	17, 195	17, 399	16, 636	▲ 763
与信関係費用	▲ 2, 912	▲ 3, 650	▲ 1, 787	1, 863
株式等関係損益	▲ 1, 230	▲ 811	1, 256	2, 067
うち、株式等償却	▲ 797	▲ 721	▲ 63	658
当期純利益	7, 272	8, 157	10, 709	2, 552

(参考)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期
貸出金(末残)	213.1 兆円	219.1 兆円	225.4 兆円

2. 不良債権の状況

○ 不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。(いずれも平成11年3月期の 金融再生法に基づく開示以降で最低)

	24年3月期	25年3月期	26 年 3 月期
不良債権額	6.8 兆円	6.8 兆円	6.2 兆円
不良債権比率	3.16 %	3.07 %	2. 72%

3. 自己資本比率の状況

- 〇 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ低下したものの、普通株式等 Tier1 比率は前期に比べ上昇。
- 国内基準行は26年3月期より新国内基準の適用を開始。

(国際統一基準行(※):10行)

	25 年 3 月期	26年3月期
総自己資本比率	14. 30%	14. 28%
Tier1 比率	12. 01%	12. 63%
普通株式等 Tier1 比率	11. 98%	12. 59%

(国内基準行:96行)

	26年3月期
自己資本比率	11. 04%

[※] 国際統一基準行は25年3月期よりバーゼル3を段階的に適用。26年3月期においては、経過措置の対象となっているバーゼル2 適格の劣後債等の算入限度額が段階的に引き下げ(90%→80%)られており、総自己資本比率の押し下げ要因の一つとなっている。 (注1) 26年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

⁽注2) 計数は単体ベース。ただし、与信関係費用・不良債権の**560**1元は、再生専門子会社分を含む。



平成 25 年 9 月 27 日 金融庁

銀行の合併について

本日、株式会社紀陽銀行に対し、株式会社紀陽ホールディングスと合併することについて、銀行法第30条第1項の規定に基づき認可しました。

合併後の銀行の概要

1. 商 号:株式会社紀陽銀行

2. 本店所在地:和歌山市本町一丁目35番地

3. 代 表 者:取締役頭取 片山 博臣

4. 資 本 金:800億円

5. 合併予定日: 平成 25 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

近畿財務局 Tel: 06-6949-6390(代表)

金融監督第一課 (内線 3163、3148)

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局銀行第二課 (内線 3643、3413)

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定				
目 的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準 備作業				
対象資産	貸出金	総与信(貸出金、外国為替、未収利息、 仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付 を行っている場合のその有価証券(使用 貸借又は賃貸借契約によるものに限 る))	総資産(ただし、当局による集計 結果は、総与信ベース)				
区分方法	債権の客観的な状況による区分 (=債権ベース、但し、一部金融機関に おいては、金融再生法と同様の債務者 ベースによる区分を実施) (破綻先債権、延滞債権、3か月以上延 滞債権、貸出条件緩和債権)	債務者の状況に基づく区分 (=債務者ベース) (破産更生等債権、危険債権、 要管理債権、正常債権)	債務者の状況に基づき区分(破綻 先、実質破綻先、破綻懸念先、要 注意先、正常先)した上で担保に よる保全状況等を勘案して、実質 的な回収可能性に基づき分類 (I~Ⅳ分類)				
担保・引当が一部分の扱い	担保・引当カバ一部分も含まれている。	担保・引当カバ一部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において 勘案される。				

自己査定における債権分類基準

IT I

						高い ←	回収の可能	生 →	低い	
					担保など	(保優 版 :	一般担保(不	担		
	\ o				の	会艮巴艮	相《処当評分分価可	相 、見評 当評込価 分価額額	保	
			\		分 類	など 保 との) 一 の 見 7 込	7 額の の 差処 3額分	な	
	債	務 者	区:	分		の保証()の担保()	0額 %	O 可 % 能	L	
不 良	破		綻		先	I	II	III	īV	
↑	実	質	破	綻	先	I	II	III	TV.	
財務内	破	綻	懸	念	先	I	II	Ш	Ш	
容		要	管	理	先	I	II	II	II	
\downarrow	要	注		意	先	I	II	II	II	
健 全	正		常		先	I	I	I	I	

- IV (第4分類):回収不能債権
- III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権
- II (第2分類):回収に注意を要する債権
- I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、 会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に 陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態 にあり、再建の見通しがない状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っ ている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進 捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、 業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後 の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

		1						
リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定						
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行う ための準備作業						
対象:貸出金	対象:貸出金、外国為替、 未収利息、仮払金、 支払承諾見返等	対象:総資産						
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類 において勘案						
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、 更生手続き開始等の事由が生じ ているもの 延滞債権	破産更生債権及びこれら に準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等 の事由により経営破綻に陥っ ている債務者に対する債権及 びこれらに準ずる債権	破	按綻先 第					
未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	危険債権 債務者が経営破綻の状態には 至っていないが、財政状態及 び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び 利息の受取りができない可能 性の高い債権	破綻 第 第 Ⅱ Ⅰ 分 分 類 類	聚念先 第 Ⅲ 分 類					
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支 払日の翌日を起算日として3カ 月以上延滞している貸出債権 (破綻先債権、延滞債権に該当 するものを除く) 貸出条件緩和債権	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出 条件緩和債権	要注 第 I 分 類	注意先 第 Ⅱ 分 類					
展出来件板和資権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の 回収を促進すること等を目的 に、債務者に有利な一定の譲歩 を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(上記に該当する ものを除く)								
		: 正常先						
		┃ ~ 第 I	分類					
<u> </u>	I	~ 						



平成26年8月8日金融庁

平成26年3月期における金融再生法開示債権の状況等(ポイント)

1. 金融再生法開示債権の状況

平成 26 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 10.2 兆円であり、平成 25 年 3 月期の 11.9 兆円に比べ 1.7 兆円の減少となっています。

(参考) 平成26年3月期における金融再生法開示債権の増減要因(単位:兆円)

金融再生法開示債権	▲ 1. 7
うち 要管理債権	▲ 0. 4
[増加要因]債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.5
危険債権以下からの上方遷移	+0.1
(債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等	+0.0)
	(増加要因計 +0.6)
[減少要因]正常債権化	▲ 0. 6
(債務者の業況改善▲0.4 再建計画の策定等	▲ 0. 2)
危険債権以下への下方遷移	▲ 0. 3
返済等(*)	▲ 0. 1
— · · · · · ·	(減少要因計 ▲1.0)
うち 危険債権以下	▲ 1. 3
[増加要因]債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.4
要管理債権からの下方遷移	+0.3
	(増加要因計 +1.7)
[減少要因] オフバランス化等(*)	▲ 2. 9
(債権流動化等▲2.6、正常債権化及び要管理	債権への上方遷移▲0.3)
V — II BULL I I I I	(減少要因計 ▲2.9)

- *「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。
- (注)銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成 26 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 2.1 兆円であり、平成 25 年 3 月期の 2.4 兆円と比べ 0.3 兆円の減少となっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成26年3月期の全国銀行の不良債権処分損(不良債権の処理に伴う損失)は、平成25年3月期の0.6兆円と比べて0.7兆円減少し、0.1兆円の戻り益となっています。

(注) 計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課

(内線 2688、3312)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(Excel:68KB) (PDF: 330KB)

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel:36KB) (PDF:160KB)

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel:53KB) (PDF: 242KB)

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額) と売却実績額の推移

(Excel:32KB) (PDF: 121KB)

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(Excel:52KB) (PDF: 185KB)

(表6) リスク管理債権額等の推移

(Excel:81KB) (PDF:556KB)

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel:39KB) (PDF: 138KB)

資料9-2-9

(表1)金融再生法開示債権等の推移

			14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
\vdash		5 与信(使用)																			2.694.570			
都	8		3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610			2,867,610	2,907,090	3,018,050
・信		融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160
		破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420
		危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760
	Ш	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980
	I	常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890
	7	良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3
	7	良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0		▲ 0.3		0.3	0:4	0.4		1.9	· · · · · · · · D.6	1.0	0.1	0.4	0,0	0.3	0,0	0.2		▲0.3
	(9)	質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9
	部市 報行	5 与信(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870
	1	融再生法開示債権(億円)	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660
		破産更生等債権(億円)	25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100
		危 険 債 権(億円)	101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290
		要管理債権(億円)	90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270
	ī	常債権(億円)	2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210
	7	良債権比率(%)	8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4
	7	良債権処分損(兆円)	6.2	4.6	3.3	1.9		▲ 0.3	▲ 0.1 ·	0.2	0:4	0.4		1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2		▲0.2
	(a) 3	質業務純益(兆円)	3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	14141413131	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1,5	2.7	1,5	2.8	1.2	2.4
	長期ま	5 与信(億円)	346,260	74,770	64.970	62,440	65,560	71.780	80.780	87.010	92.000	95,750	98.320	90.510	84,440	80,780	77.420	68,920	70.320	71,740	70,720	73.360	69.830	70.120
		融再生法開示債権(億円)	27,420	4.360	1.860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2.860	2,920	5,050	4.580	4.070	3,470	4.050	3,740	3.490	2,900	2,450
		破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170
		危険債権(億円)	11,300	1.920	1.280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3.040	3.000	2.910	2.490	3.090	2.950	2.780	2.270	2.030
		要管理債権(億円)	10.500	1.940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250
	ī	常債権(億円)	318.840	70.410	63.110	60.940	64.360	71.140	80.290	86.400	91.160	94.820	96.810	87.650	81.520	75.730	72.830	64.850	66.850	67.690	66.980	69.870	66.930	67.670
	7	良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5
	1	良債権処分損(兆円)	0.7	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	· · · · · • • · · · · · • · · · · · · ·	▲ 0.0		▲ 0.0		0.0		0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
	-	質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0:1	0.1	0:0	▲ 0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
- 11		5 与信(億円)	419.400	392.090	373.750	353.770	354.940	349.410	350.790	351.100	346.210	347.290	347.370	363.590	364.240	362.480	356.790	363.480	362.470	358.690	367.910	385.220	387.250	401.070
- '	银行 4	融再生法開示債権(億円)	38,310	25.750	17.670	9.470	7.410	5,660	5,210	5.740	4.750	4,360	3,470	4.090	6.400	4.640	4,220	3.780	3.580	3.690	3.630	4.330	3,630	3,060
		破産更生等債権(億円)	4.410	3.110	1.940	1.230	1.060	590	390	580	620	610	1.090	1,410	1.170	880	710	830	740	680	660	650	440	150
		危 険 債 権(億円)	16,610	7.290	7.390	4.380	3,510	1,610	1.530	2.310	2.100	1.440	1,560	2,110	4.350	2.240	2.050	1.590	1.830	1.880	1.940	2.380	1.790	1,440
		要管理債権(億円)	17.300	15.350	8,350	3,860	2.840	3,460	3,290	2.850	2.030	2.310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470
		常債権(億円)	381.080	366.340	356.070	344.300	347.530	343,750	345.580	345.360	341,460	342,930	343,900	359,500	357.840	357.840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380.890	383,620	398,020
	-	良債権比率(%)	9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8
	7	良債権処分損(兆円)	0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0		0.1		▲ 0.0		0.1		0.0	A .0.0	0.0	A . 0.0	0.0		0.0	A 0.0	▲0.0
	-	質業務純益(兆円)	0.7	0.7	0.2	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.1	0.2	0.0	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4
μ_	700 400	5 与信(億円)	3.179.460	2.798.760	2.628.590	2.530.560	2.566.030	2.591.090	2.623.320	2.670.530	2.679.990	2.702.520	2.760.630	2.808.580	2.664.820	0.1		2.570.350	2.558.280	2.632.960	2.623.850	2.794.260	2.837.260	2.947.940
	H.	融再生法關示債権(億円)	267.820	202,440	136,160	74.100	61.090	46,300	39.020	40.830	39.940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44.530	44.330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710
	- 17	破産更生等債権(億円)	32.010	21,610	14.650	10.500	7.650	5,170	4.340	4.030	4.350	4,410	7.500	10.340	9,210	7.750	6,510	5.900	4.990	4.810	4.810	5,180	4.530	3,250
		坂庄史王守頂権(1877) 合 除 借 権(億円)	122.330	65.820	51,990	36.210	30.870	18.630	15.870	19.150	20.870	16.670	20.960	23.630	28.810	26.080	25,660	23.670	24,780	26,250	26,220	26.370	22,960	21,730
		要管理情棒(億円)	113,480	115.010	69.520	27.390	22.570	22.510	18.810	17,650	14.720	16,580	13.450	11.250	10.910	11.430	12.820	14.950	14.550	14.730	14.690	15.930	14.030	12,740
	- 1	安官理慎權(認円)	2.911.640	2.596.310	2.492.430	2,456,470	2,504,940	2,510	2.584.300	2.629.690	2.640.050	2.664.860	2.718.730	2.763.360	2.615.900	2.573.490	2.503.200	2.525.810	2.513.960	2.587.180	2.578.140	2.746.780	2.795.730	2,910,220
		良債権比率(%)	2,911,040	7.2	5,492,430	2,436,470	2,304,940	1.8	2,364,300	1.5	2,040,030	1.4	1.5	2,703,300	2,615,900	2,573,490	1.8	2,323,810	2,313,960	2,367,160	2,376,140	2,740,780	1.5	1.3
	F.	良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	2.4	▲ 0.2	1.3	0.3	1.3	0.4	1.3	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2		▲0.3
	-	百里春絲益(兆円)	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	 0.2	3.4	0.4	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	3.1	1.7	3.2	1.4	2.8
- 1	(7) 3	:貝未務稅益(兆円)	4.2	4.1	3.9	3.8	- · · · Z.U	J./		3.4		3.2	1.4.	2.1	1.4.	2.9	1.8	J 3.1	$ \cdot \cdot \cdot \cdot I.I' $	3.1	- · · · · I.I ·	3.2	1.4	2.8

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
地域銀行	T 総 与 信 (億 円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130
	危 険 債 権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0:1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2
(106)	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8		1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0:9	1.7	O.9 .	1.7	8.0	1.7
地方 銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420
	危 険 債 権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660
	正常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420
	不良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6
	不良債権処分損(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0:3	0.5	0:4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1.	0.2	0, 1.	0.3	0.0	0.1
(64)	実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	9.8	1.5	0.7 -	1.5	.8.0	1.4		1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2
第二地方	総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950
銀行	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600
	危 険 債 権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0:1	0.2	0:1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
(41)	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0:2	0.4	0:1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3		0.3	0.2	0.3	0.2	0.4
全国銀行	7総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550
	危 険 債 権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110
	正常債権(億円)	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170
	不良債権比率(%)	8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9
	不良債権処分損(兆円)	9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0		1.1		3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0:1	0.5	0.2	0.6	 0.1 .	▲0.1
(115)	実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6

			14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
協同組	鎌 彩 与 信 (1	/# III \	955,590	945.270	927.430	908.080	17年9月朔	902.330	10年9月期	906.780	19年9月朔	907.650	20年9月朔	921.620	21年9月朔	924.700	22年9月朔	914.530	23年9月期	915.770	24年9月朔	916.290	20年9月期	934.060
金融柱	金融再生法開示債	_	92,350	91,680	80.080	69,780		61,900	- 1	57.550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53.720	1	50,980
	破産更生等債		29,920	29,550	26,580	22.350	- 1	19,450	- 1	18.320	- 1	17.800	- 1	19.660		18,670	- 1	16.670	- 1	15,640	1	14.330	- 1	13,160
	危険債権	_	35,970	36.070	33,610	31.040	- 1	29,100	- 1	28,170	- 1	28.780	- 1	27,130	- 1	27.790	- 1	29.750	- 1	32,980	- 1	34,380	- 1	33,140
	要管理債権		26,460	26,050	19.900	16.390	- 1	13,350	1	11.060	- 1	10.040	- 1	4.850	- 1	4.150	- 1	4.510	- 1	5.010	- 1	5.000	- 1	4.670
	正常債権(863,240	853,530	847.320	838,290	- 1	840,390	- 1	849.210	- 1	850,990	- 1	869,950	- 1	874,040	- 1	863,550	- 1	862,100	- 1	862,520	- 1	883.050
	不良債権比		9.7	9.7	8.6	7.7	- 1	6.9	- 1	6.3	- 1	6.2	- 1	5.6	- 1	5.5	- 1	5.6	- 1	5.9	- 1	5.9	- 1	5.5
	不良債権処分排	損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	- 1	0.4		0.5	- 1	0.4	- 1	0.8	- 1	0.6	- 1	0.3	- 1	0.4	- 1	0.3	- 1	0.2
(43	実質業務純益	笠(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3	1	1.3	- 1	1.2	- 1	0.0	- 1	1.1	- 1	1.1	- 1	1.0	- 1	1.0	- 1	1.1
信金		億円)	750,180	746,830	728,090	708,680	- 1	699,650	1	702,740	- 1	704,580	- 1	712,600	- 1	712,350	- 1	697,100	- 1	698,050	- 1	697,260	- 1	710,240
300	金融再生法開示債	債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610	- 1	49,930	1	45,980	- 1	45,160	- 1	41,460	- 1	41,160	- 1	41,720	- 1	44,170	- 1	44,330	- 1	42,310
	破産更生等債	権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260	- 1	14,990	1	14,040	- 1	13,320	- 1	15,030	- 1	14,300	- 1	12,610	- 1	11,940	- 1	10,770	- 1	9,970
	危険債権	筐(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470	- 1	24,500	- 1	23,550	- 1	24,310	- 1	22,940	- 1	23,820	- 1	25,730	- 1	28,430	- 1	29,730	- 1	28,780
	要管理債権	権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880	- 1	10,430		8,390	- 1	7,540	- 1	3,500	- 1	3,050	- 1	3,380	- 1	3,810	- 1	3,830	- 1	3,560
	正常債権((億円)	674,250	672,600	662,850	652,070	- 1	649,710	- 1	656,760	- 1	659,400	- 1	671,120	- 1	671,160	- 1	655,360	- 1	653,850	- 1	652,890	- 1	667,920
(26	8) 不良債権比	率 (%)	10.1	9.9	9.0	8.0	- 1	7.1	1	6.5	- 1	6.4	- 1	5.8	- 1	5.8	- 1	6.0	- 1	6.3	- 1	6.4	- 1	6.0
信組		億 円)	118,580	104,270	100,190	99,670	- 1	100,250	1	99,920	- 1	99,010	- 1	98,970	1	98,440	- 1	100,440	- 1	98,610	- 1	99,610	- 1	101,120
-	金融再生法開示債	債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830	- 1	10,710	- 1	10,340	- 1	10,180	- 1	8,900	- 1	8,110	- 1	8,030	- 1	8,370	- 1	8,360	- 1	7,740
	破産更生等債	権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490	- 1	3,950	1	3,840	- 1	4,020	- 1	4,170	- 1	3,890	- 1	3,650	- 1	3,440	- 1	3,340	- 1	2,990
	危険債権	筐(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050	- 1	3,990	- 1	3,960	- 1	3,770	- 1	3,470	- 1	3,230	- 1	3,340	- 1	3,820	- 1	3,940	- 1	3,710
	要管理債権	権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290	- 1	2,760	- 1	2,540	- 1	2,400	- 1	1,260	- 1	990	1	1,040	- 1	1,110	- 1	1,080	1	1,040
	正常債権(103,480	88,270	86,840	87,840	- 1	89,520	- 1	89,570	1	88,800	- 1	90,050	- 1	90,310	1	92,390	- 1	90,220	- 1	91,240	- 1	93,360
(15			12.7	15.3	13.3	11.9	1	10.7	1	10.3	1	10.3	- 1	9.0	- 1	8.2	1	8.0	1	8.5	1	8.4	1	7.7
預金) 金融村		_	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	1	5,477,050	1	5,633,340	1	5,724,020	1	5,908,990	- 1	5,707,510	1	5,664,980	1	5,782,000	- 1	6,005,000	1	6,236,450
	金融再生法開示債	_	524,420	445,070	346,020	249,040	1	195,620		177,290	1	170,680	1	171,220	1	167,820	1	166,280	1	171,860	1	172,740	1	153,190
	破産更生等債		103,960	87,020	70,090	54,660	1	43,030	1	38,990	1	37,980	1	53,560	1	47,420	1	40,570	1	35,630	1	32,820	1	27,710
	危険債権		229,120	166,200	145,480	119,400	1	92,340	1	88,700	1	86,100	1	91,470	1	95,070	1	96,230	1	104,750	1	107,130	1	96,700
	要管理債権		191,340	191,840	130,440	74,990	1	60,250	1	49,600	1	46,610	1	26,190	1	25,330	l	29,480	1	31,480	1	32,800	1	28,780
	正常債権(5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290	1	5,281,410		5,456,030	l	5,553,290	l	5,737,720	1	5,539,650	1	5,498,630	1	5,610,110	1	5,832,210	I	6,083,220
	不良債権比	_	8.6	7.8	6.3	4.6	I	3.6		3.1		3.0		2.9	l	2.9	1	2.9	1	3.0	1	2.9		2.5
/00	不良債権処分排		10.6	7.4	6.0	3.4	1	0.8		1.5		1.4		3.9	1	2.3		1.3		0.9	1	0.9	'	0.2
(55) 実質業務純益	至(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1	'	7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務総益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

 - 2.() 内内は36年3月期時点の対象金融機関数。 3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞ6銀行を含む。
 - 4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

 - 4. 主要行の計数は、部銀と信託の合計。
 5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉リそな銀行を含む。
 6. 全国銀行の計数は、15年3月期以降埼玉リそな銀行を含む。
 6. 全国銀行の計数は、3年3月期以降 信託及び地域銀行を集計したもの。
 7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農運等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農運等及び商工中金を含む。
 8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
 9. 不良債権処分損及び実質業務純益については5月期(棚掛付)は半期の、3月期は通期の計数。
 10. 19年9月期~22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

																		(ナロ・2017)
		15年3月期	16年3月期	17年3月期 17年9月期	18年3月期 18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期 23年9月期	24年3月期 24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
金融再生法開	引示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7 : ▲ 2.0	▲ 4.6 ▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2 + 0.1	+ 0.3 + 0.0	+ 0.1	▲ 0.9	▲ 1.7
うち要管理債	責権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2 🔺 0.7	▲ 1.2 ▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4 + 0.0	+ 0.2 + 0.0	+ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4
[増減要因]	〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0		+ 1.5 + 0.6	+ 1.0	+:0:7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	8.0 +	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9 : : : + 0.6	+ 1.0 + 0.5	+ 0.9	+ 0.3	+ 0.5
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2 : : : + 0.2	+ 0.4 : + 0.2	+ 0.2	::::+:0.2	+ 0.3	:::::+::0:1	+ 0.0	: :: :+:0:1	+ 0.1	: :: :+:0.0	+ 0.1 : : : : + 0.1	+ 0.1 : : : + 0.1	+ 0.1	: :: :+: 0.1	+ 0.1
	債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2 + 0.1	+ 0.3 + 0.1	+ 0.1		+ 0.2		+ 0.0		+ 0.1	+ 0.0		+ 0.1 + 0.1	+ 0.1		+ 0.1
	再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1 :::: + 0.1	+ 0.1 + 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0 + 0.0	+ 0.0 + 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
	正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4 🔺 1.0	▲ 1.5 ▲ 0.9	▲ 1.1	:::▲:1.0	▲ 1.3		▲ 2.3	. ∴ ▲ 0.4	▲ 0.7		▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	. ∴	▲ 0.6
	債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9 : : . ▲ : 0.8	▲ 1.3 : : :▲:0.8	▲ 1.0	∷∴	▲ 1.1	∷ :▲:0:7	▲ 0.9	: : :▲:0:3	▲ 0.4	. ∴ . ▲ . 0.2	▲ 0.3 : : .▲:0.3	▲ 0.4 : : . ▲ : 0.2	▲ 0.3	∷:.▲:0.3	▲ 0.4
	再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6 : : ▲ :0.2	▲ 0.2 : ▲ 0.1	▲ 0.2	. ▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	0.1	▲ 0.2 : ▲ 0.1	▲ 0.1 : : ▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3 ▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3
	返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9 🔺 0.2	▲ 0.7 + 0.1	▲ 0.2	+ 0,2	+ 0.0	.	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0,0	+ 0.1 🛕 0.1	▲ 0.1 + 0.0	▲ 0.0		▲ 0.1
うち危険債権	在以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5 : : ▲:1:3	▲ 3.4 : : ▲ : 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	. ∴	▲ 0.6 : : : + 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	. ∴ . ▲ . 0.7	▲ 1.3
[増減要因]	〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1 ::: +:1.4	+ 1.9 : : +:1.2	+ 2.7	+:1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8 : : : + 1.5	+ 2.7 + 1.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 1.4
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3 + 0.8	+ 0.9 + 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3 + 0.2	+ 0.3 + 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3
	オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9 🔺 3,5	▲ 6.3 ▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2,1	▲ 3.6	: : : ▲: 1.8	▲ 3.1		▲ 4.1		▲ 3.7 ▲ 1,6	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ . 1.7	▲ 2.9

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。
2. 26年3月期時点の対象金融機関数は115行。
3. 都級・旧長債額(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。
要管理債権の選移の他に、要管理失である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。
**「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

_ 主要	行																		(単1	位:兆円、%)
		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期 19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期 22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期 25年9月期	26年3月期
こ破	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4 0.4	0.4	0:8:	1.0	0.9	0.8 0.7	0.6	0.5	0.5	0:5	0.50.5	0.3
れ 産	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.40.4	0.4	8:0	1.0	0.9	0.8	0.6	0.5	0.5	0:5	0.5 0.5	0.3
に更		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0)
準債	担保·保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0:4	0.4	0.4	0,7	1.0	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0,4	0.5 0.4	0.3
っ権		(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0) : : : (: 91.7)	(91.1)	(: .90:5)	(92.1)	(.91.2)	(91.5) (9.0.8)	(90.3)	(:90.1)	(87.9)	· · · · (: ·88:3)	(90.6) (. 91.4)	(94.4)
債が	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0:0	0.0	0.0		0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1		0.0	0.0
権		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	: : : (: : 7.1)	(9.0)(8.3)	(8.9)	(: 9:5)	(7.9)	(::8.8)	(8.5) ::: (:: 9.2)	(9.7)	(9.9)	(12.1)	(:11:7)	(9.4) (8.6)	(5.6)
	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1:6	1.9 2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6 2.3	2.2
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1,5	1.6 ::::1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	1.8
危険		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	: : : (: 91:9):	(85.0) : : (86.9)	(86.9)	(:85,7)	(81.3)	:::(:84.0)	(84.9) : : : (: 83.2):	(82.9)	.∵.(.82.7)	(82.0)	(-:8:0:6)	(82.9) : : (:82.9)	(83.7)
債	担保·保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0		0.8	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	:::::::1.4	1.4	1.4	1.4	1.2
権		(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)		(54.7)	(. 54.8).	(42.2) (44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(. 50.3)	(50.8) (. 51.2)	(55.3)	(56.8)	(54.6)	(53.2)	(54.1) (54.5)	(54.9)
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.7	0.6	0.7	0:7	0.8	0.6
<u> </u>		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8) (42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1) (32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)	(27.4)	(28.9) (28.4)	(28.8)
	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1:9	1.8	1.7	1,3	1.1	00000004	1.1 -: -: -: -: 1:3-	1.5	1.5	1.5	1,5	1.61.4	1.3
要	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1:3:	1.3	1:2	1.1	0.9	8.0	0.6	0.6	0.7	1.0	1:.0	1.0	1.0	1.1	0.9
管		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(∴64.8)	(63.4) (59.5)	(56.4)	(. 58:0)	(56.1)	∵∵(∵56.2)	(59.6) (62.0)	(64.6)	(:68.0)	(69.7)	(: 69:6)	(71.1) (69.3)	(67.6)
理債	担保·保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	8.0	0.8	0:7	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.6	0.6	0.7		0.8	0.6
梅		(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4) (30.9)	(28.4)	(:33:2)	(29.8)	(:31:0)	(36.2) (39.3)	(41.0)	(44.7)	(46.3)	(46.9)	(48.0) (48.1)	(46.7)
`-	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0,5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	: : : (25.6)	(25.6)	(; · 25.2);	(25.0) (28.6)	(27.9)	· :· · (· :2:4;8)	(26.3)	:::(:25.2)	(23.5) : : : (: 22.6):	(23.6)	.∵.(.23.3)	(23.4)	(:22,7)	(23.2) ((21.3)	(20.9)
	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	3.8	4:2	4.5	4.9	4.5 4.5	4.5	4.4	4.6	4:6	4.7 4.2	3.8
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7 3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8 3.3	3.0
1		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1) (78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(. 80.8)	(81.1) (79.6)	(79.0)	(:79.8)	(79.9)	(79.1)	(80.8) (80.2)	(79.7)
合計	担保·保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2:0	1.91.8	1.8	2,2	2.4	2.6	2.4 2.4	2.5	2.5	2.5	2,5	2.7	2.1
		(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(:.51,7)	(45.4) : : : (: 44.5)	(46.6)	(. 53:6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)(:.53.5)	(55.2)	(:56.6)	(55.5)	· · · · (: ·54:9)	(56.0)(⋅56.3)	(55.5)
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3		1.3	1.1	33333	1.2	:::::::1.3	1.2	1.1	1:.0	1.1	1999	1.2	0.9
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7) (33.8)	(28.4)	(25:7)	(25.7)	(27.1)	(27.0) (26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)	(:24:3)	(24.8) (23.8)	(24.1)

-5/1

_ 地址	或銀行																	(単	位:兆円、%)
		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期 17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期.	20年3月期 20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期 23年9月期	24年3月期 24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
二石	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.51:4	1.3	1.2	1.1
れ よ	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	2.2	2.1	1.9	1.8	1.71.6	1.5	1.3	1.2	1.1
に ₂		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0)	(100,0)	(100.0)	(100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.2)	(99.9) (99.8)	(99.9) (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
準備	担保·保証等	2.4	2.3	1.8	1.41.3	1.2	11111111	1.1	1.0	1.0	1.4	1.3	1.2	11111111	1.1	0.90.8	0.8	0.7	0.7
すれ		(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4) (62.8)	(63.2)	(: 62.5)	(63.5)	::::(:63.0)	(65.3) (64.8)	(64.2)	∵∵(∙62.7)	(61.9)	(61.0)	(60.3) (60.7)	(60.2) (60.5)	(60.1)	⋯ (∙59.9)	(59.2)
債を	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0:7	0.6	0.6	0.5	0.8	0.8	0.7	0:7	0.70.6	0.6	0.5	0.5	0.5
権	`	(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6) (37.2)	(36.8)	(37.5)	(36.5)	(36.9)	(34.6) (:35:1)	(35.7)	(37.2)	(38.1)	(:38.9)	(39.6) (39.3)	(39.7) ::: (:39:4)	(39.8)	(:40.1)	(40.8)
	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1 : : : : 4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0 : : : : 4.0	3.9	3.9	3.8	3,9	4.0 :::::4.1	4.2 : : : : 4.3	4.4	4.2	4.0
Ⅱ.	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3,7	3.5	3.5	3.4 : : : : : 3.5	3.4	3.3	3.2	3,3	3.4 3.5	3.6	3.7	3.6	3.4
危险		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3) : : (84.8)	(84.9)	(. 85.2).	(85.7)	(∙85.5)	(85.7) : ∴ (∴85.5)	(85.2)	∷ (∶84.5)	(84.3)	(: 83.7)	(84.4) (84.2)	(84.5) :::(:84.6)	(85.2)	(. 85.5)	(85.8)
険債	担保·保証等	3.7	3.5	3.2	2.8 2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.7	2.6
権		(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2) (54.9)	(56.1)	(56.6)	(58.2)	(58.8)	(60.3) (62.2)	(63.0)	(63.8)	(64.0)	(65.1)	(64.8) (64.8)	(65.2) (64.9)	(64.7)	(65.1)	(65.4)
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.9	0.8
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1) (29.9)	(28.9)	(28.5)	(27.5)	(26.7)	(25.4) (23.4)	(22.2)	(· 20.7)	(20.3)	(-19,4)	(19.7) (19.6)	(19.3) (19.8)	(20.5)	(· 20.4)	(20.3)
	債権額	4.6	4.9	4.1	3.12.8	2.4	2:3	2.1	2.0	2.0	1.0	00000000	0.9	0:9	1.0	1.1	1.2	3000000A	1.1
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1:3	1.1		1.0	0.5	0.6	0.5	0:5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
管		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6) (58.7)	(57.1)	(: 57.1)	(55.4)	(54.6)	(52.4) (52.0)	(52.1)	(52.1)	(54.3)	(54.6)	(54.8) (53.7)	(53.4) (53.2)	(54.6)	(:54.8)	(54.4)
理	担保·保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0:9	8.0	0.7	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4
債権		(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8) (38.6)	(37.9)	(38.0)	(36.4)	(35.1)	(34.5) (34.9)	(35.9)	(36.6)	(38.8)	(40.4)	(40.6) (39.5)	(38.2) (37.8)	(39.1)	(:38.6)	(38.5)
'*	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4		0.4	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2 : : : : 0.2	0.2	0.2	0.2
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8) (20.0)	(19.2)	∷∷(:19:1)	(19.0)	∵∵(∴19.5)	(17.9) : : (:17.1)	(16.2)	∷ (∶15.5)	(15.5)	∷ (∵14:5)	(14.4) (14.6)	(15.1) (15.4)	(15.5)	(16.2)	(15.9)
	債権額	14.8	14.7	12.8	10.49.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.58:0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.76.8	6.86:9	6.8	6.5	6.2
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.1	6.0	5.7	5.5	5.6	5.7	5.6	5.4	5.1
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4) (80.3)	(80.4)	(-(.80,7)	(80.7)	(80.5)	(80.0) (.80.7)	(85.2)	(84.3)	(84.7)	(-84,0)	(84.2) (83.5)	(82.6) (82.4)	(82.8)	(82.7)	(82.7)
合計	担保·保証等	8.5	8.1	6.7	5.45.0	4.6	4:4	4.2	4.2	4.14.5	4.3	4.2	4.0	4:0	4.0 4.1	4.14.1.	4.0	3.9	3.7
		(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)(51.8)	(52.5)	⋯ (∵52.8)	(53.5)	∵∵(∵53.5)	(54.6) : : : (: :56:1)	(59.7)	∵∵(· 59.4)	(59.9)	(60.6)	(60.2) :::(:60.2)	(59.6) :::(::59:4)	(59.4)	(59.6)	(59.5)
1	引当	3.7	3.7	3.6	3.0 :::::2.8	2.4	2:3	2.1	2.1	1.9 :::::2.0	1.8	1.8	1.7	1:6	1.6	1.6 : : : : 1.6	1.6	1.5	1.4
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7) (28.6)	(27.9)	(27.8)	(27.2)	(27.0)	(25.4) (24.7)	(25.6)	(24.9)	(24.8)	(24.1)	(24.1) (23.6)	(23.0) (23.0)	(23.3)	(23.2)	(23.2)

-572-

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期 17年9月期	18年3月期 18年9月期	19年3月期 19年9月期	20年3月期 20年9月期	21年3月期 21年9月期	22年3月期 22年9月期	23年3月期	23年9月期.	24年3月期 24年9月期	25年3月期 25年9月期	26年3月期
こ破	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2 2.8	2.4	2.1	2.0 2.8	3.4 3.2	2.9 2.6	2.4	2.2	2.0 1.9	1.81.7	1.5
れ よ産	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9 2.6	2.4	2.2	2.0	1.8	1.5
に世		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0) (99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9) (100.0)	(100.0) (100.0)	(100.0)
準債	担保·保証等	5.5	4.3	3.2	2.42.0	1.6	1.41.4	1.4 2.0	2.52.3	2.1	1.7	1.5	1.4	1.3	1.0
す権		(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)(70.9)	(69.6)(:68.5)	(68.9) :::(:69.3)	(71.1) : : : (: 72:8)	(74.1) · · · (· 72.6)	(71.7) (70.0)	(68.7)	(∶68.2)	(67.8)(68:4)	(69.7) (69.4)	(67.5)
債が	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.5
権の		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4) : : (29.1)	(30.4) (31.5)	(31.1) (30.7)	(28.9) : (27.2)	(25.9) (27.4)	(28.2) : : (: 29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2) (31.6)	(30.3) : : (:30.6)	(32.5)
	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7 : : : 6.2	6.4 6.9	6.7	6.7	6.9	7.2	7.3	6.4
║.	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6 : : : : : : 6. 9 :	5.5	5.2 5.4	4.95.3	5.4 5.8	5.7	5.6	5.8	6.0	6.2 5.7	5.4
危险		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4) (86.7)	(87.0) (: 86:9)	(85.5) :::(86.0)	(86.2) (85.6)	(83.9) : : (:84.4)	(85.1) : : : (: 84:0):	(84.5)	(84.2)	(84.1) : : (:83:7)	(84.8) : : (:85.0)	(85.4)
債	担保·保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2 :::::3.4	3.3	3.7	4.0	4.1	4.3	4.4	4.44.1	3.9
権		(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4) (50.9)	(55.5) (56.1)	(53.1) (53.8)	(58.2) (59.2)	(57.3) (58.1)	(59.6) (60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4) (60.6)	(60.6) (61.4)	(61.6)
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4 2.9	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.81.6	1.5
<u> </u>		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0) (35.8)	(31.5)(30,8)	(32.4) (32.2)	(27.9) (.26.4)	(26.6) · · · (· 26.3)	(25.5) (24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7) · · (23.0)	(24.1) · · · (· 23.6)	(23.8)
	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.5	2.6	2.82.6	2.4
要	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1:6	1.7	1.8	1.5
管		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8) (59.1)	(58.5) (: 60.6)	(59.1) (56.8)	(54.1) (54.3)	(54.4) (54.8)	(57.3) (59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7) (62.5)	(64.3) (62.9)	(61.6)
理信	担保·保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4 1.2	1.1	0.7	0.8	1.0		1.1	1.2	1.0
権		(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2) (36.6)	(36.1) (38.7)	(37.3) : : (33.4)	(31.4) : (34.0)	(32.7) (34.3)	(37.1) (39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6) (42.9)	(44.2) : : (:43.7)	(42.7)
1	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5
╙		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6) (22.6)	(22.4) ((21.9)	(21.9) (23.3)	(22.6) (20.3)	(21.6) (20.5)	(20.1) (19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1) (19.7)	(20.1) ((19.2)	(18.8)
	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9 15.9	13.4 12.3	12.0 11.9	11.4 12.3	12.0 12.3	11.7 11.6	11.6	11.6	11.811.8	11.9 11.0	10.2
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4 12.8	10.6	9.5	8.9 9.9	9.9 10.2	9.8 9.5	9.5	9.6	9.7	9.8 9.0	8.4
1		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2) (80.2)	(79.3) (:80,3)	(79.5) (79.8)	(78.3) (80.3)	(83.2)(83.2)	(83.7)(82,6)	(82.6)	(: 82.5)	(82.0) : : (:81:6)	(82.3) (82.1)	(81.8)
合計	担保·保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.16.0	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	6.96.4	5.9
1		(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)(49.8)	(51.2) (:.52.4)	(50.8) (50.5)	(51.9)(:55:4)	(57.7) (57.6)	(58.5) (58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3) (57:9).	(58.2) (58.5)	(58.0)
1	引当	10.6	9.0	7.9	5.6 4.8	3.8 3.4	3.4 ::: 3.5	3.0	3.1	3.0 2.8	2.8	2.7	2.8	2.9 2.6	2.4
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2) (30.3)	(28.1) (27.9)	(28.8) (29.3)	(26.4) (24.9)	(25.5) (25.5)	(25.2) (24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(24.2) (23.6)	(23.9)

全国銀行

⁽注) 1. () 内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉リそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、15年3月期以降埼玉リそな銀行を含む。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貨倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料9-2-12

主要行(7行)

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移 (アンケートによる全数調査)

| 14年3月期 | 15年3月期 | 16年3月期 | 17年3月期 | 18年3月期 | 18年3月1 | 1

(単位: 億円)

	11-0/1/01	10-071701	10-071791	17-071701	111 - 51170	10-071701 10-1-0717	10-071791	10.4.0371501	20-071791		21-071701	217071791	22-071791	++ T + 5 1.1 191	20-071791	20-071741	2-1-0/1/01	21-071791	20-071701	-0-T07.1701	. 20-0/1/01
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285 2,77	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963	1,504	1,886	773	1,724	895	1,447
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443 1,54	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222	1,083	1,370	612	1,240	696	1,097
А-В	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841 1,22	2 1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	1.62	484	199	350
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5 178.	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0	128.6	131.9
地域銀行(106行)																				(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期 18年9月	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571 2,74	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959	1,423	2,780
直前期における評価額 (処分可能見込額)[B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419 :: 1,80	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	t,107	2,165	1,012	1,864
А-В	48	596	739	1,367	931	2,152 94	3 2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793	411	916
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7 152	3 158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6	140.6	149.1
全国銀行(115行)																				(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期 18年9月	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991 5,53	6 10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340	4,254	6,474
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891 3,35	9 6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925	3,155	4,687
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2.170	4,099 2,17	7 3,888	1,328	2,778	1.263	1,450	991	2,293	821	1,901	1.021	1,733	596	1,414	1.099	1,787

A/B (%)

109.5

130.6

152.3

152.0

164.8

163.2

167.9

167.2

158.6

140.2

128.8

128.5

124.1

127.3

138.9

135.6

131.6

136.0

134.8

138.1

118.1

114.6

⁽注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉リそな銀行を含む。3. 全国銀行の計数は、16年3月期以降埼玉リモな銀行を含む。3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

^{4.()}内は26年3月期時点の対象金融機関数。

^{5.9}月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

資料9-2-13

													(平位,応1)
		5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
不	良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692	77,634	132,583	29,140	136,309	22,745	69,441	22,795	61,076
					(110,669)	(62,099)	(108,188)	(22,827)	(104,403)	(15,869)	(53,975)	(15,173)	(42,898)
	貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873	34,473	84,025	21,130	81,181	10,076	25,313	11,886	27,319
					(55,758)	(25,342)	(65,522)	(15,652)	(54,901)	(4,757)	(13,388)	(6,041)	(13,706)
	直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802	43,158	39,927	6,854	47,093	9,002	38,646	9,674	30,717
					(54,901)	(36,756)	(35,005)	(6,306)	(42,677)	(8,123)	(36,094)	(8,062)	(26,500)
	貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213	9,730	8,506	3,300	23,772	6,071	18,807	8,475	25,202
					(15,676)	(8,495)	(7,912)	(3,125)	(22,549)	(5,845)	(17,335)	(7,064)	(22,014)
	バルクセール	2,191	18,546	21,025	42,589	33,428	31,421	846	23,321	801	19,839	566	5,516
	による売却損等				(39,225)	(28,261)	(27,093)	(822)	(20,128)	(771)	(18,759)	(533)	(4,486)
	その他	2,714	6,361	10,216	3,017	3	8,631	1,156	8,035	3,667	5,482	1,235	3,040
	(O) IE				(10)	(1)	(7,661)	(869)	(6,825)	(2,989)	(4,493)	(1,070)	(2,691)
4:	年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134	318,768	451,351	486,254	587,660	610,405	657,101	679,896	718,177
					(218,111)	(280,210)	(388,398)	(415,417)	(492,801)	(508,670)	(546,776)	(561,949)	(589,674)
直	接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022	156,180	196,107	205,961	243,200	255,201	281,846	291,520	312,563
					(108,121)	(144,877)	(179,882)	(186,188)	(222,559)	(230,682)	(258,653)	(266,715)	(285,153)
IJ.	スク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043	217,890	297,580	262,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150
					(218,682)	(164,406)	(219,780)	(182,090)	(202,500)	(192,170)	(197,720)	(192,920)	(192,810)
貸	倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930	123,340	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550
					(103,450)	(93,880)	(136,010)	(125,470)	(92,580)	(80,130)	(76,780)	(77,130)	(69,390)
	(うち、個別貸倒	18,670	30,234	42,984	114,270	104,360	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420
	引当金残高)				(90,700)	(80,770)	(122,600)	(110,020)	(68,130)	(56,160)	(49,820)	(46,170)	(39,170)

													(
		13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不	良債権処分損	29,553	97,221	18,473	66,584	25,077	53,742	14,849	28,475	1,639	3,629	1,607	10,460
		(20,456)	(77,212)	(10,706)	(51,048)	(16,847)	(34,607)	(10,879)	(19,621)	(▲1,928)	(▲ 2,803)	(▲1,872)	(2,729)
	貸倒引当金繰入額	14,912	51,959	8,172	31,011	9,170	16,157	4,572	940	▲ 1,397	▲ 3,722	▲ 263:	5,239
		(8,754)	(38,062)	(2,228)	(20,418)	(4,156)	(4,202)	(2,032)	(▲4,262)	(▲3,655)	(▲ 6,963)	(▲2,528)	(537)
	直接償却等	13,218	39,745	9,764	35,201	14,962	37,335	9,348	27,536	2,762	7,020	1,974	5,373
		(10,593)	(34,136)	(8,050)	(30,376)	(11,869)	(30,472)	(7,914)	(23,862)	(1,427)	(3,804)	(795)	(2,369)
	貸出金償却	11,988	32,042	8,011	21,627	13,224	25,166	7,272	17,114	2,357	4,786	1,658	3,893
		(9,582)	(27,183)	(6,606)	(17,737)	(10,481)	(19,852)	(6,258)	(14,743)	(1,273)	(2,344)	(803)	(2,077)
	バルクセール	1,230	7,703	1,753	13,574	1,738	12,169	2,076	10,422	405	2,235	316	1,479
	による売却損等	(1,011)	(6,953)	(1,443)	(12,640)	(1,388)	(10,621)	(1,656)	(9,119)	(154)	(1,461)	(▲8)	(292)
	その他	1,423	5,517	538	372	945	250	959	▲ 1	274	332	▲ 103	▲ 152
Ш	(0) 15	(1,108)	(5,013)	(428)	(253)	(822)	(▲68)	(964)	(21)	(300)	(356)	(▲138)	(▲171)
4:	年度以降の累計	747,730	815,398	833,871	881,982	907,059	935,724	950,573	964,199	965,838	967,828	969,435	978,288
		(610,130)	(666,886)	(677,592)	(717,934)	(734,781)	(752,541)	(763,420)	(772,162)	(770,234)	(769,359)	(767,487)	(772,088)
直	接償却等の累計	325,781	352,308		387,509	402,471	424,844	434,192	452,380	455,142	459,400	461,374	464,773
		(295,746)	(319,289)		(349,665)	(361,534)	(380,137)	(388,051)	(403,999)	(405,426)	(407,803)		(410,172)
IJ.	スク管理債権残高	356,730		la contrata de la contrata del contrata del contrata de la contrata del la contrata de la contrata del contrata del la contrata del contrata del contrata del contrata del			262,040	[175,390	156,080	131,090	harana arang arang kalabaran arang	117,540
		(217,540)	(276,260)		(204,330)	(175,340)	(135,670)		(72,900)	(60,160)	(45,240)		(40,040)
貸	倒引当金残高	115,640	· ·	[. * . * . * . * . * . * . * . * . * . *		109,160	114,300		85,350	73,260	64,380	h	58,960
Ι,		(69,070)			(78,970)		(69,030)		(47,390)	(37,640)	(32,470)		(30,200)
	(うち、個別貸倒	70,860		71,680	60,810		54,410		43,860	38,470	28,760	harana arang arang kalabaran arang	27,200
	引当金残高)	(37,840)	(46,690)	(38,880)	(30,020)	(24,980)	(25,750)	(33,860)	(20,000)	(16,110)	(8,910)	(7,170)	(9,590)

	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
不良債権処分損	7,815	11,238	13,101	30,938	9,733	16,821	3,402	10,046	1,383	5,486	1,531	5,754
	(4,043)	(4,110)	(7,800)	(19,119)	(6,021)	(9,654)	(1,244)	(3,912)	(329)	(2,575)	(136)	(2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657	2,893	6,476	15,318	5,153	8,028	1,409	5,362	125	2,212	310	2,850
	(1,769)	(▲1,573)	(2,770)	(7,255)	(2,545)	(3,530)	(146)	(1,115)	(▲293)	(740)	(▲455)	(492)
直接償却等	3,084	8,206	6,451	15,328	4,477	8,574	1,927	4,534	1,200	3,147	1,211	2,768
	(2,214)	(5,770)	(4,962)	(11,779)	(3,469)	(6,078)	(1,131)	(2,854)	(599)	(1,802)	(619)	(1,591)
貸出金償却	2,836	6,275	6,088	13,933	3,847	7,003	1,785	4,086	1,046	2,379	1,061	2,340
	(2,084)	(4,499)	(4,741)	(10,797)	(2,956)	(5,021)	(1,107)	(2,683)	(576)	(1,325)	(548)	(1,437)
	249	1,931	364	1,395	631	1,571	143	448	155	769	150	
による売却損等	(130)	(1,271)	(221)	(981)	(513)	(1,057)	(24)	(171)	(24)	(477)	(71)	(154)
その他	74	139	174	291	103	218	66	151	58	127	10	136
	(60)	(▲86)	(68)	(85)	(6)	(47)	(▲33)	(▲57)	(23)	(33)	(▲27)	(34)
4年度以降の累計	986,103	989,526	1,002,627	1,020,464	1,030,197	1,037,285	1,040,687	1,047,331	1,048,714	1,052,817	1,054,348	1,058,571
	(776,131)	(776,198)	(783,998)	(795,317)	(801,338)	(804,971)	(806,215)	(808,883)	(809,212)	(811,458)	(811,594)	(813,575)
直接償却等の累計	467,857	472,979	479,430	488,307	492,784	496,881	498,808	501,415	502,615	504,562	505,773	507,330
	(412,386)	(415,942)	(420,904)	(427,721)	(431,190)	(433,799)	(434,930)	(436,653)	(437,252)	(438,455)	(439,074)	
リスク管理債権残高	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820
	(39,150)	(36,990)	(41,430)	(45,370)	(49,380)	(48,190)	(47,540)	(46,390)	(45,740)	(47,500)	(47,400)	(49,350)
貸倒引当金残高	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270		1. * . * . * . * . * . * . * . * . * . *	51,030	1. * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	· ·
	(30,140)	(25,800)	(26,440)	(30,270)	(30,740)	(29,630)	(28,060)	(27,060)	(25,780)	(26,400)	(24,640)	(25,140)
(うち、個別貸倒	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	· ·
引当金残高)	(10,300)	(6,840)	(8,170)	(10,070)	(11,720)	(11,220)	(10,490)	(8,800)	(8,950)	(9,870)	(9,450)	(9,480)

			(単位:億円)
		25年9月期	26年3月期
不	良債権処分損	▲ 1.156	▲ 753
ľ	ZKIEZZ	(▲1,850)	(▲2,546)
	貸倒引当金繰入額	▲ 1,899	▲ 2,332
		(▲2,163)	(▲3,135)
	直接償却等	791	1,665
		(394)	(761)
	貸出金償却	663	1,375
		(356)	(680)
	バルクセール	129	290
	による売却損等	(37)	(81)
	その他	▲ 48	▲ 86
		(▲81)	(▲172)
4	年度以降の累計	1,057,415	1,056,662
		(811,725)	(809,179)
直	[接償却等の累計	508,121	509,786
L		(440,440)	(441,201)
リ	スク管理債権残高	107,330	100,346
		(42,960)	(38,722)
貸	倒引当金残高	43,830	41,740
		(21,680)	(20,430)
	(うち、個別貸倒	21,470	20,500
	引当金残高)	(7,950)	(7,580)

- (注)1.()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
 - 2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
 - 3.8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
 - 4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。 また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
 - 5. 不良債権処分損については、10年9月期~11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
 - 6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
 - 7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 - 8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 - 9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 - 10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 - 11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期~9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
 - 12. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6)リスク管理債権額等の推移

			14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
都鈍旧長	()	出金	2.932.230	2.638.740	2.475.810	2.360.950	2.386.020	2,426,790	2.453.150	2.446.820	2.457.800	2.494.870	2.546.070	2.620.060	2.495.450	2.449.130	2.384.050	2.393.530	2.387.570	2.452.280	2.446.690	2.593,130	2.640,720	2.735.470
信鈴	も・ リ.	スク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350	42,960	38,720
信部	E [2	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,620	1,660	1,630	1,800	1,350	710
	3	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360	27,300	25,020
	[3	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740	750	720
	- 15	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440	13,550	12,270
	貸	倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	21,680	20,430
(9) [1	固別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480	7,950	7,580
都銀	市貨	出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320	2,193,910	2,274,400
~	<u>بر</u>	スク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090	36,970	33,420
	1	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510	1,260	620
	3	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950	23,070	21,530
	3	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720	730	700
	-	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900	11,900	10,570
		倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	18,730	17,610
(4	E	固別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640	6,630	6,320
期	信	出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650	68,430	68,850
用行	Ŧ F	スク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310	2,740	2,300
	- li-	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110	80	70
	l i-	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950	2,400	1,980
	۱'n	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10	10	10
	-	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250	250	240
III ,,	1.5	倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,700	1,550	1,480
(2		個別貸倒引当金残高 [出金	3,690	1,500	1,500	1,050	970 339.010	700 336,190	520	570	680	490	500	980 350.390	730	1,020 352,420	930 346.980	950 354.000	960	1,030 349,200	1,050 358,170	1,050 375,150	840 378,380	850 392,220
銀銀	行一	スク管理債権	400,240 37.990	377,190 25,580	360,900 17.590	340,510 9.320	7,330	5.540	335,350 4.960	335,180 5.440	331,050 4,440	333,330 4.040	333,620 3.060	3,690	353,520 5.940	4,210	3,860	3,420	352,800 3,220	3,330	3,260	3,950	3,250	3,000
3	l٦	ベントでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180	3,230	3,000
	۱'n	延滞債権	18.860	8,890	8,170	5.070	4.190	1.830	1,500	2,430	2.280	1,610	1,690	2.370	4.470	2.360	2.200	1.780	2.010	1,990	2.040	2.470	1.840	1,510
	- li-	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	10	1,010
	- li-	貸出条件緩和債権	17.130	15,150	8.340	3.850	2.810	3,440	3.260	2.830	2.000	2.290	810	560	860	1.510	1.430	1,350	1.000	1,120	1.030	1.290	1,390	1,460
	貸	倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	1,400	1,340
(3	3) [[4	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800	480	410
王	安 貸	出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470	2,572,280	2,666,620
1 '	IJ.	スク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,720	43,910	46,040	40,220	36,420
	F	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690	1,270	630
	3	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420	24,910	23,050
	[3	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730	740	710
	[1	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200	13,290	12,030
	貸	倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	20,140	18,950
(7) [1	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430	7,110	6,730

ı	1
5	4
∞	
\supset	
I	

			14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
地			1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	2,209,900	2,255,410
銀	行山	Jスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	64,370	61,620
		破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	2,820	2,450
		延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	50,180	48,050
	H	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	390	320
	Li	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970	9,770	10,850	11,240	11,220	10,980	10,810
	ĵ	資倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	22,150	21,310
(10	06)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	13,520	12,920
地銀	方行	 出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740	1,690,710	1,726,410
1 30		Jスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130	47,050	45,300
		破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	1,770	1,570
		延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	37,750	38,310	38,300	36,460	35,080
		3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	330	260
		貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	8,480	8,400
	ĵ	資倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	16,330	15,840
	(4)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	9,670	9,340
第	<u>_</u> j		437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780	452,940	462,070
郵		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200	16,170	15,220
		破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	1,000	850
	li	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	12,850	12,150
	li	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	60	50
	Li	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,530	1,680	1,830	2,040	2,460	2,270	2,170
	ĵ	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	5,400	5,090
(4	11)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190	4,080	3,930	3,640	3,390
全	国		4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950	4,850,620	4,990,870
銀	行山	Jスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820	107,330	100,350
₹		破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	5,470	5,320	4,930	4,170	3,160
1	- li	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	77,480	73,070
	- li	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	1,150	1,040
	L	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	24,530	23,070
	Î	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	43,830	41,740
(1	15)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	21,470	20,500

I	(
581	刊取 金枝
Ι	100

_																								(単位:億円)
42			14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期		22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
協組	織	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520		1,264,120
金機		リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020		71,750		66,000		63,250		57,400		57,120	- 1	57,280		59,920		60,190	1	57,750
		破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	- 1	6,300	1	5,650	1	5,390	1	7,150	- 1	6,430	1	5,120		4,540		4,020	- 1	3,200
		延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	1	48,700	- 1	46,290	1	45,740	1	44,280	1	45,370	- 1	46,580	1	49,280	1	50,180	1	49,040
		3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	- 1	350	- 1	360	1	400	1	440	- 1	470	- 1	310	- 1	260	- 1	260	- 1	190
	-	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	- 1	16,390	1	13,690	1	11,710	- 1	5,510	- 1	4,850	1	5,260	- 1	5,840	- 1	5,720	1	5,320
	- 1	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	- 1	23,320	- 1	21,460	1	19,900	- 1	20,540	- 1	21,380	- 1	20,130		19,820	- 1	18,900	- 1	18,440
	- 00	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	1	17,070	- 1	15,770	1	14,630	- 1	15,360	- 1	15,920	- 1	15,150	1	15,340	- 1	14,620	1	14,250
1 金	庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	- 1	686,570	- 1	690,820		693,960	- 1	703,160		704,210	- 1	690,090	1	691,630	- 1	691,480	- 1	704,550
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	- 1	49,010		45,140	1	44,360	1	40,700	- 1	40,440	- 1	41,010	- 1	43,470	1	43,690		41,690
		破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350	- 1	3,390	- 1	3,230		3,130		4,140	1	3,710		2,910	- 1	2,610	1	2,260	- 1	1,720
		延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830	- 1	34,890	1	33,220	1	33,480	1	32,850	- 1	33,500	- 1	34,530	- 1	36,850	- 1	37,390	- 1	36,210
		3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240	1	190	1	180	1	210	- 1	210		240	- 1	180	- 1	140	- 1	140	- 1	80
	-	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050	- 1	10,530		8,510	1	7,530	- 1	3,500	1	2,990	- 1	3,390	- 1	3,870	- 1	3,890		3,670
	1	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100	- 1	13,450	- 1	12,560	1	11,970	- 1	12,070	- 1	11,890	- 1	11,270	- 1	11,330		10,950	- 1	10,690
11	_	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360	- 1	10,220	- 1	9,580		8,980	- 1	9,240	1	8,990	1	8,500		8,850	1	8,620	- 1	8,390
旧組	1合 [貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	- 1	98,430	1	98,440	1	97,810	- 1	97,930	- 1	97,560	- 1	99,700	- 1	98,000	- 1	99,070	- 1	100,670
	-	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	- 1	10,600	- 1	10,240		10,090	- 1	8,810	- 1	8,050	1	7,980	- 1	8,320	- 1	8,320	- 1	7,720
		破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	- 1	1,090	- 1	1,050	1	1,180		1,260	1	1,070	1	950	- 1	780	- 1	760	- 1	660
		延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	1	6,730	1	6,620		6,470	- 1	6,260	- /	5,950	- 1	5,950		6,410	1	6,440	- 1	5,990
		3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	- 1	100		110		100	- 1	120		120	1	70	1	60	- 1	60	- 1	40
	L	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	1	2,680	1	2,460	1	2,330	1	1,170	- 1	910	1	1,010	- 1	1,070	1	1,060	1	1,030
	1	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	1	3,170	1	3,100	1	3,080	1	2,890	1	2,800	1	2,810	1	2,910	1	2,930	1	2,790
μ.	_	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	1	2,500	1	2,440		2,400	1	2,270	1	2,210	1	2,240	1	2,370	1	2,430	1	2,320
Ho	金 1	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	1	5,465,390	1	5,552,780		5,621,880	1	5,854,050	1	5,709,140	1	5,684,310	1	5,803,230	1	6,020,480	1	6,254,990
金機		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	1	202,840	1	183,540	1	174,940	1	173,490	1	171,410	1	169,990	1	175,230	1	177,010	1	158,090
190	大	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	1	12,600	1	11,300	1	11,580	1	22,850	1	17,630	1	12,650	1	10,010	1	8,950	1	6,350
		延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	1	126,190	1	119,630	1	114,690	1	123,340	1	127,270	1	126,800	1	132,640	1	134,280	1	122,120
		3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1	1,660	1	1,590	1	1,500	1	2,140	1	1,900	1	2,510	1	1,730	I	1,400	1	1,220
	L	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760		62,390	1	51,000	1	47,160	1	25,150	1	24,590		28,020	1	30,840	1	32,380	1	28,390
	[1	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540		87,690		80,420	1	72,630	1	79,200		78,400		74,080		70,840		67,550		60,180
(5	90)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840		45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500		34,740

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。 2. ()内は26年3月期時点の対象金融機関数。 3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

3. 旧文店級が計数は、1443万別は日本典条数計で含め、1644万に自加数計へ転換 4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。 5. 地域銀行の計数は、1543月期以降埼玉リそな銀行を含む。 6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

資料9-2-15

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(出法、业田)

工女11(/11)																						(年世.元门)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5	261.0	273.0
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2	12.9	12.2
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2
破綻先•実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	8.0	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
要管理~破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8
UL 1-8 AD (= (1 0 0 (=)																						/34 th .II. (T)

地域銀行(106行) (単位:兆円) | 14年3月期 | 15年3月期 | 16年3月期 | 17年3月期 | 17年9月期 | 18年3月期 | 18年9月期 | 19年3月期 | 19年9月期 20年3月期 20年3月期 21年3月期 21年3月期 22年3月期 22年3月期 22年9月期 23年3月期 23年3月期 24年3月期 24年3月期 24年9月期 25年3月期 25年9月期 26年3月期 正常先 136.2 141.0 142.7 146.8 147.4 152.2 153.8 156.4 156.9 159.3 159.3 162.2 153.6 158.9 158.6 161.5 162.5 165.9 169.5 173.3 176.3 180.8 要注意先 32.9 30 1 26.5 23.7 23.1 229 23 1 242 24 6 25.2 25.8 27.8 28.5 30.3 30.0 299 29 1 29 1 28.0 27.5 26.3 25.9 (要管理債権) 4.6 4.9 4.1 3.1 2.8 2.4 2.3 2.1 2.0 2.0 2.0 1.0 1.1 0.9 0.9 1.0 1.0 1.1 1.2 1.2 1.1 1.1 6.4 6.3 5.8 5.1 4.8 4.4 4.1 4.1 4.0 4.0 3.9 3.9 4.0 4.2 4.2 4.3 4.4 4.2 4.0 破綻懸念先 4.4 4.1 3.8 破綻先 実質破綻先 3.9 2.0 2.2 1.1 3.5 2.8 2.2 1.8 1.8 1.7 1.6 1.6 1.9 2.1 1.9 1.8 1.7 1.7 1.5 1.4 1.3 1.2 要管理~破綻先の合計 14.8 14.7 12.8 10.4 9.7 8.7 7.8 7.8 7.6 8.0 7.2 7.0 6.6 6.6 6.7 6.9 6.8 6.9 6.9 6.5 6.2 8.4

全国銀行(115行)																						(単位:兆円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9	443.3	460.0
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1	39.6	38.4
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4
破綻先•実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.5
要管理~破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0	11.0	10.2

	預金取扱金融機関(590機	(関)																					(単位:兆円)
		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期
٦	正常先	487.3	465.3	459.6	463.7		472.8		481.1		485.1		491.8		482.3		485.3		498.6		525.3		554.2
ō	要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2		52.3		55.8	/	57.8	/	65.2		70.5	/	68.7		65.7		62.4	/	56.8
כ	(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5		6.0	/	5.0		4.7		2.6		2.5		2.9		3.1		3.3	/	2.9
	破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	/	9.7	_/	9.3		9.0	/	9.5		9.9		10.0	/	10.9		11.1	/	10.1
	破綻先·実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6		4.4		4.0		3.9		5.5		5.0		4.2	/	3.6		3.4	/	2.9
	要管理~破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	/	20.2	/	18.3	/	17.5	/	17.6	/	17.4	/	17.1	/	17.6	/	17.8	/	15.9

⁽注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

² 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

^{3.} 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

^{4.} 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

^{5.} 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

^{6.} 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

^{7.} 不負債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

^{8.()}内は26年3月期時点の対象金融機関数。

<u>1</u> 2 I တ 資料(

プログラム 金融再生

主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生―

Ш

30

Щ

平成 14 年 10

「車の両輪」

不良債権問題の解決と構造改革の推進は

- 〇主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生
- 中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施 雇用、 「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 _ О

(3. 新しい金融行政の枠組み)

(1)資産査定の厳格化

- 〇資産査定に関する基準の見直し

○ 貸出債権のオフバランス化推進 ○ 時価の参考情報としての自己査定の活用

(1)「特別支援」を介した企業再生

O DIPファイナンスへの保証制度

(2) KCCの一層の活用と企業再生

〇 企業再生機能の強化

2. 新しい企業再生の枠組み

《1. 新しい金融システムの枠組み》

(1)安心できる金融システムの構築

0 0

決済機能の安定確保 モニタリング体制の整備 国民のための金融行政

- 引当に関するDCF的手法の採用 I
- 引当金算定における期間の見直し 再建計画や担保評価の厳正な検証

栿

- 〇特別検査の再実施

- 〇自己査定と金融庁検査の格差公表 〇自己査定の是正不備に対する行政処分の強化 〇財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- 2)自己資本の充実
- 〇自己資本を強化するための税制改正
- 排 〇繰延税金資産の合理性の確認 〇自己資本比率に関する外部監査の導入
- (3) ガバナンスの強化
- 〇優先株の普通株への転換
- 〇健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出

(4)企業と産業の再生のための新たな仕組み

₩ ○早期是正措置の厳格化 ○「早期警戒制度」の活用

(平成14年11月29日に作業工程表を公表、 凍わかに実施

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

基本的考え方

日本の金融システムと金融行政に対する信頼 世界から評価される金融市場を実現 を回復し、

 $\widehat{\mathbb{I}}$

◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、 ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

問題を正常化

-583-

0 0

〇 中小企業貸出に関する担い手の拡充

0

(2)中小企業貸出に対する十分な配慮

中小企業再生をサポートする仕組みの整備

〇 企業再生ファンド等との連携強化

○ 貸出債権取引市場の創設 ○ 証券化機能の拡充

中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命

中小企業の実態を反映した検査の確保

中小企業金融に関するモニタリング体制の整備

貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置貸し渋り・貸し剥がし検査

〇 企業再生に資する支援環境の整備 〇 過剰供給問題等への対応

(3)企業再生のための環境整備

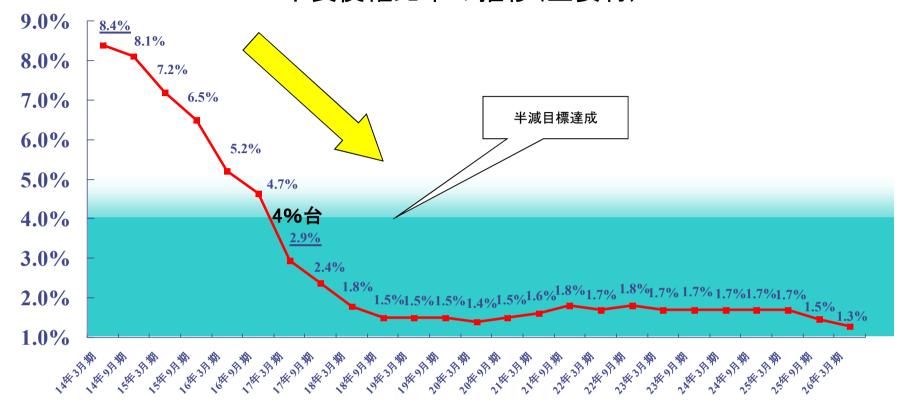
○ 早期事業再生ガイドラインの策定 ○ 株式の価格変動リスクへの対処 ○ 一層の金融緩和の期待

政府と日銀が一体となった支援体制の整備 「特別支援金融機関」における経営改革 000

新しい公的資金制度の創設

(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結

不良債権比率の推移(主要行)



〇金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の 半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

資料9-3-1 預金取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

金	—————————————————————————————————————	機	関	等	名	モニタ	リング		モニタ		
	113-4										
三フ	菱 ィ ナ ン	シャ	U ル・	F グ ル ー	J プ	25.	8.	20		_	
≡	井住友フ	ィナ	ンシャ	ルグルー	プ	25.	8.	20		_	
みフ	ィナン	・シ・	ず ャ ル ク	ブルー	ほプ	25.	8.	20		_	
Ξ	井 住 ホ ー	友 ル -	ト : デ ィ	ラ ス ン グ	トス	25.	8.	20		_	
じ	もとホ	- - ,	ルディ	ィング	ス	25.	8.	28	26.	2.	28
フ	ィデア	ホ ー	ルデ	ィング	ス	25.	11.	11	26.	2.	21
۲	モ ニ #	s — ,	ルディ	ィング	ス	26.	1.	8	26.	5.	28

⁽注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

主要行等に対するモニタリング実施状況

(平成26年6月30日現在)

金	鬲	蚀	機		関	争	争	名	モニタ	リング	開始日	モニタ	リング	終了日
=	菱	東	京	U	F	J	銀	行	25.	8.	20		_	
≡	ŧ	‡	住		友	金	艮	行	25.	8.	20		_	
み		ず		ほ		銀		行	25.	8.	20		_	
≡	菱	U	F	J	信	託	銀	行	25.	8.	20		_	
≡	井	住	友		信	託	銀	行	25.	8.	20		_	
									25.	12.	17	26.	3.	24
み	ず	ı	ま	信	言	ŧ	銀	行	25.	8.	20		_	
新		銀		行		東		京	25.	8.	26	26.	2.	6
シ	テ	イ	バ		ン	ク	銀	行	25.	8.	27	25.	12.	24
s		В		J		銀		行	26.	5.	20		_	

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

【地方銀行】

(平成26年6月30日現在)

金	融	機	関	等 名	i = =	タリン	グ開始日	モニタ	リング約	冬了日
ス	ル	ガ		銀行	ī 25	. 8.	21	25.	11.	28
Щ	Ŧ	杉	銀	行	ē 25	. 8.	26	26.	1.	28
武	蔵	野		銀行	i 25	. 8.	27	26.	2.	28
北	ŧ	都	銀	行	i 25	. 11.	11	26.	2.	21
荘	F	内	銀	1	ē 25	. 11.	11	26.	2.	21
百	+	四		銀行	ē 26	. 1.	8	26.	4.	18
伊	3	₹	銀	行	i 26	. 1.	8	26.	4.	18
阿	ž	皮	銀	行	ē 26	. 1.	8	26.	4.	18
北	海	道		銀行	i 26	. 4.	18	26.	5.	30
滋	j	買	銀	行	ē 26	. 4.	18	26.	5.	30
福	F	到	銀	行	i 26	. 4.	18	26.	5.	28

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

【第二地方銀行】

(平成26年6月30日現在)

金	融	機	関	等	名	モニタ	リング	開始日	モニタ	リング	終了日
大		正	銀		行	25.	8.	5	26.	1.	27
第		Ξ	銀		行	25.	8.	20	25.	11.	14
福	岡	中	央	銀	行	25.	8.	20	26.	1.	10
大		光	銀		行	25.	8.	21	25.	11.	29
大		東	銀		行	25.	8.	27	26.	2.	27
佐	賀	共	栄	銀	行	25.	8.	27	26.	2.	26
仙		台	銀		行	25.	8.	28	26.	2.	28
き	6	や	か	銀	行	25.	8.	28	26.	2.	28
香		Ш	銀		行	26.	1.	8	26.	5.	28
徳		島	銀		行	26.	1.	8	26.	5.	28

(平	成.	26 4	∓6	月3	30 E	鳿	在)
Ī	Ŧ	=	タ	١J	ン	グ	終	7	Е

外	国	1	金	融	機	関	等	名	モニタ	リング	開始日	モニタ	リング	終了日
۴	1	ツ	銀	行	東	京	支	店	25.	8.	26	26.	2.	28
或	民	3	詪	行	在	日	支	店	25.	12.	11		_	
ビ -	-·エ	ヌ・	ピ -	- · /°	リバ	银 行 東	東京支	店	26.	2.	18	26.	3.	4
中	玉	建	設	銀	行	東京	支	店	26.	2.	18	26.	3.	4
ナシ	ノョナ	ル:	ォー	ストラ	ラリア	銀 行 孠	東京支	店	26.	2.	18	26.	3.	4
ブ	ラ	ジ	ル	銀	行者	E 日	支	店	26.	2.	18	26.	3.	4
中	國信		£ 商	i 業	銀行	東	京支	店	26.	2.	18	26.	3.	14
オー	-ストラ	ラリフ	- -:	ュージ	ーラン	ド銀行	在日支	店	26.	2.	18	26.	3.	14
中	国	エ	商	銀	行る	主日	支	店	26.	2.	18	26.	3.	14
中	或	3	詪	行	在	日	支	店	26.	2.	18	26.	3.	14
兆	豐屋		※ 商	i 業	銀行	在	日 支	店	26.	2.	28	26.	3.	25
۱ لا	· 🗆	ポ	IJ	タン	銀行	東	京支	店	26.	2.	28	26.	3.	20
交	通	Í	詪	行	東	京	支	店	26.	2.	28	26.	3.	25
クι	ノ デ	1	・ス	イス	、銀(亍 東	京支	店	26.	3.	5	26.	3.	31
フィ	リピ	ン・	ナシ	ョナ	ル・バ	ンク亰	東京 支	店	26.	3.	10	26.	4.	2
ュナ	イテ	ッド	・オ-	- / ` —	シース	、銀行 でんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	東京支	店	26.	3.	12	26.	4.	4
香	港	上	海	銀	行る	王日	支	店	26.	3.	19	26.	4.	10
バ	– 5	7 L	・イ	ズ:	銀行	東,	京 支	店	26.	3.	19	26.	4.	9
ゥ	ニク	レ	デ	ィト	銀行	東	京支	店	26.	3.	25	26.	4.	14
ソシ	ノエラ	-	ジェ	ネラ	ル銀	行 東	京 支	店	26.	3.	28	26.	4.	17
F	1	ツ	銀	行	東	京	支	店	26.	3.	31	26.	4.	22
イタ	ウ・ワ	ゥニ	バン	- - -	ニッセ・	アー	東京支	店	26.	3.	31	26.	4.	18
バ:	ンク	· オ	· ブ・	・イン	, デ ィ	ア在	日支	店	26.	4.	2	26.	4.	24
					ブ・ス 一		·ラン l 支		26.	4.	7	26.	4.	25
							京支		26.	4.	7	26.	4.	25
スタ	ンダ	_	ドチー	ャータ	マード:	銀行す	東京 支	店	26.	5.	9	26.	6.	6

外 国 金 融 機 関 等 名 モニタリング開始日 モニタリングウ リ ィ 銀 行 東 京 支 店 26. 5. 20 ー 韓 国 外 換 銀 行 在 日 支 店 26. 5. 20 ー 中 小 企 業 銀 行 東 京 支 店 26. 5. 20 ー	終了日
韓 国 外 換 銀 行 在 日 支 店 26. 5. 20 —	
山中、小、今、紫、伊、行、東、古、末、庄、26、 5、 20	
中 小 企 業 銀 行 東 京 支 店 26. 5. 20	
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店 26. 5. 21 26. 5.	28
コ メ ル ツ 銀 行 東 京 支 店 26. 5. 22 26. 6.	30
ウェルズ・ファーゴ銀行東京支店 26. 5. 23 26. 5.	30
デプファ・バンク・ピーエルシー東京支店 26. 5. 23 26. 5.	29
アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ東京支店 26. 5. 26 26. 6.	2
ユバフーアラブ・フランス連合銀行在日支店 26. 5. 26 26. 6.	4
インテーザ・サンパオロ・エッセ・ピー・ア東京支店 26. 5. 26 26. 6.	6
バ ン コ ッ ク 銀 行 在 日 支 店 26. 5. 28 26. 6.	4
D B S 銀 行 東 京 支 店 26. 5. 28 26. 6.	4
彰 化 商 業 銀 行 東 京 支 店 26. 5. 30 26. 6.	6
オーバーシー・チャイニーズ銀行東京支店 26. 5. 30 26. 6.	6
第 一 商 業 銀 行 東 京 支 店 26. 6. 3 26. 6.	10
インドステイト銀行在日支店 26. 6. 3 26. 6.	10
ニューヨー クメロン 銀 行 東 京 支 店 26. 6. 3 26. 6.	10
ニューョークメロン信託銀行 26. 6. 3 26. 6.	12
ピーティー・バンクネガラインドネシア(ペルセロ) ・ テ ィ ー ビ ー ケ ー 東 京 支 店 26. 6. 5 26. 6.	12
台 湾 銀 行 東 京 支 店 26. 6. 5 26. 6.	12
ステート・ストリート銀 行 東 京 支 店 26. 6. 9 26. 6.	16
ステート・ストリート信託銀行 26. 6. 9 26. 6.	18
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行東京支店 26. 6. 9 26. 6.	20
パキスタン・ナショナル銀行在日支店 26. 6. 19 -	
中 国 農 業 銀 行 東 京 支 店 26. 6. 19 -	
カナダロイヤル銀行東京支店 26. 6. 30 -	
オーストラリア・コモンウェルス銀行東京支店 26. 6. 30 -	

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。 —588 —

信	F	———— 目		金			———— 名	モニタ	リング	開始日		<u>(26年6月3</u> スリンク		
		-	 信		—— 用		- 金		25.	8.	1	25.	12.	26
米										o. 8.		25. 25.		26
白	河	击	信	<i>1</i> =	用		金	庫	25.		1		12.	
東	京	東	ı=	信	_	用	金		25.	8.	1	25.	12.	26
松	本		信		用		金	庫	25.	8.	1	25.	12.	11
青北	木 群	馬	信	信	用	m	金 金	庫	25. 25.	8. 8.	1 2	25. 25.	12. 12.	19 13
館	山	枘	信	16	用	ж	金	庫庫	25. 25.	o. 8.	2	25. 25.	12.	25
	州		信		用用		金		25. 25.	8.	2	26.	12.	7
播但	馬		信		用用		金	庫庫	25. 25.	o. 8.	2	25.	12.	11
滋	賀	中	央		信	用		金庫	25. 25.	8.	2	26.	12.	10
西西	武	т	信		用	л	金	庫	25. 25.	8.	5	26.	1.	6
高	知		信		用		金	庫	25. 25.	8.	5	25.	12.	17
氷	見	伏	木		信	用		金庫	25.	8.	7	25.	12.	13
金	沢	<i>(</i> ************************************	信		用	/13	金 金	庫	25.	8.	7	26.	1.	16
並	前		信		用		金	庫	25.	8.	7	25.	12.	10
北	門		信		用		金	庫	25.	8.	19	26.	1.	8
宮			信		用		金	庫	25.	8.	19	25.	12.	17
鹿	児	島		信		用	_ 金		25.	8.	19	26.	1.	8
碧	海		信		用		金	庫	25.	8.	20	25.	12.	25
掛	JII		信		用		金	庫	25.	8.	20	26.	1.	7
関	信	=		用		4	金	庫	25.	8.	20	26.	1.	7
お	か	ゃ	ま		信	用	-	金 庫	25.	8.	20	26.	3.	6
玉	島		信		用		金	庫	25.	8.	20	26.	1.	15
萩	山	П		信		用	金	庫	25.	8.	20	26.	1.	17
東	春		信		用		金	庫	25.	10.	24	26.	3.	6
静	窗		信		用		金	庫	25.	10.	24	26.	3.	17
八	幡		信		用		金	庫	25.	10.	24	26.	3.	4
北	伊 勢	势 _	Ŀ	野	信	į į	Ħ	金庫	25.	10.	24	26.	3.	6
結	城		信		用		金	庫	25.	10.	25	26.	3.	13
甲	府		信		用		金	庫	25.	10.	25	26.	3.	11
高	崎		信		用		金	庫	25.	10.	25	26.	3.	14
中	南		信		用		金	庫	25.	10.	25	26.	3.	11

信	用		金	Ţ	車	名	モニタ	リン	グ開始日		<u>26年6月30</u> リング	
桐	生		F		金	庫	25.	10.	25	26.	3.	12
Л		信	F	1	金	庫	25.	10.	25	26.	3.	11
天	草	信	F	1	金	庫	25.	10.	25	26.	3.	7
都	城	信	F	1	金	庫	25.	10.	25	26.	3.	7
北	見	信	F	1	金	庫	25.	10.	28	26.	3.	7
村	上	信	F	1	金	庫	25.	10.	28	26.	3.	11
小	松	JII	信	用	金	庫	25.	10.	28	26.	3.	14
大	阪	信	F	1	金	庫	25.	10.	28	26.	4.	2
尼	崎	信	A	1	金	庫	25.	10.	28	26.	3.	28
砺	波	信	Я	1	金	庫	25.	10.	29	26.	3.	5
敦	賀	信	F	1	金	庫	25.	10.	29	26.	3.	7
佐	賀	信	Я	1	金	庫	25.	10.	29	26.	3.	7
広	島	信	F	1	金	庫	25.	11.	6	26.	4.	10
広	島み	とど	IJ.	信月	用 金	庫	25.	11.	6	26.	4.	24
愛	媛	信	F	1	金	庫	25.	11.	6	26.	3.	5
杜	Ø	都	信	用	金	庫	25.	11.	18	26.	4.	25
秋	田	信	F	1	金	庫	25.	11.	18	26.	4.	25
半	田	信	F	1	金	庫	26.	1.	9	26.	6.	9
尾	西	信	F	1	金	庫	26.	1.	9	26.	6.	2
津	信		用	1	金	庫	26.	1.	9	26.	5.	27
石	動	信	J	1	金	庫	26.	1.	15	26.	5.	30
興	能	信	F	1	金	庫	26.	1.	15	26.	5.	14
武	生	信	F	1	金	庫	26.	1.	15	26.	6.	27
か	なった	が わ	信	用	金	庫	26.	1.	16	26.	6.	10
宇	和	島	信	用	金	庫	26.	1.	16	26.	6.	9
朝	日	信	F	1	金	庫	26.	1.	17	26.	6.	17
芝	信		用	1	金	庫	26.	1.	17	26.	6.	13
日	高	信	F	1	金	庫	26.	1.	20	26.	5.	20
伊	達	信	F	1	金	庫	26.	1.	20	26.	5.	20
帯	広	信	F	1	金	庫	26.	1.	20	26.	5.	20
京	都	中 央	信	用	金	庫	26.	1.	20	26.	6.	10
島	根	中 央	信	用	金	庫	26.	1.	20	26.	6.	30
吉	備	信	F	1	金	庫	26.	1.	20	26.	6.	24
中	栄	信	F	1	金	庫	26.	1.	21	26.	6.	3

									月30日現在)			
信	月 ————————————————————————————————————	Ħ ————	金		=	名	モニ	タリン	グ開始	日モニ	ニタリン	, グ 終 了 日 ————
瀧	野	JII	信	用	金	庫	26.	1.	21	2	6. 6.	13
烏	山	信	用		金	庫	26.	1.	21	2	6. 6.	12
銚	子	信	用		金	庫	26.	1.	22	2	6. 6.	13
高	鍋	信	用		金	庫	26.	2.	3	2	6. 6.	17
福	岡	信	用		金	庫	26.	2.	4	2	6. 4.	17
田	Ш	信	用		金	庫	26.	2.	4	2	6. 4.	21
青	い	森	信	用	金	庫	26.	2.	7	2	6. 6.	26
北	上	信	用		金	庫	26.	2.	7	2	6. 6.	13
石	巻	信	用		金	庫	26.	2.	7	2	6. 6.	17
蒲	郡	信	用		金	庫	26.	4.	3		_	-
島	田	信	用		金	庫	26.	4.	3		_	-
岐	阜	信	用		金	庫	26.	4.	3		_	-
青	梅	信	用		金	庫	26.	4.	7		_	-
知	多	信	用		金	庫	26.	4.	7		_	-
飯	能	信	用		金	庫	26.	4.	8		_	-
巣	鴨	信	用		金	庫	26.	4.	8		_	-
東	京	ベイ	信	用	金	庫	26.	4.	9		_	-
多	摩	信	用		金	庫	26.	4.	9		_	-
小	浜	信	用		金	庫	26.	4.	9		_	-
た	ち	ばな	信	用	金	庫	26.	4.	9		_	-
稚	内	信	用		金	庫	26.	4.	10		_	-
江	差	信	用		金	庫	26.	4.	10		_	-
北	海	信	用		金	庫	26.	4.	10		_	-
L	の	の め	信	用	金	庫	26.	4.	10		_	-
ш	梨	信	用		金	庫	26.	4.	10		_	-
佐	野	信	用		金	庫	26.	4.	10		_	-
羽	後	信	用		金	庫	26.	4.	11		_	-
盛	圌	信	用		金	庫	26.	4.	11		_	-
阿	南	信	用		金	庫	26.	4.	11		_	-
呉	信	Ē	用	숰	<u> </u>	庫	26.	4.	14		_	-
日	本	海	信	用	金	庫	26.	4.	14		_	-
東	山		信	用	金	庫	26.	4.	14		_	-
鹿	児島	島 相	互 信	1 月	由 金	庫	26.	4.	16		_	-

(注)モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

												(平成	26年6月30	<u>)日現在)</u>
信		用		組		合		名	モニタ	リング	開始日	モニタ	リング	`終了日
あ	か	ż	Ŝ	信	用]	組	合	25.	8.	2	26.	1.	9
相	愛		信		用		組	合	25.	8.	5	26.	1.	7
大	阪	協	栄		信	用	組	合	25.	8.	5	25.	12.	24
宿	毛	商	銀		信	用	組	合	25.	8.	5	25.	12.	17
あ	す	ħ	`	信	用]	組	合	25.	8.	6	26.	1.	7
新	澙	大	栄		信	用	組	合	25.	8.	6	25.	12.	18
大	東	另	Į.	信	月	1	組	合	25.	8.	6	26.	1.	8
釧	路	,	信		用		組	合	25.	8.	19	26.	1.	9
鹿	児	島	興	業	信	用	組	合	25.	8.	19	25.	12.	25
信	用	組	合		愛	知	商	銀	25.	8.	20	26.	1.	16
広	島	Ħ	ħ	信	月	1	組	合	25.	8.	20	26.	1.	27
長	崎	Ξ	菱		信	用	組	合	25.	8.	20	25.	12.	18
福	江	<u>.</u>	信		用		組	合	25.	8.	20	25.	11.	29
新	栄	ŧ	信		用		組	合	25.	10.	25	26.	3.	12
大	同]	信		用		組	合	25.	10.	25	26.	4.	4
中	央	<u> </u>	信		用		組	合	25.	10.	25	26.	3.	11
淡	陽	<u>1</u>	信		用		組	合	25.	10.	25	26.	3.	17
逐	館	商	エ		信	用	組	合	25.	10.	28	26.	3.	10
北	部	3	信		用		組	合	25.	10.	28	26.	3.	10
新	潟	鉄	道		信	用	組	合	25.	10.	29	26.	3.	10
佐	世	保	中	央	信	用	組	合	25.	10.	29	26.	3.	7
ш		県	1	信	用	1	組	合	25.	11.	6	26.	4.	24
い	ゎ	ŧ	<u> </u>	信	用]	組	合	25.	11.	18	26.	4.	28
豊	橋	商	エ		信	用	組	合	26.	1.	9	26.	5.	26
群	馬	県	!	信	月	1	組	合	26.	1.	10	26.	6.	6
熊	本	県	医	師	信	用	組	合	26.	1.	15	26.	5.	9
文	化	産	業		信	用	組	合	26.	1.	17	26.	5.	23
兵	庫で	ひ ā	ŧ 1.)	り信	ŧ ,	用 組	合	26.	1.	20	26.	6.	9
成	協	3	信		用		組	合	26.	1.	20	26.	6.	13
京	滋	ŧ	信		用		組	合	26.	1.	20	26.	5.	30
笠	畄]	信		用		組	合	26.	1.	20	26.	6.	30
江	東	Ţ	信		用		組	合	26.	1.	22	26.	6.	24

信		用		組		合		名	モニタ	リング	`開始日		<u>20年0月3</u> リンク	
福	岡	県	中	央	信	用	組	合	26.	2.	4	26.	4.	21
信	用	組	合		横	浜	華	銀	26.	2.	14	26.	6.	19
会	津	商	エ		信	用	組	合	26.	3.	10		_	
≡	河	J	信		用	ź	組	合	26.	4.	3		_	
滋	賀	ļ	!	信	ţ	用	組	合	26.	4.	8	26.	6.	24
/\	t	-	信		用	ş	組	合	26.	4.	9		_	
金	沢	中	央		信	用	組	合	26.	4.	9		_	
٤	び	う	め		信	用	組	合	26.	4.	9		_	
佐	賀	Ī	ŧ	信	J	Ħ	組	合	26.	4.	9		_	
香	Ш	Ì	1	信	ļ	用	組	合	26.	4.	11		_	
Ξ	レ		信		用	ŕ	狙	合	26.	4.	14		_	
宮	崎	県	南	部	信	用	組	合	26.	4.	16		_	
ш	形	第	_		信	用	組	合	26.	4.	17		_	
大	阪	府	警	察	信	用	組	合	26.	5.	12		_	

⁽注)モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

バーゼル2(自己資本比率規制)について

1. 経緯

・1988年: バーゼル1公表

・1996年: 市場リスク規制導入

1998年: バーゼル1見直し作業を開始2004年: 「バーゼル2最終文書」公表

(我が国においては07年3月末より全面実施)

2. バーゼル2の概要(3つの柱)

第1の柱:最低所要自己資本比率

趣旨:分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

[算 式] 自己資本比率=	自己資本 (基本的 ¹	項目+補完的項目-控除項目)	≥ 8%
日し貝本ルギー	<u>信用リスク</u> +市場リスク	スク+ <u>オペレーショナル・リスク</u>	≦ 8%0 (4%)
	(精緻化)	(新たに追加)	

対 象	最低所要 自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない 取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

【自己資本】:

- · 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保 等
- ・補完的項目(Tier2):その他有価証券評価益の 45%相当額、土地再評価 に係る差額金の 45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後 ローン、期限付優先株 等
 - (注1)「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株 (Lower Tier2)は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
 - (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25% (国内基準では0.625%) が算入の上限。
 - (注3) 国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。
- 控除項目:銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

信用リスク・アセット額 = Σ (与信額(保証等オフ・バランス取引含オョ)×各リスク・ウェイト)

① 標準的手法

- ・中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国•地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行·証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業·個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権(※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

^(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。 債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の 関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

^(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式 100%、それ以外の上場株 200%、非上場株 300%)。ただし、04 年 9 月 30 日以前に保有していた株式については 10 年間(2014 年 6 月末まで)リスク・

^(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については 45%。

ウェイト 100% (標準的手法と同じ)を適用。

【オペレーショナル・リスク】: 新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

- ①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。
- (注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証

趣旨:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリング の実施

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の 20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

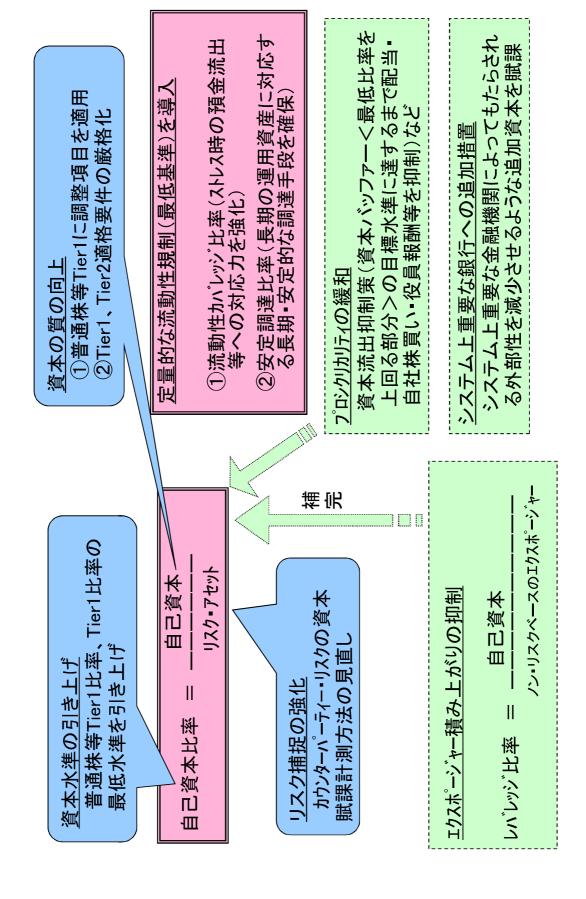
第3の柱:市場規律の活用

趣旨:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

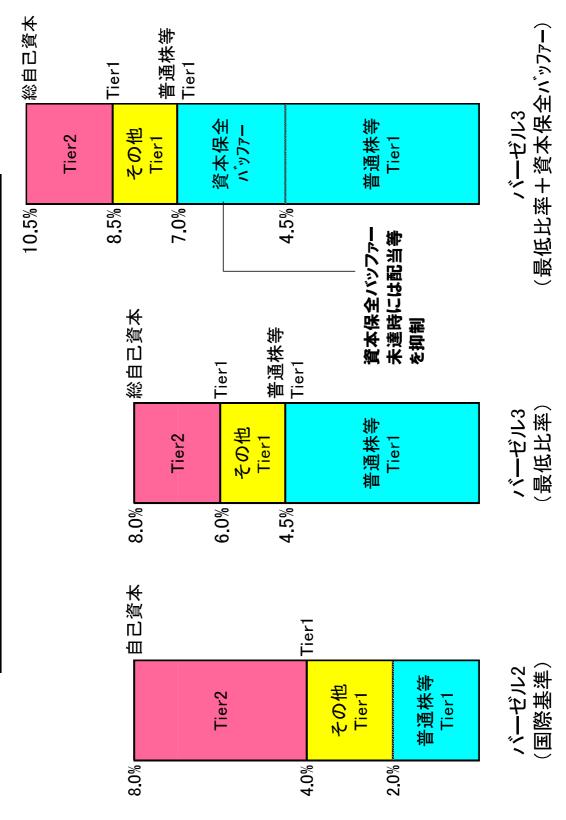
銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

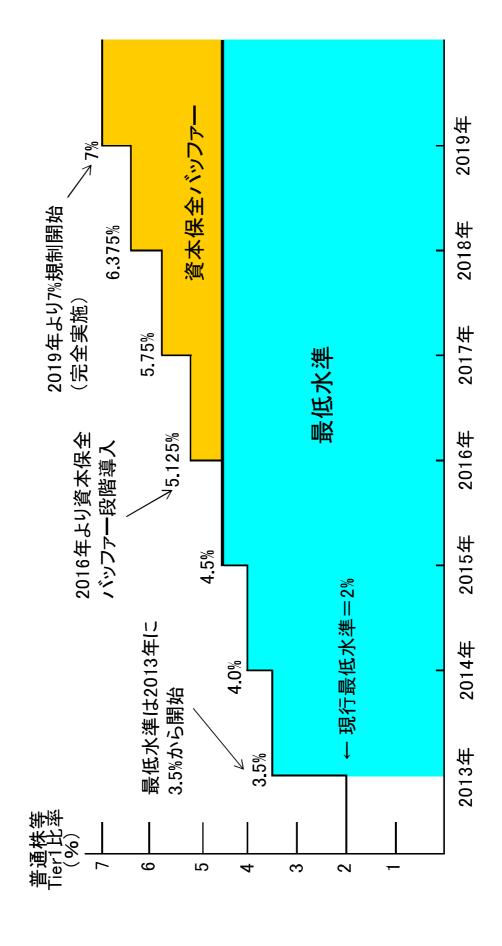
バーゼル3の全体像



バーゼル3における自己資本の量の強化



バーゼル3の段階適用



バーゼル3における調整(控除)項目の強化

バーゼル3	全額控除	全額控除	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、	①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除	②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の 10%超相当分を控除	③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通 株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本 について全額控除	・繰越欠損金については全額控除	•会計と税務の <u>一時差異</u> に基づくものは、 <u>自己の普通株等</u> <u>Tier1部分の10%超相当分を控除</u> ※	普通株等Tier1		
バーゼル2	(控除対象外)	(控除対象外)	下記を控除		•国内預金取扱金融機関への 意図的保有	•関連会社向け出資	キ要行につき、Tier1の20%超	相当分を控除	<u>Tier2</u>		
	のれん以外の 無形資産	前払年金費用		連結外金融機関向け出資繰延税金資産							
		五 な な 松									

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。 (注)普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

新たな自己資本比率規制の概要

○ 新国際統一基準(バーゼル3) (2013年3月期から適用)

[対象金融機関・・・海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する預金取扱金融機関]

(参考) 1. 普通株式等Tier1とは、最も損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

(注)その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益(OCI)については、普通株式等Tier1に算入。

- 2. その他Tier1とは、優先株式等をいう。
- 3. Tier2とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25% が算入上限)等をいう。
- 4. また、上乗せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」 (2.5%)、「カウンターシクリカル・バッファー」(最大2.5%)及び「G-SIFIsサーチャージ」 (最大2.5%)が、2016年より追加で求められる。
- 5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)及び種々の事故リスク相当額(オペレーショナル・リスク)の和をいう。
- 6. リスク・ウェイトの例

日本国債、地方債、現金等・・・0%

政府関係機関等・・・10%

金融機関•••20%

抵当権付住宅ローン・・・35%

中小企業・個人・・・75%

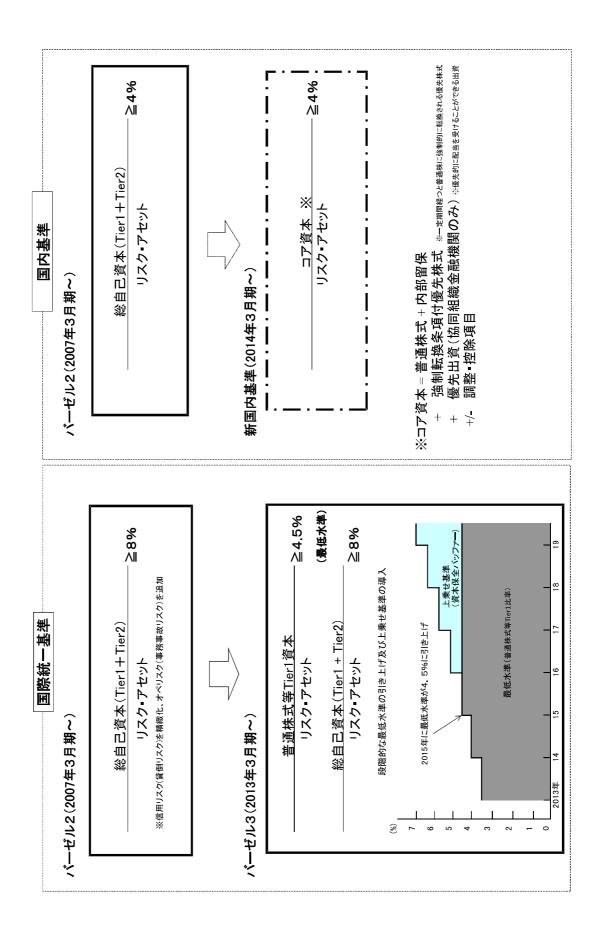
事業法人・・・格付に応じ、20%~150%(大宗は100%)

○ 新国内基準 (2014年3月期から適用)

[対象金融機関・・・海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関]

- (参考)1. コア資本とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。
 - 2. その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

本邦における自己資本比率規制(国際統一基準・国内基準)



新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は
- 我が国の実情を十分踏まえること
- 金融機関の健全性を確保すること
- 金融仲介機能が発揮されること

※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統(農漁協等)と業態が幅広く、 を念頭に置いて、検討を行った。 地域密着型の金融機関が大宗。

- <u>、つつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業</u> 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率(4%)を維持 態の特性を勘案。
- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、・ 分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先 (平成 25 事務年度)

- 1. 信用リスク
 - (1) 先進的内部格付手法【1持株会社及び2行】
 - ・りそなホールディングス
 - ・りそな銀行
 - ・埼玉りそな銀行
 - (2) 基礎的内部格付手法【1行】
 - 広島銀行
- 2. オペレーショナル・リスク
 - (1) 先進的計測手法【1持株会社及び1行】
 - ・三井住友トラスト・ホールディングス
 - 三井住友信託銀行
 - (2) 粗利益配分手法【1行】
 - 千葉興業銀行

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成25年12月

		業務純益(注)			経常利益			当期利益 		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化計画	
りそな3行	2,460	1,181	2,270	2,545	1,582	1,920	2,519	1,079	1,200	
新生	※260	※ 135	※ 362	257	147	260	247	156	260	
あおぞら	439	242	455	407	267	400	405	237	380	

⁽注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

[※]クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

(%) (参考) (億円)

							 (2.7)					/ I/I/I/
	自	自己資本比率			Γier I 比率	<u>x</u>	E	自己資本記	+	リスクアセット		
	25/3	25/9	26/3	25/3	25/9	26/3	25/3	25/9	26/3	25/3	25/9	26/3
	実績	実績	健全化 計画	実績	実績	健全化 計画	実績	実績	健全化 計画	実績	実績	健全化 計画
りそなHD	14.67	15.21	13.98	10.74	11.16	10.34	25,541	25,891	25,592	174,050	170,140	182,987
新生	12.24	14.12	10.98	10.41	11.98	9.90	7,158	7,686	7,271	58,478	54,435	66,170
あおぞら	15.70	16.09	14.81	16.27	16.62	15.32	4,675	4,848	4,670	29,763	30,132	31,517

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円) (百万円)

	役員数				従業員数			人件費		物件費(機械化費用を除く)		人件图	人件費+物件費(参考)		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画
りそなHD (注)	41	41	46	15,084	15,333	15,110	138,952	66,961	132,000	126,966	66,469	131,500	319,188	159,388	319,000
新生	9	9	9	1,931	1,995	2,120	21,177	10,575	23,300	30,090	15,786	34,300	64,114	32,723	70,000
あおぞら	16	11	16	1,527	1,569	1,620	17,463	8,744	18,000	11,355	5,648	12,100	34,196	16,805	35,700

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報	報酬∙賞与	-(百万円)(注1)			平均役員	(常勤)執	酬∙賞与	平均很	と 員退職原	过労金	平	均給与月	額
				ゔ	ち役員報	驯		((百万円)	(百万円			(千円)		
	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画	25/3 実績	25/9 実績	26/3 健全化 計画
りそなHD(注2)	803	365	848	803	365	848	20	18	20	-	1	-	426	418	427
新生	175	88	200	170	87	200	40	39	40	-	_	_	487	477	495
あおぞら	226	108	245	226	108	245	29	31	29	21	55	_	492	495	520
(注1)使用人兼務の場合、((注2)りそなHDは、りそなホ (注3)25/9実績の平均役員	ールディング	ゲス、りそな			近畿大阪釒	行の4社合	算ベース。								

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況	兄(実勢ベース)	中小企業向け貸出の	の状況(実勢ベース)		
		(億円)	(億円)			
	25年9月期 実績(対前期比)	26年3月期 計画(対前期比)	25年9月期 実績(対前期比)	26年3月期 計画(対前期比)		
りそな3行	1,262	4,760	456	100		
新生	256	1,452	178	80		
あおぞら	▲ 905	395	377	150		

⁽注)インパクトローンを除くベース。

不良債権額(単体ベース)

(億円) (億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危险	食債権	③要管	理債権	① 十 <i>②</i> 銀行勘			処理損失額 ^{€勘定合算}
	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績	25/3 実績	25/9 実績
りそな3行	703	618	3,445	3,296	1,470	1,316	5,620	5,232	199	82
新生	386	337	1,983	1,616	57	67	2,426	2,020	88	▲8
あおぞら	72	28	792	653	200	198	1,063	879	219	4

剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(25/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	9,740	31,280	7,724
新生	1,515	4,166	2,500
あおぞら(注3)	1,778	3,200	1,887

(注1)HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金7,603億円(25/9期) を有している。

- (注2)公的資金注入額ベース
- (注3)あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金2,229億円(25/9期) を有している。

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成26年6月

()	ì	٥	
-			ı	

	業務純益(注)				経常利益			当期利益	
	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化計画	26/3 実績
りそな3行	2,460	2,270	2,226	2,545	1,920	2,768	2,519	1,200	1,968
新生	※ 260	※ 362	※ 299	257	260	377	247	260	365
あおぞら	439	455	457	407	400	512	405	380	416

⁽注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。 ※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

(%) (参考) (億円)

			(70)				
	自己資本比率						
	25/3	26/3	26/3				
	実績	健全化 計画	実績				
りそなHD	14.67	13.98	14.33				
新生	12.24	10.98	13.58				
あおぞら	15.70	14.81	15.13				

	自己資本計		ı	ノスクアセット	,
25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績
25,541	25,592	22,785	174,050	182,987	158,968
7,158	7,271	8,176	58,478	66,170	60,168
4,675	4,670	5,289	29,763	31,517	34,956

⁽注)25/3実績、26/3健全化計画はバーゼルⅡ(国内基準)ベース、26/3実績はバーゼルⅢ(国内基準)ベース

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円) (百	5万円)
------------	------

	役員数		従業員数		人件費			物件費(機械化費用を除く)				
	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績									
りそなHD (注)	41	46	41	15,084	15,110	14,948	138,952	132,000	136,550	126,966	131,500	129,039
新生	9	9	9	1,931	2,120	2,030	21,177	23,300	21,590	30,090	33,200	31,141
あおぞら	16	16	11	1,527	1,620	1,581	17,463	18,000	17,978	11,355	12,100	11,512

人件費+物件費(参考)						
25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績				
319,188	319,000	316,915				
64,114	70,000	65,622				
34,196	35,700	34,559				

^{| (}注)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。 6 6 |

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬·賞与(百万円)(注1)					平均役員	(常勤)報	酬•賞与	- 平均役員退職慰労金			平均給与月額			
				ゔ	ち役員報	5州	(百万円)		(百万円)		(百万円)	(千円		(千円)	
	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績	25/3 実績	26/3 健全化 計画	26/3 実績
りそなHD(注2)	803	848	742	803	848	742	20	20	19	-	-	-	426	427	421
新生	175	200	176	170	200	175	40	40	40	_	_	_	487	495	482
あおぞら	226	245	203	226	245	203	29	29	33	21	_	55	492	520	490

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況	兄(実勢ベース)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)				
		(億円)		(億円)			
	26年3月期 計画(対前期比)	26年3月期 実績(対前期比)	26年3月期 計画(対前期比)	26年3月期 実績(対前期比)			
りそな3行	4,760	4,768	100	2,699			
新生	1,452	1,632	80	200			
あおぞら	395	▲2,603	150	179			

(注)インパクトローンを除くベース。

不良債権額(単体ベース)

(億円) (億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危险	食債権	③要管	理債権	① 十 <i>②</i> 銀行勘		不良債権処 銀行、信託	□理損失額 モ勘定合算
	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績	25/3 実績	26/3 実績
りそな3行	703	591	3,445	3,098	1,470	1,144	5,620	4,833	199	216
新生	386	132	1,983	1,467	57	49	2,426	1,647	88	3
あおぞら	72	36	792	567	200	199	1,063	802	219	1

剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(26/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	10,629	31,280	3,560
新生	1,724	4,166	2,500
あおぞら(注3)	1,867	3,200	1,682

(注1) HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金4,622億円(26/3期)を有している。

- (注2) 公的資金注入額ベース
- (注3) あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金2,229億円(26/3期)を有している。

金融機能強化法に基づく国の資本参加の概要

(平成 26 年 3 月7日(金)決定)

	豊和銀行 (大分県)
預 金 残 高 (25/9 末)	5, 091億円
貸出金残高 (25/9末)	3,800億円

1. 国の資本参加の概要

資本参加額	160億円
優先株式の配当率	TIBOR(12 ヵ月)+ 0.95 %

(注) 足下の日本円 TIBOR(12ヵ月)は 0.3%程度。

2. 経営改善の目標	計画の始期 = (25/9)	→ 終期 (28/3)	始期比
コア業務純益	32 億円	33 億円	+1 億円
業務粗利益経費率	53. 21%	53. 20%	▲0.01%

(注)「業務粗利益経費率」=[経費-機械化関連費用]÷業務粗利益。 コア業務純益の計画始期は25/9期の半期計数を2倍。

3. 中小企業金融の円滑化の目標	計画の始期 = (25/9)	終期 (28/3)	始期比
中小企業向け貸出残高	2, 107 億円	2, 310 億円	+202 億円
中小企業向け貸出比率	38. 17%	39. 79%	+1.62%
経営改善支援先割合	4. 45%	5. 09%	+0.64%

(注)「中小企業向け貸出比率」=中小企業向け貸出残高(個人向けを除く)÷総資産。 「経営改善支援先割合」=経営改善支援先数÷取引先総数。

金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要

(平成26年3月7日(金)決定)

	東京厚生信用組合(東京都新宿区)
預 金 残 高 (25/3末)	5 7 2 億円
貸出金残高 (25/3末)	3 2 2 億円

1. 資本参加の概要

資本参加額 50億円※ 優先受益権の配当率 Tibor (12ヶ月)+1.07%

自己資本比率 (26/3末見通し)

18.9%程度

※ 信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計 上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるた め、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

2. 経営改善・信用供与の円滑化の目標

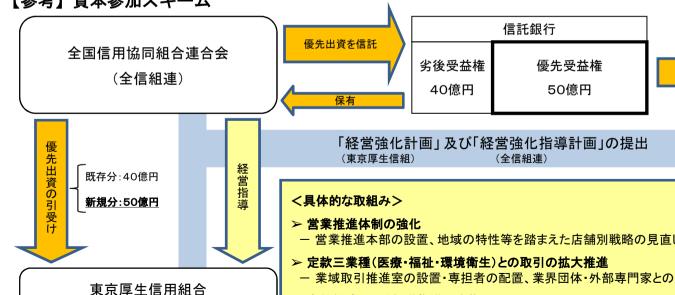
	計画の始期(25/3末)	計画の終期(28/3末)	始期比
コア業務純益	108百万円	128百万円	+20百万円
業務粗利益経費率	79. 31%	76. 71%	▲ 2. 60%
中小企業向け貸出残高	191億円	195億円	+4億円
中小企業向け貸出比率	32. 09%	32. 30%	+0. 21%
経営改善支援先割合	3. 06%	5. 53%	+2. 47%

買取り

玉

【参考】資本参加スキーム

(優先出資総額:90億円)



- 一営業推進本部の設置、地域の特性等を踏まえた店舗別戦略の見直し・要員の再配置、人材育成・外部人材の活用等
- 業域取引推進室の設置・専担者の配置、業界団体・外部専門家との連携強化 等
- ➤ 全信組連による経営指導の実施
- 一 定期的な報告を通じた経営強化計画の進捗管理、役員の派遣、事業再生や資金運用体制構築に向けた支援等

金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要

(平成26年3月7日(金)決定)

	横浜中央信用組合(神奈川県横浜市)	中央商銀信用組合(神奈川県横浜市)	あすなろ信用組合 (長野県松本市)		
預金残高 (25/3末)	1, 122億円	756億円	3 6 5 億円		
貸出金残高 (25/3末)	7 6 1 億円	4 8 1 億円	2 7 9 億円		

注) 資本参加決定後の平成26年3月10日(月)に「中央商銀信用組合」と「あすなろ信用組合」が合併し、「横浜中央信用組合」が誕生

1. 資本参加の概要

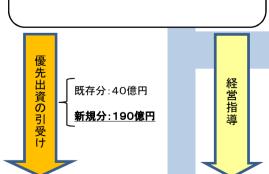
資本参加額	190億円※
優先受益権の配当率	Tibor(12ヶ月)+1.00%

自己資本比率 (26/3末見通し) 24.4%程度

※ 信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計 上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるた め、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

【参考】資本参加スキーム

全国信用協同組合連合会 (全信組連)



横浜中央信用組合

(優先出資総額:230億円)

2. 経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期(25/3末)	計画の終期(28/3末)	始期比
コア業務純益	362百万円	602百万円	+240百万円
業務粗利益経費率	74. 13%	65. 66%	▲8. 47%
中小企業向け貸出残高	655億円	747億円	+91億円
中小企業向け貸出比率	53. 7%	55. 1%	+1.4%
経営改善支援先割合	6. 14%	8. 42%	+2. 28%

信託銀行 優先受益権 劣後受益権 190億円 40億円

買取り 玉 「経営強化計画 | 及び「経営強化指導計画 | の提出

(横浜中央信組) (全信組連)

<具体的な取組み>

優先出資を信託

- ≥営業態勢の強化による貸出の増強
- 一業務推進部を設置して人員を増強を行うとともに、提案型の営業の推進を徹底等
- > 収益力・審査管理態勢の強化
- 一 既存取引先及び取引消滅先の掘り起こし活動の強化、医療・介護等の成長分野の開拓による新規取引先の獲得 等
- 一「融資審議委員会(仮称)」及び「管理債権会議(仮称)」の設置等による審査・管理態勢の強化
- ➤ 迅速な意思決定・業務の執行が可能なガバナンスの構築
- ➤ 全信組連による経営指導の実施
- 一 定期的な報告を通じた経営強化計画の進捗管理、外部人材活用に係るサポート、事業再生や資金運用体制構築に 向けた支援 等

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成25年3月期)」の概要

A = 1.144.BB &	資本:	参加								
金融機関名	時期	金額								
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関										
北洋銀行		1,000億円								
福邦銀行	2 1年 3月31日	60億円								
南日本銀行		150億円								
みちのく銀行		200億円								
第三銀行	21年 9月30日	300億円								
山梨県民信用組合		450億円								
東和銀行	0.1/5.1.0 🗒 0.0 🗒	3 5 0 億円								
高知銀行	21年12月28日	150億円								
北都銀行	0.0/5 0.000	100億円								
宮崎太陽銀行	22年 3月31日	130億円								
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円								
旧法(平成 16 年 8 月施行)に基づき資本参加を行った金融機関										
紀陽銀行	18年11月13日	3 1 5 億円								
豊和銀行	18年12月18日	9 0 億円								

(注) 山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受け、紀陽銀行は紀陽ホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画 平成25年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位:億円、%)

		計画松期	25年:	3月期					77.4
		計画始期 の水準	計画	実績	始	期比	計	画比	コメント (実績と計画の比較)
北	洋	317	321	338	+	21	+	16	資金利益が貸出金利息の減少により計画を 下回ったものの、経費の削減が計画を上回っ たことから、コア業務純益は計画を上回っ た。
福	邦	0.35	0.39	0.30	•	0.05	A	0.09	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日	本	38	44	38	+	0	•	6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を 下回ったことから、コア業務純益は計画を下 回った。
みち	のく	64	54	87	+	23	+	33	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、貸出債権の売却益を計上したことから、コア業務純益は計画を上回った。
第	Ξ	67	58	47	•	20	A	10	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨		23	27	20	•	3	•	6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を 下回ったことから、コア業務純益は計画を下 回った。
東	和	106	95	109	+	2	+	13	資金利益が貸出残高の増加等により計画を 上回ったことや、経費の削減が計画を上回っ たことから、コア業務純益は計画を上回っ た。
高	知	34	35	31	•	3	A	3	資金利益が貸出金利息の減少により計画を 下回ったことから、コア業務純益は計画を下 回った。
北	都	36	30	33	•	2	+	3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎	太陽	23	23	26	+	3	+	2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を 下回ったものの、経費の削減が計画を上回っ たことから、コア業務純益は計画を上回っ た。
ぐんま。 (信用)		9	5	2	•	6	•	2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を 下回ったほか、合併関係費用(経費)が計画 を上回ったことから、コア業務純益は計画を 下回った。

注)福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

	計画始期	25年3	3月期					コメント
	の水準	計画	実績	始	期比	計i	画比	(実績と計画の比較)
北 洋	55.72	55.09	51.38	A	4.34	A	3.71	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
福 邦	64.39	62.86	62.24	•	2.15	A	0.62	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が物件費の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	57.45	58.83	60.60	+	3.15	+	1.77	経費(機械化関連費用を除く)は減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.28	67.74	67.45	•	3.83	A	0.29	業務粗利益が国債等債券関係損失の計上により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が物件費の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
第三	61.15	61.72	59.21	•	1.94	A	2.51	経費(機械化関連費用を除く)が物件費を中心に計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 ^(信用組合)	57.59	53.89	55.93	•	1.66	+	2.04	経費(機械化関連費用を除く)は減少したものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東和	63.17	63.03	60.50	•	2.67	A	2.53	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高知	66.79	67.24	62.43	•	4.36	A	4.81	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北都	67.13	71.50	73.85	+	6.72	+	2.35	経費(機械化関連費用を除く)が物件費を中心に計画を下回ったものの、業務粗利益が有価証券の減損処理により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	63.43	65.49	62.30	•	1.13	A	3.19	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が役務取引等利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい ^(信用組合)	79.06	92.56	94.31	+	15.25	+	1.75	経費(機械化関連費用を除く)において、合併関係費用が計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

			計画始期	25年3	月期					コメント
			の水準	計画	実 績	始	期比	計i	画比	(実績と計画の比較)
北	洋	残高	18,312	18,512	18,608	+	296	+	96	貸出残高は専担者による新規開拓、医療・環境等の成長分野支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸加等には、
70	<i>/</i> -	比率	24.81	24.84	23.88	•	0.93	•	0.96	の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
福	邦	残高	1,585	1,620	1,607	+	21	•	12	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比
		比率	36.70	36.81	36.75	+	0.05	A	0.06	率ともに計画を下回った。
南日	本	残高	2,724	2,764	2,895	+	171	+	131	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融 資等に取り組んだことから、貸出残高・比率と もに計画を上回った。
		比率	39.84	39.87	40.64	+	0.80	+	0.77	
みちの	のく	残高	4,201	4,203	4,263	+	62	+	60	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創 出を図ったことや企業のニーズに応じて私募 債の推進に取り組んだことなどから、貸出残 高・比率ともに計画を上回った。
		比率	20.72	21.33	21.56	+	0.84	+	0.23	
 第	Ξ	残高	5,750	5,780	5,798	+	47	+	17	貸出残高は専担者の配置による農業経営者 への取組み強化やエネルギー分野等の新規 事業開拓支援に取り組んだことから、計画を
χ,		比率	31.26	31.20	30.83	•	0.43	A	0.37	上回った。貸出比率は預金の増加等により 総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
山梨県(信用組		残高	1,729	1,752	1,763	+	33	+	11	ローラー活動情報等を活用し、新規取引を指向する先や既存先のうちメイン化推進を指向する先等約6,000先をリストアップし、新規先、既存取引先ともに貸出金増強に向けた取組
(lama	10/	比率	41.23	41.36	42.38	+	1.15	+	1.02	みの強化を図ったことから、貸出残高・比率 ともに計画を上回った。
東	和	残高	5,768	5,855	5,919	+	150	+	64	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉外活動時間増加のための取組みや、成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産
		比率	31.53	31.77	31.42	A	0.11	•	0.35	が計画を上回ったため、計画を下回った。
高	知	残高	3,421	3,430	3,443	+	22	+	13	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や 環境・エネルギー等の成長分野への貸出等 に積極的に取り組んだことから、計画を上 回った。貸出比率は預金の増加等により総
12	,,,,	比率	35.98	36.09	35.70	•	0.28	A	0.39	資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
北	都	残高	2,858	2,858	2,892	+	34	+	33	貸出残高は海外進出支援や専担者による法 人取引拡充に向けた取組み強化により、計 画を上回った。貸出比率は預金の増加等に より総資産が計画を上回ったため、計画を下
		比率	23.50	23.50	23.23	•	0.27	•	0.27	回った。
宮崎太	太陽	残高	2,164	2,179	2,196	+	32	+	17	貸出残高は小規模事業先への取組み強化 や専担者による新規開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加 等により総資産が計画を上回ったため、計画
		比率	36.74	36.79	36.30	A	0.44	A	0.49	等により総負産が計画を工回つににめ、計画 を下回った。
ぐんまみ		残高	988	1,000	964	A	24	A	36	合併関係業務繁忙により、既存先を含め新 規開拓の深耕が図れなかったことから、貸出 残高・比率ともに計画を下回った。
(信用組	1台)	比率	28.10	28.86	27.47	•	0.63	•	1.39	

2) 経営改善支援先割合

	計画始期	25年:	3月期	l				コメント
	の水準	計画	実 績	始	期比	計 	画比	(実績と計画の比較)
北洋	2.41	2.61	3.11	+	0.70	+	0.50	経営改善計画の策定支援や顧客同士のマッチング支援等の経営相談・支援強化、外部提携先を活用した事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福邦	3.98	4.46	4.88	+	0.90	+	0.42	経営革新制度等の公的制度を利用した事業 化の支援、県内の専門家団体等との連携に よる経営相談会の開催に取り組んだことか ら、計画を上回った。
南日本	1.53	1.65	2.34	+	0.81	+	0.69	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.32	9.39	+	1.22	+	1.07	地域ファンド、制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援に取り組んだことから、計画を上回った。
第三	1.55	1.57	1.60	+	0.05	+	0.03	再生エネルギー分野における創業・新事業 開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積 極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	4.77	5.49	+	0.88	+	0.72	経営改善・コンサルティング業務に特化した 「経営改善サポート室」の立ち上げや中小企 業支援ネットワーク強化事業の積極的な活 用、中小企業支援協議会等との連携など、 経営改善計画策定支援に取り組んだことな どから、計画を上回った。
東和	6.71	6.72	9.36	+	2.65	+	2.64	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用 した経営相談会の実施、無担保事業性ロー ン等積極的に取り組んだことから、計画を上 回った。
高知	2.02	2.06	2.48	+	0.46	+	0.42	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北都	5.02	5.04	6.98	+	1.96	+	1.94	中小企業支援ネットワーク事業や個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.63	16.12	+	1.67	+	1.49	中小企業再生支援協議会等との連携による 経営改善支援、事業再生支援の強化やABL 等による融資に積極的に取り組んだことか ら、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	6.73	8.06	+	1.35	+	1.33	外部専門家との連携による経営改善支援に加え、各種セミナーの開催により、創業・新規事業開拓支援や事業承継支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
-	•					•		

金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画 平成25年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益ROA

(単位:%)

		計画始期	25年3	3月期	<i>ħ</i> 厶1	始期比				피나	コメント	
		の水準	計画	実績	УD 7			叫比	(実績と計画の比較)			
紀	陽	0.50	0.48	0.47	•	0.03	•	0.01	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことや、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。			
豊	和	0.75	0.57	0.57	•	0.18	+	0.00	コア業務純益は経費の削減が計画を上回ったことにより計画を上回ったものの、総資産が預金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画通りとなった。			

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

紀	陽	54.55	55.51	47.43	•	7.12	•	8.08	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が債券関係利益の計上により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊	和	49.08	53.46	53.29	+	4.21	•	0.17	業務粗利益が資金利益や役務取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。

3) 不良債権比率

(単位:%)

紀	陽	3.58	3.51	3.50	•	0.08	•	0.01	開示債権額は経営改善計画の進捗不芳先のランクダウン等により計画を上回ったものの、総与信残高が計画を上回ったことから、不良債権比率は計画を下回った。
豊	和	3.01	2.96	3.41	+	0.40	+	0.45	開示債権額が大口取引先の倒産等により 計画を上回ったことや、総与信残高が計画 を下回ったことから、不良債権比率は計画 を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

紀	陽	残高	11,330	11,430	11,303	A	27	•	127	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を 下回った。貸出比率も預金等の増加により 総資産が計画を上回ったことから、計画を
'-		比率	29.45	29.27	28.83	•	0.62	A	0.44	下回った。
豊	和	残高	2,142	2,199	2,184	+	42	A	15	貸出残高は資金需要の低迷等により計画を 下回った。貸出比率も預金の増加により総 資産が計画を上回ったことから、計画を下
<u> </u>	114	比率	41.56	41.67	40.45	A	1.11	•	1.22	回った。

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

紀	陽	2.87	2.92	3.67	+	0.80	+	0.75	本部・営業店が一体となり、創業・新事業支援や課題解決型の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊豆	和	3.28	3.31	5.02	+	1.74	+	1.71	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った 金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成25年3月期)」の概要

∧ =↓ ₩ ₽₽ ₽	資本	参加							
金融機関名	時期	金額							
震災特例(平成 23 年 7 月施行)に基づき資本参加を行った金融機関									
仙台銀行	0.0/5 0.000	300億円							
筑波銀行	23年 9月30日	350億円							
七十七銀行	23年12月28日	200億円							
相双信用組合		160億円							
いわき信用組合	2 4 年 1 月 1 8 日	200億円							
宮古信用金庫		100億円							
気仙沼信用金庫	0.45	150億円							
石巻信用金庫	24年 2月20日	180億円							
あぶくま信用金庫		200億円							
那須信用組合	24年 3月30日	70億円							
東北銀行	24年 9月28日	100億円							
きらやか銀行	24年12月28日	300億円							

⁽注) 相双信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会から の信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及び あぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行 は、じもとホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受けにより、そ れぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

		じもとホールディングス					
		仙台銀行	きらやか銀行	筑波銀行 (茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)	
		(宮城県仙台市)	(山形県山形市)				
	在参加額 本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23 年9月)	200億円(23 年 12 月)	100億円(24 年9月)	

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

Ć	① 実施体制の整備			業応援部」を、きらや 推進部」等を新設し、 携を強化	・地域振興に向けた組織的な取組みを 強化するため、営業本部内に「地域振 興部」を新設	・外部コンサルタント3名が審査部に常駐し、事業再生支援に対する指導・助言を開始	・アグリビジネス等、成長産業全体への コンサルティング機能強化のため、本 部に「成長産業推進部」を新設	
621	② 具体的な取	組み	・被災者との接点を拡充するため、週3回、 巡回型移動店舗の営業を継続(仙台銀行) ・復興需要ニーズの掘り起こしを行い、より 復興ニーズの高い業種を集中的に訪問し 復興支援を実施(きらやか銀行) ・「じもとHD」設立後、グループの連携を強 化し、県境を越えた業者紹介等のビジネス マッチングや両行間の協調融資により復 興事業の促進に貢献(仙台銀行・きらやか 銀行)		・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供 ・地元自治体と連携して、観光誌の発刊や各種復興イベントの企画・開催を通じた地域経済復興に貢献 ・農畜水産業の支援を目的としたビジネス交流会や商談会を開催し、マッチング業務の支援を実施 ・住宅ローン全先訪問や相談窓口の休日営業等により、顧客ごとの状況を把握し、生活再建をサポート	・集団移転専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン(集団移転・借地型)」の取扱いを開始・被災企業の販路再構築支援のため、商談会の開催や個別商談機会の提供を実施・ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を11名が取得・各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分にかかる資金需要への対応を実施	・震災で大きな被害を受けた農林水産業者や食品業者に対して、ビジネスマッチングやつなぎ資金の円滑な供給等による生産・流通体制の再構築を支援・被災者向けに金利等を優遇した商品を販売 ・「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援 ・運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行	
	被災者向け 新規融資	事業性消費性	2, 233先/656億円 839先/95億円	1, 214件/310億円 84件/12億円	14, 340件/ 1, 622億円 4, 830件/ 162億円	6, 012件/2, 326億円 6, 827件/ 848億円	2, 148件/ 540億円 178件/ 22億円	
	被災者向け 条件変更	事業性消費性	248先/152億円	577件/176億円 96件/17億円	2,855件/ 654億円 159件/ 14億円	1, 596先/1, 330億円 1, 374先/ 176億円	940件/ 163億円 71件/ 8億円	
	【参考】 25/3 期の貸出金残高 産業復興機構の活用		5, 573億円	9, 318億円	1兆5, 254億円	3兆7, 708億円	5, 051億円	
			決定12先/検討中15先	_	決定3先/検討中1先	決定31先/検討中30先	決定35先/検討中16先	
	東日本大震災再生支援機構の		決定20先/検討中42先	決定2先/検討中1先	決定1先/検討中17先	決定54先/検討中96先	決定23先/検討中21先	
	個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立18件/検討中8件	成立2件	-	成立73件/検討中79件	検討中35件	

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古 (岩手県宮古市)	気仙沼 (宮城県気仙沼市)	石巻 (宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額	100億円(24 年 2 月)	150億円(24 年 2 月)	180億円(24 年 2 月)	200億円(24 年 2 月)
(資本参加時期)	【国85億円、信金中金15億円】	【国130億円、信金中金20億円】	【国157億円、信金中金23億円】	【国175億円、信金中金25億円】

[※] 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の整備		・営業店の態勢強化のため、事業所開拓 専担チーム職員を営業店に配置 (25 年4月)	・東新城支店の新設(25 年 ・志津川支店の高台への新		・法人営業課と一体となって地域復興に 取組むため「復興支援室」を「法人営業 部 復興支援課」に名称変更(25年4月)	・一時帰宅している顧客の利便性向上に 資するため小高支店の営業を再開 (25年3月)				
②具体的な取組み		・東北及び東京地区信用金庫で共催した「日本を明るく元気にする"よい仕事おこし"フェア」(24 年 11 月)を通じた取引先の販路拡大支援								
		・被災事業者の実態把握のため宮古市産業支援センターへの訪問を継続	・復興庁と連携し、取引先の	の被災地支援	・「産・学・金」連携により水産業者を支援 する「復興ブランドフォーラム」を開催	・創業・事業再開を支援するため、金利負 担を軽減した融資商品等の提供				
		・派遣弁護士による「みやしん無料法律相 談会」を開催	・NPOと連携した基金を活用 - 雇用・創業等助成金 120件/1億円 - 利子補給型融資 200件/16億円 ・「産・学・金」連携により企業再生に取組		・被災事業者に対する動産担保融資(AB L)を実行(5件/4億円)	・警戒区域等の見直し地域を対象としたクループ補助金申請に係る説明会を開催				
		・起業する事業者を支援するため、NPO と連携した新たな基金を創設			・被災した顧客の住宅再建支援を目的と した融資商品の提供	・NPOと連携した基金の増額支援 ・他の信金との連携による県内外での移				
		・信金業界など外部機関と連携したファン ドの活用を継続	む水産加工業者を支援する「復興ブランドフォーラム」を開催		・信金業界など外部機関と連携したファン ドの活用を継続	動相談会を開催(常設相談所と合せ 2 年4月から11,174件の相談を受付)				
被災者向け	事業性	396先/49億円	746先/162億	i円	534先/194億円	441先/121億円				
新規融資	消費性	211先/12億円	106先/ 5億	円	321先/ 13億円	123先/ 13億円				
被災者向け	事業性	98先/64億円	110先/ 59億	円	177先/ 84億円	365先/194億円				
条件変更	消費性	66先/ 4億円	272先/ 10億	i円	97先/ 12億円	434先/ 33億円				
【参考】 25/3 期の貸出	台金残高	311億円	458億	i円	662億円	607億円				
産業復興機構	の活用	決定13先/検討中9先	決定13先 📗		決定10先/検討中12先	決定1先/検討中3先				
東日本大震災再生支援機構		決定22先/検討中12先	検討中21先		決定22先/検討中13先	決定3先/検討中3先				
個人版私的整 ガイドラインの	_	成立4件/検討中3件	成立7件/検討中10件		成立17件/検討中7件	成立2件				

[※] 計数は平成 25 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 6 月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 25 年 3 月期の履行状況の概要

	相双(福島県相馬市)	いわき (福島県いわき市)	那須 (栃木県那須塩原市)
資本参加額	160億円(24 年 1 月)	200億円(24 年 1 月)	70億円(24 年 3 月)
(資本参加時期)	【国139億円、全信組連21億円】	【国175億円、全信組連25億円】	【国54億円、全信組連16億円】

[※] 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

		_			
①実施体	制の整備	・取引先の避難状況を踏まえ、25年3月にいわき支店を開設するとともに、25年11月に五城信組と合併予定。	・営業体制等の更なる充実を図るため、基幹店舗の渉外 担当を6名増員(25年3月)したほか、顧客層が高齢化し ている店舗に女性渉外を4名増員(25年3月)	·震災後の取引先の業績等を的確に把握し、実態に合った金融支援を行うため、「事業再生支援チーム」と「新規融資先開拓チーム」の連携を強化。	
②具体的	つな取組み	・顧問契約を締結した中小企業診断士等を派遣し、取引先の経営改善計画の策定を支援(36先) ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、債権正常化に向けた取引先の実態把握等を継続して実施(延滞解消1,179先) ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施(震災以降、相談所と合わせて1,599件の相談を受付) ・宮城県南部に避難されている方々への手厚いサービスを行うことができるように同地域に営業エリアを拡大し、融資・預金を推進(25年7月に同地域に支店開設予定)	・本部と営業店が連携し、取引先の経営改善計画の策定を支援(41 先) ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、復興事業への資金供与を実施。(計 65 件、1,959 百万円) ・誘致企業と地元中小企業の取引拡大を目的としたビジネスフェアの創設に参画し、取引企業の出展を支援・定期的な個別訪問を継続することにより、私的整理ガイドラインの説明を行うとともに、積極的な利用を慫慂	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、取引先の経営改善計画の策定を支援(36先) ・中小企業診断士会と業務提携し、取引先に中小企業診断士を派遣して、事業再生を支援(3先) ・「経営革新等支援機関」の認定を受け、中小零細事業者の事業再生等を支援(2先) ・復興に向けた資金需要に対応するための「新規融資先開拓チーム」において、継続して新規融資を推進	
被災者 新規融		243先/ 71億円 91先/ 10億円	120先/ 120億円 44先/ 6億円	1, 501件(437先)/119億円 14件(11先)/0. 7億円	
被災者条件変		196先/ 71億円 178先/ 15億円	201先/217億円 67先/ 8億円	1,097件/143億円 36件/ 5億円	
【参考】 25/3 期	 の貸出金残高	275億円	977億円	403億円	
産業復	興機構の活用	決定5先/検討中1先	決定3先	_	
1111	大震災事業者 援機構の活用	決定1先/検討中1先	決定1先/検討中4先	決定2先/検討中2先	
個人版	私的整理ラインの活用	検討中1件	成立1件/検討中5件	_	

[※] 計数は平成 25 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 6 月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成25年9月期)」の概要

♦ 51 100 BB 7	資本	資本参加						
金融機関名	時期	金額						
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関								
北洋銀行		1,000億円						
福邦銀行	21年 3月31日	6 0 億円						
南日本銀行		150億円						
みちのく銀行		200億円						
第三銀行	21年 9月30日	300億円						
山梨県民信用組合		450億円						
東和銀行	0.1.5.1.0.0.0.0.0	3 5 0 億円						
高知銀行	21年12月28日	150億円						
北都銀行		100億円						
宮崎太陽銀行	2 2 年 3 月 3 1 日	130億円						
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円						
旧法(平成16年8月施行)に	基づき資本参加を行った金融							
豊和銀行	18年12月18日	9 0 億円						

(注) 山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画 平成25年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位:億円、%)

		計画始期	25年9	9月期					コメント
		の水準	計画	実 績	始	朝比	計	画比	(実績と計画の比較)
北	洋	317	159	150	A	16	A	9	資金利益が貸出金利息や有価証券利息 配当金の減少により計画を下回ったこ とから、コア業務純益は計画を下回っ た。
福	邦	0.35	0.45	0.32	•	0.03	A	0.13	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日	本	38	24	19	+	1	A	5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みち	のく	64	27	33	+	2	+	6	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第	Ξ	67	30	19	•	28	A	10	資金利益が貸出金利息や有価証券利息 配当金の減少等により計画を下回った ことから、コア業務純益は計画を下 回った。
東	和	106	50	55	+	4	+	4	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、役務取引等利益が投資信託等預かり資産の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高	知	34	16	14	•	6	A	2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北	都	36	14	17	A	0	+	3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎	太陽	23	12	13	+	3	+	1	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注2)「始期比」は、25年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

	計画始期	25年9	月期			コメント
	の水準	計画	実績	始期比	計画比	(実績と計画の比較)
北洋	55.72	54.61	50.69	▲ 5.03	▲ 3.92	経費(機械化関連費用を除く)が計画 を上回ったものの、業務粗利益が国債 等債券売却益の計上により計画を上 回ったことから、OHRは計画を下回っ た。
福邦	64.39	61.42	65.98	+ 1.59	+ 4.56	経費 (機械化関連費用を除く) が計画 を下回ったものの、業務粗利益が資金 利益の減少により計画を下回ったこと から、OHRは計画を上回った。
南日本	57.45	57.61	57.33	▲ 0.12	▲ 0.28	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.28	67.42	70.28	▲ 1.00	+ 2.86	経費 (機械化関連費用を除く) が計画 を下回ったものの、業務粗利益が国債 等債券関係損失の増加により計画を下 回ったことから、OHRは計画を上回っ た。
第三	61.15	61.29	56.32	▲ 4.83	▲ 4.97	経費 (機械化関連費用を除く) が計画 を上回ったものの、業務粗利益が国債 等債券売却益の増加等により計画を上 回ったことから、OHRは計画を下回っ た。
東和	63.17	61.88	60.17	▲ 3.00	▲ 1.71	経費(機械化関連費用を除く)が計画 を下回ったことや、業務粗利益が役務 取引等利益の増加により計画を上回っ たことから、OHRは計画を下回った。
高知	66.79	68.69	62.64	▲ 4.15	▲ 6.05	経費(機械化関連費用を除く)が計画 を下回ったことや、業務粗利益が国債 等債券売却益の計上により計画を上 回ったことから、OHRは計画を下回っ た。
北都	67.13	69.37	66.27	▲ 0.86	▲ 3.10	経費 (機械化関連費用を除く) が計画 を下回ったことや、業務粗利益が国債 等債券売却益の計上により計画を上 回ったことから、OHRは計画を下回っ た。
宮崎太陽	63.43	64.88	62.74	▲ 0.69	▲ 2.14	経費 (機械化関連費用を除く) が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

		計画始期	25年9月期		44. 45 . 11.		ēl se u.		コメント	
		の水準	計画	実 績	始	期比	計i	画比	(実績と計画の比較)	
北 洋	残高	18,312	18,612	18,887	+	574	+	275	貸出残高は専担者による新規開拓、医療福祉・環境等の成長分野支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等によ	
710	比率	24.81	24.85	24.27	•	0.54	A	0.58	回った。貝口比学は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。	
福邦	残高	1,585	1,630	1,591	+	5	A	38	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」 を通じた課題解決型提案営業に取り組 んだものの、資金需要の低迷等によ	
IШ УР	比率	36.70	36.82	35.32	•	1.38	A	1.50	り、貸出残高・比率ともに計画を下 回った。	
南日本	残高	2,724	2,769	2,908	+	184	+	139	ABL、医療機関・介護施設への設備 資金融資等に取り組んだことから、貸 出残高・比率ともに計画を上回った。	
	比率	39.84	39.87	40.22	+	0.38	+	0.35		
みちのく	残高	4,201	4,203	4,314	+	113	+	111	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給	
	比率	20.72	21.02	21.24	+	0.52	+	0.22	に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。	
第三	残高	5,750	5,795	5,822	+	71	+	26	貸出残高は専担者の配置による農業経 営者への取組み強化やエネルギー分野 等の新規事業開拓支援に取り組んだこ とから、計画を上回った。貸出比率は	
	比率	31.26	31.20	30.54	•	0.72	A	0.66	預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。	
山梨県民	残高	1,729	1,772	1,737	+	7	A	34	経営コンサルタントの指導によるエリアマーケティング結果を踏まえた営業体制の見直し・強化に加えて、帝国データバンクのデータの活用などによる新規先開拓や既存先の	
(信用組合)	比率	41.23	41.40	41.83	+	0.60	+	0.43	資金需要の掘り起しに取り組んだものの、 資金需要の低迷により、貸出残高は計画を 下回った。貸出比率は総資産が減少したた め、計画を上回った。	
東和	残高	5,768	5,905	6,019	+	251	+	114	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉 外活動時間増加のための取組みや成長 地域への積極的な人員配置により、計 画を上回った。貸出比率は預金の増加	
	比率	31.53	31.76	31.17	•	0.36	A	0.59	等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。	
高知	残高	3,421	3,433	3,342	A	79	A	91	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・ エネルギー等の成長分野への貸出等に 積極的に取り組んだものの、全体的な 資金需要の低迷等により、貸出残高・	
	比率	35.98	36.12	34.12	A	1.86	A	2.00	比率ともに計画を下回った。	
北都	残高	2,858	2,858	2,886	+	27	+	27	貸出残高は海外進出支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預	
טון טי	比率	23.50	23.50	22.26	A	1.24	A	1.24	金の増加等により総資産が計画を上 回ったため、計画を下回った。	
宮崎太陽	残高	2,164	2,186	2,172	+	8	A	14	小規模事業先への取組み強化や専担者 による成長分野の融資開拓に取り組ん だものの、資金需要の低迷等により、 貸出残高・比率ともに計画を下回っ	
	比率	36.74	36.77	36.05	•	0.69	•	0.72	た。	
ぐんまみらい	残高	988	1,018	972	A	15	A	45	合併関係業務繁忙により、各営業店へ の取組み方針等の指示の徹底が遅れた ことから、中小規模事業者等への融資	
(信用組合)	比率	28.10	28.34	27.14	A	0.96	A	1.2	の推進の効果の発現も遅れ、貸出残 高・比率ともに計画を下回った。	

2) 経営改善支援先割合

	計画始期	25年9月期		始期比		計画比		コメント
	の水準	計画	実 績	始	期比	計	画比	(実績と計画の比較)
北洋	2.41	2.63	3.42	+	1.01	+	0.79	経営改善計画の策定支援や顧客同士のマッチング支援等の経営相談・支援強化、外部提携先を活用した事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
福邦	3.98	4.88	5.47	+	1.49	+	0.59	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.65	3.92	+	2.39	+	2.27	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.41	10.21	+	2.04	+	1.80	制度融資の活用等による創業・新事業開拓 支援や、経営改善計画の策定やビジネス マッチングの支援、及びABLに積極的に取 り組んだことから、計画を上回った。
第三	1.55	1.58	1.80	+	0.25	+	0.22	再生エネルギー分野における創業・新事業 開拓支援、コベナンツ活用融資やABLに積 極的に取り組んだことから、計画を上回っ た。
山梨県民 (信用組合)	4.61	4.83	6.66	+	2.05	+	1.83	企業支援部による経営改善支援・早期事業 再生の取組みのほか、経営改善サポート室 による経営改善・コンサルティング対応によ り、中小企業再生支援協議会等外部機関と の連携を含めた経営改善計画の策定支援 等に取り組んだことから、計画を上回った。
東和	6.71	6.74	9.03	+	2.32	+	2.29	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用 した経営相談会の実施、無担保事業性ロー ン等に積極的に取り組んだことから、計画を 上回った。
高知	2.02	2.05	2.33	+	0.31	+	0.28	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北都	5.02	5.10	7.10	+	2.08	+	2.00	個別相談会を活用したビジネスマッチング の実施、経営改善計画の策定支援等の経 営相談に取り組んだことから、計画を上回っ た。
宮崎太陽	14.45	14.70	15.97	+	1.52	+	1.27	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化や ビジネスマッチング等の販路拡大支援に積 極的に取り組んだことから、計画を上回っ た。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	7.69	10.18	+	3.47	+	2.49	外部専門家との連携による経営改善支援 に加え、各種セミナーや経営相談会の開催 により、創業・新規事業開拓支援や経営相 談等に取り組んだことから、計画を上回っ た。

金融機能強化法(平成16年8月施行)に基づく経営強化計画 平成25年9月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益ROA

(単位:%)

	計画始期	25年9	月期	始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
	の水準	計画	実績	知舟几	前凹比	
豊和	0.75	0.57	0.59	▲ 0.16	+ 0.02	総資産が預金の増加により計画を上回ったものの、コア業務純益が経費削減により計画を上回ったことから、コア業務純益ROAは計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期	25年9	9月期	始期比	計画比	コメント	
	の水準	計画	実績	知舟几	自門比	(実績と計画の比較)	
豊和	49.08	54.04	53.21	+ 4.13	▲ 0.83	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。	

3) 不良債権比率 (単位:%)

		計画始期	25年9	月期	始期比	計画比	コメント
		の水準	計画	実績	知舟几	前四比	(実績と計画の比較)
豊	和	3.01	3.04	2.87	▲ 0.14	▲ 0.17	経営改善・企業再生支援によるランク アップや不良債権のオフバランス化に取 り組んだことから、不良債権比率は計画 を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

		計画始期	25年9	始期比		計画化		コメント		
	の水準		の水準	計画	実績	知粉几		計画比		(実績と計画の比較)
	和	残高	2,142	2,253	2,107	•	35	A	146	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エ ネルギー等の成長分野への貸出等に取り 組んだものの、不良債権のオフバランス
<u>₹</u>	1 "L	比率	41.56	41.74	38.17	A	3.39	A	3.57	化等により、貸出残高・比率ともに計画 を下回った。

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期	25年	9月期	始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
	の水準	計画	実績	知舟几	前凹比	
豊和	3.28	3.32	4.45	+ 1.17	+ 1.13	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、 ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った 金融機関における「経営強化計画の履行状況(平成25年9月期)」の概要

A = 1 144 BB &	資本参加				
金融機関名	時期	金額			
震災特例(平成23年7月施行)に基づき資本参加を行った金	融機関			
仙台銀行	0.0/5 0.000	300億円			
筑波銀行	23年 9月30日	350億円			
七十七銀行	23年12月28日	200億円			
相双五城信用組合		160億円			
いわき信用組合	2 4 年 1 月 1 8 日	200億円			
宮古信用金庫		100億円			
気仙沼信用金庫	0.45	150億円			
石巻信用金庫	24年 2月20日	180億円			
あぶくま信用金庫		200億円			
那須信用組合	24年 3月30日	70億円			
東北銀行	24年 9月28日	100億円			
きらやか銀行	24年12月28日	300億円			

(注) 相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス(持株会社)が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成 25 年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス					
	仙台銀行	きらやか銀行	筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)	
	(宮城県仙台市)	(山形県山形市)				
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23 年9月)	200億円(23 年 12 月)	100億円(24 年9月)	

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

	–						
1	① 実施体制の整備		・仙台銀行が 25 年 10 月に「地元企業応援 部本業支援室」を、きらやか銀行が 25 年 4 月に「本業支援推進部」等を新設し、復興 支援と両行連携を強化		・地域振興に向けた組織的な取組みを 強化するため、25年4月に営業本部内 に「地域振興部」を、関連会社内にシ ンクタンク部門を新設	強化するため、25年4月に営業本部内 に「地域振興部」を、関連会社内にシ みを強化	
)具体的な取	組み	・被災者との接点を拡充するため、被災営業店の新築移転を進めるとともに、巡回型移動店舗の営業を継続(仙台銀行) ・「仙台法人営業部」を新設し、人員を増員することにより、復興需要ニーズを掘り起こし、より復興ニーズの高い業種を集中的に訪問し復興支援を実施(きらやか銀行) ・グループ経営方針を「本業支援」に統一のうえ連携を強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献(仙台銀行・きらやか銀行)		・被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供 ・住宅ローン全先訪問や相談窓口の休日営業等により、顧客ごとの状況を把握し、生活再建をサポート ・地元自治体と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて地域経済の活性化に貢献・「食」と「ものづくり」を中心としたビジネス交流会や商談会を開催し、販路拡大、マッチング等の支援を実施	・集団移転専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン(集団移転・借地型)」の取扱いを継続・被災企業の販路再構築支援のため、商談会の開催や個別商談機会の提供を実施・ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を15名が取得・各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分にかかる資金需要への対応を継続	・震災で大きな被害を受けた農林水産業者や食品業者に対して、セミナーや商談会の開催、個別商談機会の提供等により生産・流通体制の再構築を支援・被災店舗の完全復旧による被災者への支援体制の強化・「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援・運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行
	被災者向け 新規融資	事業性消費性	2,672先/816億円 944先/104億円	1, 255件/325億円 99件/ 15億円	16, 436件/1, 870億円 5, 688件/ 200億円	6, 469件/2, 581億円 8, 598件/1, 153億円	2, 492件/ 624億円 223件/ 31億円
	被災者向け 条件変更	事業性消費性	248先/152億円 204先/ 25億円	595件/186億円 97件/ 17億円	3, 202件/ 767億円 173件/ 16億円	1, 712先/1, 390億円 1, 489先/ 190億円	998件/ 175億円 73件/ 8億円
	【参考】 25/9 期の貸出金残高 産業復興機構の活用		5, 545億円	9, 226億円	1兆5, 492億円	3兆8, 736億円	5, 092億円
			決定20先/検討中 3先	検討中2先	決定6先/検討中 5先	決定45先/検討中31先 決定47先/検討中	
	東日本大震災 再生支援機構の		決定35先/検討中24先	決定4先/検討中1先	決定4先/検討中15先	決定94先/検討中91先	決定35先/検討中22先
	個人版私的整理 ガイドラインの流	_	成立26件/検討中29件	成立2件	_	成立125件/検討中65件	成立16件/検討中21件

[※] 計数は平成 25 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 12 月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 25 年 9 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼 (宮城県気仙沼市)	石巻 (宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加	 100億円(24 年 2 月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24 年 2 月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24 年 2 月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24 年 2 月) 【国175億円、信金中金25億円】

[※] 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施	₫体制の⅓	整備	・情報収集や提案力の強化を図るため、 渉外担当職員を2名増員(25年4月)	・三陸支店を盛支店に統合(25年 11月)	・成長分野のニーズに的確に対応していく ため、「新分野推進室」を新設し3名配置 (25年4月)	・山元支店を亘理支店に統合(25年7月) ・福島市など中通り地方を地区拡張 (25年8月)
			・東北を中心に3	5 の信金が協賛し開催した「よい仕事おこしフ	ェア」(25 年 8 月)を通じた取引先の販路開拓	5支援
			•東北地区信用金	を庫協会の主催により開催した「ビジネスマッチ	チ東北 2013」(25 年 11 月)を通じた取引先の	販路開拓支援
			•4 金庫合計で 14	4 先について、NPO等の外部コーディネーター	-との連携による他の地域での販路開拓支援	を決定(25 年度)
②具体的な取組み			・震災により事業再開が困難な状況にあ	・NPOと連携した基金を活用	・震災により事業再開が困難な状況にあ	・震災により事業再開が困難な状況にあ
		且み	る事業者等を支援するため、公益法人と	- 雇用·創業等助成金 155 件/2 億円	る事業者等を支援するため、公益法人と	る事業者等を支援するため、公益法人と
			連携した新たな基金を創設	一 利子補給型融資 244 件/19 億円	連携した新たな基金を創設	連携した新たな基金を創設
			・事業承継に伴うM &Aの活用支援を目	・復興に向け、既存の枠組みでは支援が	・東北地区内信用金庫と連携し開催した	・常設相談所における相談会及び移動相
			的としてM&A仲介業者とM&A業務に			
			関する協定を締結	益法人と連携した新たな基金を創設	通じた取引先の販路拡大支援	月から 12,533 件の相談を受付)
被災	炎者向け	事業性	498先/63億円	889先/198億円	580先/234億円	516先/153億円
新規	見融資	消費性	313先/19億円	136先/ 9億円	423先/ 27億円	164先/ 20億円
被災	後者向け	事業性	108先/70億円	113先/ 60億円	181先/ 84億円	367先/197億円
条件	上変更	消費性	69先/ 5億円	274先/ 10億円	100先/ 13億円	437先/ 34億円
	【参考】 25/9 期の貸出金残高		301億円	444億円	638億円	608億円
産業復興機構の活用		の活用	決定20先/検討中 1先	決定20先/検討中 6先	決定21先/検討中10先	決定 4先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定33先/検討中 9先	決定19先/検討中 9先	決定29先/検討中16先	決定 4先/検討中 1先
	版私的整 ドラインの		成立 7件/検討中 2件	成立16件/検討中18件	成立30件/検討中 1件	成立 2件

[※] 計数は平成 25 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 12 月末時点)

-642-

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 25 年 9 月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき (福島県いわき市)	那須 (栃木県那須塩原市)
資本参加額	160億円(24 年 1 月)	200億円(24 年 1 月)	70億円(24 年 3 月)
(資本参加時期)	【国139億円、全信組連21億円】	【国175億円、全信組連25億円】	【国54億円、全信組連16億円】

[※] 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の	・取引先の避難状況を踏まえ、25年7月に亘理支店を開 設 ・25年11月に五城信組と合併		・取引先の経営支援態勢の更なる整備強化を図るため、 25年8月に、金融機関以外の経営革新等認定支援機 関3者との連携を開始	·25年8月に、他の金融機関とともに「とちぎネットワークファンド」に参入し、中小規模事業者に対する事業再生支援態勢を強化	
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業振興センターの専門家を派遣し、経営改善計画の策定を支援(21先) ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(延滞解消1,212先) ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施(震災以降、相談所と合わせて2,012件の相談を受付) ・取引先の事業承継支援に向け、(独)中小企業基盤整備機構と連携し、事業承継セミナーの開催を予定	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(103 件:49 先) ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、引き続き、復興事業への資金供与を実施。(計98 件、2,887 百万円) ・広域的な販路拡大を希望する取引先に対し、首都圏等で開催される商談会・物産展等への出展を支援・定期的な個別訪問を継続することにより、私的整理ガイドラインの説明を行うとともに、積極的な利用を慫慂	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、積極的に取引先の経営改善計画の策定を支援(63先)・中小企業診断士会と業務提携し、取引先に中小企業診断士を派遣して、事業再生を支援(5先)・取引先の事業承継に対する支援の一環として、25年10月に事業承継セミナーを開催・被災者の実態把握のため、訪問や電話連絡等の活動を継続して実施	
被災者向け	事業性	310先/104億円	126先/143億円	1, 727件(432先)/138億円	
新規融資	消費性	123先/ 15億円	49先/ 7億円	51件(39先)/ 1億円	
被災者向け	事業性	236先/ 78億円	201先/223億円	1, 337件/175億円	
条件変更	消費性	179先/ 15億円	67先/ 8億円	52件/ 7億円	
【参考】 25/9 期の貸	出金残高	278億円	989億円	383億円	
産業復興機	構の活用	決定5先	決定3先	_	
東日本大震災再生支援機構		決定2先	決定2先/検討中5先	決定3先/検討中1先	
個人版私的		成立1件/検討中2件	成立2件/検討中5件	_	

[※] 計数は平成 25 年 11 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 25 年 12 月末時点)

- ∞ I 資料 9

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

1. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1)保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - >法人と経営者の関係を明確に区分 分離
- ≫財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - >信頼性の高い情報を債権者に開示 説明
- 2)債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
- (注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- 保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討 3)上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

[平成25年12月5日公表]

やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める

- (1)主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の 保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- 2) 適切な保証金額の設定
- >形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び 収入の状況等を総合的に勘案して設定
- >保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まない などの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

<u>保証契約の見直しの申入れ時</u>には、主債務者、保証人及び債権者は上記 1. や 2. <u>に即して対応</u>するが、特に<u>事業承継時には以下のように対応</u>

- [1)主債務者や保証人は、<u>経営者交代の事業への影響を説明</u>するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- 2)債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

I. 保証債務の整理手続 (準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わる これを許容 ことに経済合理性が認められる場合には、

保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

ď

- >残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- ▶保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- ➤債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため 一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- ▶事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した貧力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

かの街 4

①債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない、②平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

- (注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続 (注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

[平成25年12月5日公表]

経営者保証に関するガイドラインQ&Aの主な概要

経営者保証に依存しない融資の一層の促進 ١ 1. 保証契約時等の対応

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- 本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の 処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な 分離が困難な場合等には、適切な賃料を支払う。
- 事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、 個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない
- 「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書 ・取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、

3. 適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

の蓄積

- 業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保

- 今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)の確保

2. 財務基盤の強化

・決算書上の各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)の提出 -年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

金融機関等の対応

内外からのガバナンスが十分ではない場合 内外からのガバナンスが十分働いている場合

代替的な融資手法(注1)の活用の検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等

保証債務の履行基準(残存資産の範囲) ١ Π. 保証債務の整理手続

経営者保証を求めない可能性の検討

≫保証人の手元に残る資産

▶破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)

)経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は<u>(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の</u> <u>範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に</u> (注2)破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額 <u>含めることを検討</u>(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。

く残存資産検討の目安>

雇用保険の給付期間(90日~330日)の考え方を参考 ſſ 一定期間の生計費に相当する現預金:「一定期間」 「生計費」⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円) 残存資産に含めることを検討 ⇑ 安定した事業継続等に必要な場合

上記に該当しない場合 華美でない自宅:

A

⇑

当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から 担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容



平成25年12月11日 金融庁

「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について

金融庁は、12月11日、別紙のとおり、「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について、次の金融機関関係団体等に対し、要請しました。

- (社)全国銀行協会会長
- (社)全国地方銀行協会会長
- (社)第二地方銀行協会会長
- (社)信託協会会長
- (社)全国信用金庫協会会長
- (社)全国信用組合中央協会会長
- (株)商工組合中央金庫代表取締役社長
- 農林中央金庫代表理事理事長
- 日本貸金業協会会長

(別紙) で「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について(PDF:94KB)

お問い合わせ先

金融庁 監督局総務課監督調査室 Tel 03-3506-6000(代表)(内線3379、3314)

「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について

平成25年12月5日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、平成26年2月1日から適用(準備態勢が整った金融機関は先行適用)されます。

本ガイドラインの積極的な活用により、中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という。)、経営者及び金融機関の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者(以下「中小企業等」という。)の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することが期待されます。

また、本ガイドラインの公表と同日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」においても、地域経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の革新を推進するための施策として、「経営者保証に関するガイドラインの利用促進」が盛り込まれたところです。

当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

ついては、貴協会傘下機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1)営業現場の第一線まで本ガイドラインの趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、 顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規程や契約書の整備等、所要の態勢 整備に早急に取り組むこと。
- (2) 本ガイドラインの適用に関する準備が整った場合は、適用開始日を待たず、先行してガイドラインに即した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ 外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本ガイドラインの積極的な活用に努める こと。

以上

「経営者保証に関するガイドライン」の策定に伴う監督指針の改正(26年2月1日適用)のポイント

〇 「「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等」という新たな評価項目を設け、以下のような着眼点を規定

- > ガイドラインを踏まえ、経営者保証への対応方針の明確化
- > ガイドラインに基づく対応を適切に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備等
- ➤ 経営者保証の機能を代替する融資手法(停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等)のメニューの充実
- > 中小企業等において法人個人の一体性の解消が図られている等と認められる場合は、経営者保証を求めない可能性等を検討する態勢の整備

〇「与信取引等に関する顧客への説明態勢」に係る評価項目について、以下の事項を盛り込む

- ➤ 契約時点等における説明に関する着眼点に、保証契約締結時における保証契約の必要性等の説明を丁寧かつ具体的に行う旨を追記
- ➤ 経営者等に保証を求める場合における、契約締結の客観的合理的理由の説明の留意点に、「経営者保証に関するガイドライン」の規定に基づき客観的 合理的理由の説明を行う旨を追記
- > 貸付に関する基本的な経営の方針(クレジットポリシー等)との整合性について検証する際の留意点に、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進を 図る」との観点を追記
- > 借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応についての検証の着眼点に、ガイドラインに基づき、借り手企業の事業承継時の対応(後継者に 当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証等)が適切に行われる態勢が整備されているかを追記
- ▶ 延滞債権の回収等を行う場合における、適切な対応態勢の整備状況について検証する際の留意点に、ガイドラインに即し、保証人の手元に残すことができる 残存資産の範囲について、保証人の履行能力、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する態勢となっているかを追記

〇「金融仲介機能の発揮」に係る評価項目について、以下の事項を盛り込む

- > 金融機関の基本的役割に、ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、ガイドラインで示された合理性が 認められる保証契約の在り方に基づく対応を行うことが必要である旨を追記
- > 金融仲介機能を発揮するための態勢整備の状況について検証する際の着眼点に、経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図るよう 努めているかを追記
- > 債務者からの要請があった場合には、ガイドラインに基づき、経営者保証を求めない可能性等を検討する態勢が整備されているかを着眼点として追記

〇「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等」に係る評価項目について、以下の事項 盛り込む

➤ 第三者の個人連帯保証の履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応を行う態勢を検証する際の留意点に、ガイドライン の活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢が整備されているかを追記

資料9-8-4

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

(平成26年6月4日公表)

本年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが 望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表。

透・定着していくとともに、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらに これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸 は、その他の経営支援の担い手が行う経営支援の一助となることを期待。

<掲載事例 (計23事例)>

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直 し」、「保証債務の整理」の4項目で構成。

経営者保証に依存しない融資の一層の促進(11事例)

- 〇経営者保証を求めなかった事例
- 〇経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した 事例

既存の保証契約の適切な見直し(6事例)

- 〇保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した 事例
- 〇経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、 新経営者から保証を求めなかった事例 等

適切な保証金額の設定(4事例)

- 〇経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮
 - して、保証金額の設定、減額を行った事例

保証債務の整理(2事例)

- 〇中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を
- 整理した事例
- 〇事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例

金融機関における貸付条件の変更等の状況

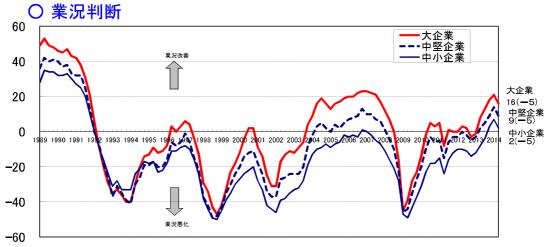
◆ 貸付条件の変更等の状況(平成26年3月末時点)

上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

		申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
—050—	【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1482)	5,529,573 (1,502,926)	5,208,691 (1,427,796)	130,563 (34,581)	97.6%
	【住宅ローン】 金融機関合計 (1482)	378,661 (58,895)	310,079 (48,563)	27,419 (4,263)	91.9%

(注)上記金融機関(1482)は、銀行(141)、信用金庫(268)、信用組合(156)、労働金庫(14)、系統金融機関(903)の合計。

日銀短観D. I. の推移



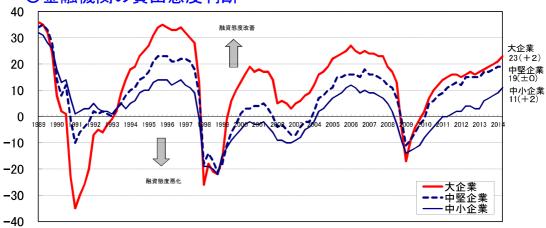
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注) 数字は2014年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2014年3月)との比較)

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果 資料9-8-7

1. 中小企業の業況の「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移

狆

籼

26/2月 26/5月 11月 **▲** 23 8月 **▲** 35 ▲ 27 5月 **▲** 52 25/2月 11月 ➡ 先行き 8月 5月 **▲** 51 **▲** 62 → 現状 24/2月 09 ▼ 11月 ▲ 64 8月 5月 23/2月 11月 08 ◀ 8月 ▶ 81 5月 22/2月 11月 8月 93 5月 21/2月 11月 8月 61 ▲ 100 【 20/5月 80 **▲** 10 **▲** 20 **№** 30 ▶ 40 **▶** 50 09 ▼ ▶ 70 06 ▼ ٦ 9 0

26/2月 26/5月 **▲** 20 **■** 11 11月 8月 **▲** 31 5月 **▲** 41 **▲** 26 25/2月 ▶ 38 **▲** 42 11月 8月 ➡ 先行き 49 ▲ 5月 24/2月 →現状 **▲** 51 11月 **▲** 64 ▶ 61 8月 **V** 67 5月 23/2月 **▶** 58 ₹ 67 11月 **▲** 62 69 8月 99 🔻 ● 70 5月 22/2月 11月 **▲** 71 8月 5月 21/2月 **▲** 82 11月 89 8月 **▲** 54 ▲ 100 L ▶ 40 09 ◀ **№** 70 06 ▼ 9 0 **▲** 10 **▲** 20 **▲** 30 **▲** 50 ₩ 80 ٦

2. 中小企業の資金繰りの「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移

(単位:兆円,%)

						(平位:501],///
月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2012.01	266.8	▲ 0.1	168.6	▲ 1.4	98.2	2.3
2012.02	266.8	0.1	168.7	1 .1	98.1	2.3
2012.03	271.5	▲ 0.4	172.8	1 .5	98.7	1.6
2012.04	266.4	▲ 0.5	168.5	1 .5	97.9	1.2
2012.05	264.3	▲ 0.4	166.3	1 .3	98.0	1.2
2012.06	267.7	0.3	169.0	▲ 0.7	98.7	2.0
2012.07	265.9	▲ 0.2	166.8	▲ 1.2	99.1	1.6
2012.08	265.6	0.2	166.3	▲ 0.7	99.4	1.8
2012.09	270.9	0.3	170.7	▲ 0.5	100.2	1.6
2012.10	266.7	0.3	166.5	▲ 1.2	100.2	2.7
2012.11	267.5	0.4	166.7	1 .0	100.7	2.9
2012.12	272.7	1.0	170.5	▲ 0.8	102.2	4.1
2013.01	270.4	1.3	167.8	▲ 0.5	102.6	4.4
2013.02	270.6	1.4	167.9	▲ 0.5	102.7	4.7
2013.03	275.5	1.5	172.4	▲ 0.2	103.0	4.4
2013.04	270.2	1.4	167.5	▲ 0.6	102.7	4.9
2013.05	269.7	2.1	166.6	0.2	103.1	5.2
2013.06	272.2	1.7	168.4	▲ 0.3	103.7	5.1
2013.07	271.8	2.2	167.9	0.7	103.9	4.8
2013.08	271.9	2.4	168.6	1.4	103.3	4.0
2013.09	276.3	2.0	171.6	0.5	104.7	4.5
2013.10	272.0	2.0	168.5	1.2	103.5	3.3
2013.11	274.4	2.6	170.3	2.1	104.1	3.3
2013.12	278.9	2.2	173.8	1.9	105.1	2.8
2014.01	276.7	2.3	171.1	1.9	105.7	3.0
2014.02	276.6	2.2	170.7	1.7	105.9	3.1
2014.03	280.7	1.9	175.5	1.8	105.2	2.1
2014.04	276.4	2.3	170.5	1.8	105.8	3.0
2014.05	275.7	2.2	170.4	2.3	105.2	2.1
2014.06	278.4	2.3	171.5	1.8	106.9	3.1

⁽出典)日本銀行「現金・現金・貸出金」

〇法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数 (個人企業を含む)。

〇「中小企業」: 資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員 300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組み

(年度末貸出残高)(単位:億円)

		23年度末	24年度末	25年度末
動産・債権譲渡担保融資		5,243	6,221	6,598
	うち動産担保融資	2,649	2,733	2,949
	うち債権譲渡担保融資	2,594	3,488	3,649
財務制限条項を活用した融資		_	525,758	569,966

^{※ 24}年度末はデータ制約上、一部25年4月末残高の 計数を含む。

2. 地域金融機関の取組み

(年度末貸出残高)(単位:億円)

		23年度末	24年度末	25年度末
動産・債権譲渡担保融資		3,669	5,048	7,615
	うち動産担保融資	1,569	2,041	3,758
	うち債権譲渡担保融資	2,130	3,007	3,857
財務制限条項を活用した融資		_	176,760	170,822



平成 26 年 8 月 27 日 金融庁

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙1~4のとおり、取りまとめました。

対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

■ 偽造キャッシュカード犯罪:平成12年4月から平成26年3月

■ 盗難キャッシュカード犯罪: 平成 17 年 2 月から平成 26 年 3 月

■ 盗難通帳犯罪:平成15年4月から平成26年3月

■ インターネットバンキング犯罪:平成17年2月から平成26年3月

概要

1. 被害発生状況

(注)「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額に なります。

○被害発生件数 (単位:件)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	273	482	901	271	5,507
盗難キャッシュカード	6,607	5,338	3,871	3,283	49,102
盗難通帳	244	183	141	120	3,018
インターネットバンキング	78	162	148	1,903	2,874

○平均被害額 (単位:万円)

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	91	70	77	27	95
盗難キャッシュカード	59	54	46	43	52
盗難通帳	92	114	62	102	180
インターネットバンキング	113	244	102	113	120

2. 金融機関による補償状況

- (注1)預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。
- (注2)補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一 部を補償した件数の合計です。
- (注3)「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

○偽造キャッシュカード

(単位:件)

左连			処理方針決定済	-	
年度		;	補償	補償し	しない
22 年度	260	243	(93. 5%)	17	(6.5%)
23 年度	480	458	(95. 4%)	22	(4.6%)
24 年度	882	845	(95.8%)	37	(4.2%)
25 年度	232	221	(95. 3%)	11	(4.7%)
対象期間計	5,360	5,146	(96.0%)	(注1)214	(4.0%)
(平成 12 年 4 月~平成 26 年 3 月)			^(注 2) (98.8%)		

- (注1)金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(104件)」、「預貯金者に重大な過失がある(27件)」などでした。
- (注2) 処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難キャッシュカード

(単位:件)

左曲			処理方針決定済		
年度		;	補償	補償し	んない
22 年度	6,592	3,735	(56. 7%)	2,857	(43.3%)
23 年度	5,303	2,662	(50. 2%)	2,641	(49.8%)
24 年度	3,835	1,631	(42.5%)	2,204	(57.5%)
25 年度	2,796	941	(33.7%)	1,855	(66.3%)
対象期間計	48,462	26,683	(55. 1%)	(注1)21,779	(44.9%)
(平成 17 年 2 月~平成 26 年 3 月)			^(注 2) (82.2%)		

- (注1)金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等 (7,089件)」、「遺失等による不正払戻し(4,038件)」、「預貯金者の配偶者や親族による 払戻し(2,604件)」などでした。
- (注2) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難通帳 (単位:件)

左曲			処理方針決定済		
年度		;	補償	補償し	しない
22 年度	234	130	(55.6%)	104	(44.4%)
23 年度	177	109	(61.6%)	68	(38.4%)
24 年度	133	84	(63. 2%)	49	(36.8%)
25 年度	90	59	(65. 6%)	31	(34.4%)
対象期間計	2,823	1,101	(39.0%)	1,722	(61.0%)
(平成 15 年 4 月~平成 26 年 3 月)			^(注) (50.2%)		

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったもの の、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでない ことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○インターネットバンキング

(単位:件)

左曲			処理方針決定済	:	
年度		;	補償	補償し	しない
22 年度	52	29	(55.8%)	23	(44. 2%)
23 年度	157	108	(68.8%)	49	(31.2%)
24 年度	144	103	(71.5%)	41	(28.5%)
25 年度	1,459	1,298	(89. 0%)	161	(11.0%)
対象期間計	2,288	1,885	(82.4%)	403	(17.6%)
(平成 17 年 2 月~平成 26 年 3 月)			^(注) (90.9%)		

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局 銀行第1課(内線3323、3324)

銀行第2課(内線3365、3367)

協同組織金融室(内線 3381、3736)

郵便貯金・保険監督参事官室(内線 2612、2615)

(別紙1) 偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況) (別紙4)インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・ 補償状況)

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

														(単位:件、	、百万円)
耕	主要行等	等	地方	方銀行	第二地7	二地方銀行	信金等	排		楄			補償の状況(件)	况(件)	
時想	4数	金額	件数	金額	李 数	金额	李 教	余額	车 数	金額	4450 後半額 (万円)	計	処理方針決定済 補償 補償	海 海 交	調為· 檢討中等
12年度		1		18					1-=-	18.	1,857			ا ا	
13年度		1		<u> </u>		-		•						-	1
14年度	2	G	4	വ		ю		-	8	19:	245	7		1	-
15年度	68	251	30	09	9	10	4	ω	108	331	307	107	101	9	-
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	269	040	199	202	36	51	107	86	911	980	107	606	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	222	06	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	41	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36.	34	37	44	435	290	99	425	413	12	10
21年度	230	118	41:	16	11.	4	24;	29	306	1691	55	291	273	18	15
22年度	211	157	48	85	1:	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	88	80	8	16	32	26	482	337	70	480	458	22	2
24年度	661	465	132	136	34	29	74	89	901	700	77	882	845	37	19
4月~6月	79	99	13;	8	2	0		3	102	80	78	102	66	3	-
7月~9月	146	86	50	57	4	7	25	12	225	163	72	222	204	18	3
10月~12月	349	281	29	0.2	27	21	38	48	481	420	87	468	457	11	13
1月~3月	87	31	2	0	1;	0	3,	4	93	36	39	90	85	5	3
25年度	259	7.1	8	2		0	3	-	271	75	27	232	221	11	39
4月~6月	65	15	1	0	1:	0	1	0	89	16	23	99	62	4	2
7月~9月	88	23	1	0		•		1	89	23	26	84;	82	2	5
10月~12月	62	19	4	-		•	1	0	67	21	32	56	54	2	11
1月~3月	44	12	2	,-		ı	 -	0	47	13	28	26	23	3	21
ᅽ	3,555	3,286	1,192	1,248	386	351	374	366	5,507	5,252	95	. 5,360	5,146	214	147
構成比	64.6%	62.6%	21.6%	23.8%	7.0%	6.7%	6.8%	7.0%		100.0%		100.0%	%0.96	4.0%	
(注1)「主要行等」とば地方銀行(埼玉り代な銀行を含む) 及乙及び信連・信漁連等。 (注2)「阿斯Jとは代表の発生した午度(又は四半期)を示す。 (さ2)、中部コは保護では、かのしれは、土地に作成の	Jとば地方銀行 信漁連等。 被害の発生(関連は、カク	丁(埼玉リインた年度(5)	らな銀行を含くは四半期) では四半期)	\$む) 及び第二 を示す。 ************************************	二地方銀行	地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降ほの8年10月以降ほの8年) 地十名(1917) (1918年) (1918年)	(平成19年1	10月以降は	:、ゆうちよ銀行を含む)、「信金等」と 	行を含む). 編8. 18. (2)	工信金等Jと	は信用金庫、	、信用組合、	、労働金庫	
(注3) 各果悲別情懷争(3、火の)とおり。上安行寺95.5%(3,343件/3,43件/、心力数(191.7%(1,110件/ 1,142件)、第一匹力数(190.3%(302件/ 3/0件/、信证寺92.6%(325件/33)件/。	開資学は、火い	ひとおが。ユ	3.64十十岁3.6	5%(5,545 <u>1</u> +/	3,4811年)、	6.7.数(Ta.V.	/2/1/110/H/	/ 1,1421+)、	形一的乙数	1790.3%(3)	2件/3/0件.	/、信筮寺92.	6%(325f#/;	351ff/s	

-660-

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

業態	主要行等	佛	地方	1方銀行	第二地方銀行	5銀行	商金等	排		 -			4	補償の状況(件)	~	
/											1		処理方針決定済	恢假形		
群樹	本 数	金額	华	御	茶	領	4数	御	杂数	4 2 2 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(AE)	nkar	金额 有億	简 75%又は 一部	基 の たない	調香· 檢討中等
17年2月~3月	154	187	184	202	23	24	107	26	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	20	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,992	1,633	1,821	1,054	388	172	711	347	6,913	3,207	46	6,884	3,335	896	2,581	29
19年度	3,461	1,322	1,152	619	209	89	497	219	5,319	2,251	42	5,318;	2,127	852	2,339	-
20年度	3,500	1,565	993	520	178	120	435	207	5,106	2,414	47	5,100	1,811	206	2,382	9
21年度	4,227	1,857	1,068	624	213	153	531	301	6,039	2,936	48	6,027	1,772	1,517	2,738	12
22年度	4,450	2,397	1,159	871	304	207	694	480	6,607	3,956	59	6,592	1,653	2,082	2,857	15
23年度	3,684	1,764	916	640	216	144	522	333	5,338	2,884	54	5,303	1,209	1,453	2,641	35
24年度	2,840	1,149	010	397	119	70	302	183	3,071	1,808	46	3,835	794	837	2,204	36
4月~6月	751	329	199	137	37	66	86	<i>C</i> 9	1,085	551	90	1,077	227	255	595	8
7月~9月	757	275	156	100	35	26	76	37	1,024	440	42	1,020	209	234	577	4
10月~12月	756	286	147	97	34	23	74	47	1,011	454	44	997	205	198	594	14
1月~3月	576	257	108	62	13	5	54	35	751	361	48	741	153	150	438	10
25年度	2,588	1,007	433	270	72	35	190	117	3,283	1,431	43	2,796	450	491	1,855	487
4月~6月	712	293	102	35	19	10	40	16	873	355	40	853	157	154	542	20
7月~9月	739	266	107	85	12	4	45	31	603	388	43	872	133	141	598	31
10月~12月	689	272	142	96	26	16	09	42	917	428	46	811	131	160	520	106
1月~3月	448	174	82	52	15	V	45	26	290	258	43	260	29	36	195	330
₩	31,966	15,245	10,142	6,440	2,111	1,277	4,883	2,808	49,102	25,771	52	48,462	16,708	9,975	21,779	640
構成比	65.1%	59.2%	20.7%	25.0%	4.3%	5.0%	%6'6	10.9%	100.0%	100.0%		100.0%	34.5%	20.6%	44.9%	
(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉リそな銀	上は地方観	3行(埼玉り		含む)及び	第二地方籍	終行以外の	銀行(平成1	9年10月5	解は、ゆう	ちよ銀行を	含む)、「僑	金等」とは	行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちよ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫	月組合、	5働金庫	

、 及び信連・信漁連等。 (注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。 (注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。 (注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等44.2%(13,963件/31,593件)、地方銀行74.0%(7,383件/9,973件)、第二地方銀行74.4%(1,554件/2,089件)、信金等78.7%(3,783件/4,807件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況·補償状況)

														(単位:件、	: 百万円)
業態	主要行等	行等	地方銀行	跟行	第二地方銀行	方銀行	信金等	桊		抽			補償の状況(件	(况(件)	
/	######################################	il d	溪	₩ 4	4 3	4	44.84	4	14.86	₩	平均	加 3	処理方針決定済	族	題
日報	× E	H H	≵ E	Ħ H	X E	Ħ H	¥ E	ğ H	× ±	用 第	(万円)	***************************************	補償	(ない	後討中等
15年度	234	891	325	798	38;	112	111	158	674	1,961	290	 	165	508	_
16年度	73	195	148	123	19.	44	92	63	305	426	139	305	09	245	į
17年度	100	606	131	84	13	1	365	34	283	1,040	367	283	64	219	
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	09	158	39
19年度	175	336	72	9	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	6	15	17	275	332	121	292	148	114	13
21年度	140	197	71	54	6	က	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	152	160	65	46	- -	4	19	13	244	224	92	234	130	104	10
23年度	101	144	09	42	10	7	12:	14	183	209	114	177	109	89	9
24年度	52	37	47	38	80	-	‡	11	141	87	62	133	48	49	8
4月~6月	25	6	11	6	3	0	5	7	44	27	63	42	27	15	2
7月~9月	13	6	20	15	1	0	4	2	38	27	71	36	24	12	2
10月~12月	20	6	7	3	2	0		0	30	13	45	29	41	15	-
1月~3月	17	6	ີ້ດີ້	80	2,	0		1	58	18	64	26	19	7	က
25年度	89	47	30	59	ີ່ຜີ້	8	17	13	120	123	102	06	59	31	30
4月~6月	17	14	2	6		•		0	22	24	96	24	18	0	₹
7月~9月	22	21	2	36	2	2	3	1	34	62	182	27	16	1	7
10月~12月	17	10	13	11	2;	0	8	-	40	24	09	30	19	11	10
1月~3月	12	2	· 6	1		0	2	6	21	13	63	6	9	3	12
丰	1,392	3,336	1,132	1,449	148	226	346	427	3,018	5,440	180	2,823	1,101	1,722	195
構成比	46.1%	61.3%	37.5%	26.6%	4.9%	4.2%	11.5%	7.9%	100.0%	100.0%		100.0%	39.0%	61.0%	
17.4.1.4.1.4.1.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4	ここに対し	1/年/44年11	スか紹介太	名にたるさいほど独	1	11日日	本方的のに対 の部分(形形)の何い回い終土	作る日に切	+1145	シャー (名の)ナウナン		1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	1	は くら 日 単	1

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちよ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。 (注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等44.0%(581件/1,320件)、地方銀行31.2%(329件/1,053件)、第二地方銀行44.7%(59件/132件)、信金等41.5%(132件/318件)。

-662-

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

時間 (中央) 金額 (中央) (万円) 計 (万円) 計 (本格) (万円) 計 (大尺) (万円) 計 (大尺) (万円) 計 (大尺) (万円) 計 (大尺) (万円) (万円) 計 (大尺) (万円) (万円) (万円) (万円) (万円) (万円) (万円) (万円	株態		主要行等	地方	地方銀行	郷一巻	二地方銀行	信金等	热		声			(単位 補償の状況(件)	(単位: 件、说(件)	F. 百万円)
11	/											· 经		17針決定	枚	
11 1 2 23 22 25 23 32 45 46 49 49 55 25 25 25 33 45 34 49 49 55 25 25 34 49 49 55 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35 35	時期	本	鍛	本 数	金	本 数	金額	华 数	金盤	本 数	金額	被牽鐵(万円)		極極	益数である。	調查· 検討中等
11 11 12 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	17年2月~3月		•	-	0					-	0	0	-	and the second	-	•
23 25 29 31 161 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	17年度	34				2:	2	ਿੱਲੋ	6	49	105	214	49	38	1.	1
25 25 23 32 44 41 161 44 41 44 45 52 52 62 62 62 62 62 62 62 62 62 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63 63	18年度	87	104			2	0	5.	20		129	127	86	69	29	4
232 23 32 44 49 49 49 45 49 45 49 45 49 49 55 49 49 55 49 49 35 49 49 45 49 45 49 45 49 45 49 45 49 45 49 45 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49 49	19年度	226				-	0	-	0	233	191	81	211	186	25	22
23 22 23 49 41 16 16 4 4 49 45 52 27 27 4 4 403 5 5 3 4 4 5 6% 39 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	20年度	127	129				က	က	2	136	141	104	69	38:	31	29
23	21年度	53				. w	ю		•	62	116	187	48	16	32	14
44 45 45 46% 45 46% 45 46% 45 46% 45 46% 45 46% 46% 46% 46% 46% 46% 46% 46% 46% 46%	22年度	64		:	19	ж.	73	4	0	78	88	113	52	29	23	26
41 161 161 45 52 45 45 45 6% 6% 6% 6% 6%	23年度	06				-01	52	23	71	162	395	244	157	108	49	5
8 8 4 4 4 113 161 16 4 4 4 5 27 2 4 4 4 4 4 4 4 5 5 6 5 6 5 6 5 6 6 6 5 5 6 6 6 5 5 6 6 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	24年度	141	141				1		1	148	151	102	144	103	41	4
16 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4月~6月	27	20			••••			-	27	20	74	12	19:	8	1
16 16 45 45 45 46 68 52 68 68 68 59 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68 68	7月~9月	25				;	1		-	25	16:	67	24	20	4	-
161 4 45 27 4 45 52 6% 37 4 403 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	10月~12月	44			0		·		ı	45	36	80	44	31	13	1
161 45 52 52 37 403 5 6% 6%	1月~3月	45					,	· ·	-	51	78	153	49	33	16	2
27 45 52 62 403 37 403 5 6% 合、労働金順	25年度	1,822				4.	76	4	4	1,903	2,157	113	1,459	1,298	161	444
52 52 4 403 56% 6% 労働金圓	4月~6月	173					3			178	163	91	175	148	22	3
52 4403 556% 65% 354 4403 55 558% 65% 354 455 65%	7月~9月	468				2	ഗ		1	478	427	89	468	423	45	10
37 -6% -6% -6% -6%	10月~12月	580					14		-	611	675	110	581	529	52	30
.6% 合、労働金	1月~3月	601	734			7	53	~e-	2	636	890	140	235	198	37	401
構成比 92.0% 78.8% 5.2% 13.9% 1.3% 4.1% 1.5% 3.2% 100.0% 100.0% 100.0% 82.4% 17.6% 27.1% 2.2% 100.0% 100.0% 100.0% 82.4% 17.6% 27.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1% 20.1%	10	2,644				36	142	44	110		3,476	120	2,288	1,885	403	586
(注1)「主票行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫 一 及び信選・信息選等。 (注2)「時期とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。 パンランを要問に指定され、かのしたは、主電だ生の 1 ぱん 70つかっ 11のか、 ねて組みたむ か/76件 //1の外) 第一体で組合すのペアが 70のか、 ほんだちの 1 からか	構成比	92.0%	78.8%		13.9%		4.1%	1.5%	3.2%	100.0%	100.0%		100.0%	82.4%	17.6%	
	(注1)「主票行等 及び信連・ 及び信連・ (注2)「時期」とは (注3) を兼能別さ	Jとは地方。 信漁連等。 な被害の発生	銀行(埼玉) せした年度(プランセリ	J-そな銀行者 (又は四半期 土甲経生の	F含む) 及ひ 朝)を示す。 4 1%(1 7824	(第二地方)	銀行以外の1時では、1997年の1時では、1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の1997年の19	銀行(平成 -86 /4/75/	19年10月以 1-749年)	降け、ゆう 新一株七数	もよ銀行を3 8分5 0 € / 7	数む).「衙 杯 /20年)	金等」とは個	5用金庫、信 99(21件/32	用組合、	労働金庫

-663-



平成 26 年 8 月 27 日 金融庁

<u>偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況</u> (平成 26 年 3 月末) について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成26年3月末)」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel: 03-3506-6000(代表)

監督局 銀行第1課(内線3323、3324)

銀行第2課(内線3365、3367)

協同組織金融室(内線 3381、3736)

郵便貯金・保険監督参事官室(内線 2612、2615)

(別添) 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成 26 年 3 月末)

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成26年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成26年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ■埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- •その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ■ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- •パーセントは小数第二位を四捨五入。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート [*] 発行金融 機関数①	個人向けイン ターネットバンキン グ実施金融 機関数②	法人向けイン ターネットバンキン グ実施金融 機関数③	ATM設置 台数④	キャッシュカート・ 発行枚数⑤
主要行等	10	9	6	26,322	112,929
地銀	65	65	65	38,954	112,761
第二地銀	41	41	41	12,012	29,188
その他の銀行	16	22	30	51,251	174,882
信用金庫	267	264	264	19,799	51,239
信用組合	136	62	51	2,247	5,185
労働金庫	13	13	13	1,908	8,648
計	548	476	470	152,493	494,832
農漁協等	892	892	0	12,551	22,028
総計	1,440	1,368	470	165,044	516,860

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

		1 1/1//U 13 /					
業態	キャッシュカート゛発行金融	ICキャッ 導入済み金		ICキャッシュ ATM f		ICキャッ 発行を	
	機関数①		6/1		7/4		8/5
主要行等	10	7	70.0%	25,369	96.4%	25,884	22.9%
地銀	65	65	100.0%	34,924	89.7%	23,038	20.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,055	75.4%	4,665	16.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	51,244	100.0%	50,465	28.9%
信用金庫	267	203	76.0%	15,148	76.5%	6,493	12.7%
信用組合	136	43	31.6%	907	40.4%	379	7.3%
労働金庫	13	13	100.0%	1,908	100.0%	7	0.1%
計	548	377	68.8%	138,555	90.9%	110,931	22.4%
農漁協等	892	891	99.9%	12,318	98.1%	8,135	36.9%
総計	1,440	1,268	88.1%	150,873	91.4%	119,066	23.0%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカート゛ 発行金融	生体認証 導入済み金		生体認証 ⁴ 対応ATN		生体認言 カート [*] 発行	
	機関数①		9/1		10/4		11/5
主要行等	10	6	60.0%	23,931	90.9%	18,685	16.5%
地銀	65	50	76.9%	21,584	55.4%	10,484	9.3%
第二地銀	41	9	22.0%	2,502	20.8%	398	1.4%
その他の銀行	16	2	12.5%	26,750	52.2%	41,174	23.5%
信用金庫	267	78	29.2%	5,337	27.0%	1,559	3.0%
信用組合	136	11	8.1%	339	15.1%	163	3.1%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	548	156	28.5%	80,443	52.8%	72,463	14.6%
農漁協等	892	140	15.7%	1,999	15.9%	24	0.1%
総計	1,440	296	20.6%	82,442	50.0%	72,487	14.0%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットハ・ンキン が実施金融 機関数②	可変パ 導入済み金	スワード 融機関数⑫ ⑫/②
主要行等	9	9	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	40	97.6%
その他の銀行	22	18	81.8%
信用金庫	264	262	99.2%
信用組合	62	25	40.3%
労働金庫	13	13	100.0%
計	476	432	90.8%
農漁協等	892	892	100.0%
総計	1,368	1,324	96.8%

	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)							
業態	乱数	表⑬	パスワート	・生成機働	電子メール・アプリケーション⑮			
		13/2		14/2		15/2		
主要行等	8	88.9%	3	33.3%	3	33.3%		
地銀	34	52.3%	15	23.1%	32	49.2%		
第二地銀	16	39.0%	7	17.1%	24	58.5%		
その他の銀行	12	54.5%	8	36.4%	4	18.2%		
信用金庫	239	90.5%	64	24.2%	58	22.0%		
信用組合	5	8.1%	7	11.3%	20	32.3%		
労働金庫	13	100.0%	0	0.0%	13	100.0%		
計	327	68.7%	104	21.8%	154	32.4%		
農漁協等	0	0.0%	71	8.0%	821	92.0%		
総計	327	23.9%	175	12.8%	975	71.3%		

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けイン ターネットバンキン グ実施金融 機関数③	ターネットハンキン ・ 導入済み金融機関数値 が実施金融		(可変パスワード導入未済 の金融機関のうち) 電子証明書導入済み 金融機関数①		
	放送数③		16/3		17/3	
主要行等	6	2	33.3%	4	66.7%	
地銀	65	39	60.0%	26	40.0%	
第二地銀	41	9	22.0%	32	78.0%	
その他の銀行	30	22	73.3%	5	16.7%	
信用金庫	264	234	88.6%	26	9.8%	
信用組合	51	4	7.8%	20	39.2%	
労働金庫	13	0	0.0%	13	100.0%	
計	470	310	66.0%	126	26.8%	
農漁協等	0	0	0.0%	0	0.0%	
総計	470	310	66.0%	126	26.8%	

	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)							
業態	乱数表⑱		パスワート	・生成機19	電子メール・アプリケーション②			
		18/3		19/3		20/3		
主要行等	0	0.0%	1	16.7%	1	16.7%		
地銀	19	29.2%	4	6.2%	16	24.6%		
第二地銀	4	9.8%	0	0.0%	2	4.9%		
その他の銀行	5	16.7%	14	46.7%	4	13.3%		
信用金庫	216	81.8%	1	0.4%	11	4.2%		
信用組合	2	3.9%	1	2.0%	2	3.9%		
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
計	246	52.3%	21	4.5%	36	7.7%		
農漁協等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
総計	246	52.3%	21	4.5%	36	7.7%		

信託会社等の新規参入状況

平成26年6月30日現在

					免	許 •	登	録等	并	数			
		計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	田	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社		15	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運用型信託会社(免許制)	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運用型外国信託会社(免許制)(注1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理型信託会社 (登録制)	8	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理型外国信託会社 (登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同-	-会社集団(特定信託業者)(届出制)(注2)	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特点	E大学技術移転事業承認事業者(承認TLO)(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自	己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信	託契約代理業者(登録制)	155	60	16	2	11	22	8	7	11	9	7	2
	うち みなし信託契約代理業者	132	46	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
	計	194	87	26	2	11	22	8	7	11	9	9	2

- (注1) 外国信託会社は金融庁直轄
- (注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数(受託者総数は6社)

[参考]保険会社等向け監督方針のポイント

保険会社等に求められる役割

- 缸 <u>保障・補償機能の提供という</u>重要な役割を保険会社が担っていることを踏まえ、適切かつフォワード・ルッキングなリスク管理を行うとともに、
- 務基盤の強化に努める。 ・保険商品の開発・募集・支払い等の各段階における顧客の高齢化を踏まえた対応。 ・経営陣は、責任ある経営判断を迅速に行うとともに、5~10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要。

監督当局の取組姿勢等 Ø

- ・ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとすると規制の 歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前提に、中長期 的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。
 - **リスク 感応度の高い行政**(個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検)
 - 国民の目線・利用者の立場に立った行政(顧客保護や利用者利便の一層の向上)
- **将来を見据えた行政**(国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く)
 - $\Theta \otimes \Theta \otimes X$
- 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政(金融機関との率直かつ深度ある対話、各社における先進的取組みを他社に紹介等) 金融機関、金融システムが抱えるリスクを速やかかつ的確に把握し迅速な行政対応を可能とするため、検査部局と連携しオフサイト・オンサイト一体となった。 モニタリングを充実・強化。

監督重点分野

保障 補償機能の適切な発揮

(1)適切な保険金支払管理態勢の構築

① 支払管理態勢

機能発揮状況を引き続き重点的に確認

2 請求案内態勢

整備・実施状況を引き続き重点的に確認

手続書類の簡素・合理化等、震災後の能動的な 取組み姿勢や保険金の迅速な支払態勢を平時に 契約者の立場に立った取組み

(2)保険会社等の属性に応じた対応

- ① 保険会社グループ
- グループ全体の財務健全性や管理態勢を確認
 - 新規参入会社に深度ある監督を実施 中小規模の保険会社 (N)

新規募集休止会社を注意深くモニタリング

③ 外国保険会社等

本邦現地法人や在日支店の経営管理やリスク管 理等について深度ある監督を実施

少額短期保険業者 4

一層の実態把握に努めるとともに、問題が認めら れる業者等については注意深くモニタリング

認可特定保険業者 വ

資金繰りや業務の適切性に関し注意深く指導監

2. リスク管理の高度化の促進

① リスク管理態勢

(1)統合的リスク管理の促進

- ・経営戦略と一体で統合的なリスク管理態勢の整備を促 すため、ERMヒアリング等を実施
- ・「リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)」の報告の導 人を検討
- 各社の負債特性に応じた取組み (

販売チャネル・商品の特性に応じた販売進捗管理等を確

保険引受リスク管理態勢 <u>ල</u>

リスクの把握と計測、リスク削減への取組状況とその有効 性、財務基盤強化の取組状況を確認

金融市場の変動に応じた運用態勢

市場動向に対応した運用方針に基づく資産運用の実施 及びモニタリングの状況等の確認

グループに対する確認 (D)

持株会社等のガバナンス機能の発揮状況や海外拠点を 含むグループ全体のリスク管理態勢等を確認

(2)ソルベンシー評価の見直し等

国際的な検討の動向を踏まえ規制の導入に向けた検討 ① 経済価値ベースのンプベンシー規制 作業を継続

IASBにおける国際会計基準の見直し作業を踏まえ中期 的な保険監督会計のあり方について引き続き検討 保険監督会計 (C)

顧客保護と利用者利便の向上 <u>ო</u>

(1) 業務の継続性の確保

- ・システム障害の未然防止、発生時の対応等の態勢構築の
- ・大規模災害・サイバー攻撃等を想定した業務継続体制の整備の確認等

(2)情報セキュリティ管理の徹底等

保険募集人が取扱う顧客情報を含めた情報管理態勢の構 築の確認等

(3) 適切な保険募集態勢の確立

顧客の知識・経験等を踏まえた商品説明を行う態勢や整 備状況の確認

- ① 保険募集形態の多様化や代理店の大型化を踏まえた募 集態勢・保険会社による保険募集人の管理・監督態勢の確 認、金融審を踏まえた保険募集・販売ルールの見直しに係 る対応の具体的な検討
 - 銀行窓販の確認
- 高齢の顧客に関し、契約内容について顧客の理解が確 保されるための取組み等を促す \bigcirc

(4)相談・苦情処理態勢の充実

適切な窓口等の整備・管理

(5)商品審査の実効性確保と迅速化

事前の意見交換等の実施による迅速な商品改定

(6)不正利用の防止

- ・不正請求等の排除のための契約審査態勢・支払管理態勢の
- ・マネロン、テロ資金供与防止に向けた態勢等整備の確認

生命保険会社の平成26年3月期決算の概要 資料11-2-1 (かんぽ生命を除く)

(単位:億円、%、ポイント)

	(単位:億円、%、小イント					
	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比		
基礎収益	366,892	414,409	405,004	▲ 9,405		
保険料等収入	297,287	315,873	298,726	1 7,147		
資産運用収益	52,239	79,383	79,676	293		
基礎費用	341,861	387,509	374,372	1 3,137		
保険金等支払金	194,254	210,144	236,192	26,048		
資産運用費用	3,298	3,422	3,151	▲ 271		
事業費	37,292	38,365	38,764	399		
基礎利益	25,031	26,899	30,631	3,732		
キャピタル損益	▲ 3,048	▲ 2,028	2,672	4,700		
臨時損益	▲ 1,787	4 ,502	▲ 6,920	▲ 2,418		
危険準備金繰入額	1,042	2,458	5,154	2,696		
経常利益	20,194	20,368	26,383	6,015		
特別損益	▲ 2,884	4 ,682	▲ 5,621	▲ 939		
価格変動準備金繰入額	1,506	3,922	4,821	899		
当期純利益(純剰余)	7,165	10,376	13,710	3,334		
総資産	2,332,641	2,545,357	2,634,939	89,582		
有価証券含み損益	85,873	194,689	199,313	4,624		
公表逆ざや額	▲ 3,319	▲ 2,632	▲ 1,433	1,199		
ソルベンシー・マージン比率	674.3	807.5	870.9	63.4		

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

		24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
新	契約高+転換純増(兆円)	64	72	67	▲ 5
解約	的失効高(兆円)	53	52	51	▲ 1
保1	有契約高(兆円)	938	933	924	▲ 9
年	奥算保険料(億円)				
新	契約ベース	21,956	22,894	22,006	▲ 888
	うち第三分野	5,226	4,693	4,829	136
保	有契約ベース	206,233	213,330	215,958	2,628
	うち第三分野	50,979	51,971	53,108	1,137

- (注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金
- (注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。
- (注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。 (注4) 算出会社(24年3月期:43社、25年3月期:42社、26年3月期:42社)

損害保険会社の平成26年3月期決算の概要

(53社ベース)

(単位:億円)

	24年3月期	25年3月期	26年3月期	前期比
正味収入保険料	73, 664	76, 343	80, 221	3, 878
正味支払保険金	56, 367	49, 044	46, 768	▲ 2, 276
保険引受利益	▲ 3, 520	▲ 550	▲ 1,368	▲ 818
資産運用粗利益	4, 188	5, 139	5, 983	844
経常利益	702	3, 838	4, 171	333
特別損益	▲ 510	▲ 960	▲ 738	222
当期利益	▲ 2, 761	1, 711	2, 111	400
総 資 産	285, 358	290, 384	294, 778	4, 394
有価証券	27, 228	40, 801	45, 835	5, 034
			(単位	ኒ : %、ポイント)
ソルベンシー・ マージン 比 率	477. 3	572. 4	661.3	88. 9

⁽注1) 23年度は52社ベース、24・25年度は53社ベース。 (注2) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」-「資産運用費用」により算出している。

⁽注43) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生命保険会社一覧表 (平成26年6月30日現在43社)

生命保険会社 40社

生命保険会社 40社	
	会社名
相	日本生命保険相互会社
	明治安田生命保険相互会社
会	住友生命保険相互会社
5	朝日生命保険相互会社
社	富国生命保険相互会社
	第一生命保険株式会社
	三井生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
(19社)	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	ソニー生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社
損保系子会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
(損保50%以上)	NKSJひまわり生命保険株式会社
(7社)	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
	AIG富士生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	ハートフォード生命保険株式会社
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	アリアンツ生命保険株式会社
	マスミューチュアル生命保険株式会社
	ピーシーエー生命保険株式会社
	メットライフアリコ生命保険株式会社
外資系	ジブラルタ生命保険株式会社
(外資50%以上)	プルデンシャル生命保険株式会社
(15社)	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	アイエヌジー生命保険株式会社
	マニュライフ生命保険株式会社
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	AIG富士生命保険株式会社(再掲)

外国生命保険会社 3社

<u> </u>	<u> </u>
士作政能	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
│ 支店形態 │ (3社)	アメリカンファミリーライフアシュアランスカンハ゜ニーオフ゛コロンハ゛ス(アフラック)
(011)	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパ゜ニー・リミテット゛

損害保険会社一覧表

(平成26年6月30日現在54社)

損害保険会社 31社

損告保険会任 31任	
	会 社 名
	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
(22ネ±)	セゾン自動車火災保険株式会社
(ZZ T I)	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
从次乙	アリアンツ火災海上保険株式会社
外資系 (外資50%以上)	エース損害保険株式会社
(6社)	アクサ損害保険株式会社
(0 11)	富士火災海上保険株式会社
	AIU損害保険株式会社
生保系子会社	明治安田損害保険株式会社
(生保50%以上) 再保険専業社	トーア再保険株式会社
(2社)	日本地震再保険株式会社
\ _ !=/	

外国損害保険会社等 22社

ア メ リ カ フェデラル・インシュアランス・カンパニー トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー (4社) スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー イ ギ リ ス ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテ ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・ア ション・リミテッド ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアラン	
アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー (4社) スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー イ ギ リ ス ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテ ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アッション・リミテッド ザ・コナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアラン	
(4社) スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー イ ギ リ ス ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテ ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・ア ション・リミテッド ザ・コナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアラン	
イ ギ リ ス ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アション・リミテッド ザ・コナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアラン	
ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・ア'ション・リミテッド #f・コナイテッド・キングダ ム・ミューチュアル・スティー ム・シップ・アシュアラン	
ション・リミテッド ザ・コナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアラン	
ザ・コナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアラン	ソシエイ
│ 	
I (\$ &T) I	ンス・ア
フ ラ ン ス コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュー	ル
(2社) カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール	
ス イ ス チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	
(2社) スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド	
ルクセンブルク スイス・リー・インターナショナル・エスイー	
イ タ リ ア アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	
ノ ル ウ ェ ー アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ	
イ ン ド ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	
韓 国 現代海上火災保険株式会社	
ド イ ッ エイチディーアイ-ゲーリング・インドゥストゥリー・フェアジッヒャルングス・	
アクツィーエンゲセルシャフト	
ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ	
ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼ	・ルシャ
フト・イン・ミュンヘン	
(4社) ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト	
ベ ル ギ ー ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー	
オ ラ ン ダ アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ	

免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イ ギ リ ス ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

保険持株会社一覧表

(平成26年6月30日現在10社)

	保険持株会社名				
(10社)	アクサジャパンホールディング株式会社				
	アニコム ホールディングス株式会社				
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社				
	NKSJホールディングス株式会社				
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社				
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社				
	株式会社T&Dホールディングス				
	東京海上ホールディングス株式会社				
	日本郵政株式会社				
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社				

生命保険会社の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月末現在
生命保険会社	43社	43社	40社	40社	40社	40社
+ 免 許 ▲ 廃 止	+ソニーライフ・エイゴン (21年8月) ※合併 (+アクサ (21年9月) ▲アクサ ▲アクサフィナンシャル +メディケア生命 (22年3月)		※合併 (+NKSJひまわり (23年10月) ▲損保ジャパンひまわり ▲日本興亜 ※合併 (+三井住友海上あいおい (23年10月) ▲三井住友海上きらめき ▲あいおい ※合併 (+ジブラルタ (24年1月) ▲ジブラルタ ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター +メットライフアリコ (24年2月)			
外国生命保険会社	4社	4 社	4社	3社	3社	3社
+ 免 許 ▲ 廃 止				▲アメリカン・ライフ・インシュ アランス・カンパニー (24年5月)		
合 計	47社	47社	44社	43社	43社	43社

⁽注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

損害保険会社の推移

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年6月末現在
損害保険会社	30社	29社	29社	30社	31社	32社
	+イーデザイン損害保険 (21年6月) ▲大成再保険 (21年6月)	※合併(22年10月) (+あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおい損害保険 ▲ニッセイ同和損害保険 (23年1月) (23年2月)	※合併(23年5月) (+あいおいニッセイ同和損害保険 ▲あいおいニッセイ同和損害保険 ▲アドリック損害保険 +アイペット (24年3月) →アイペット損害保険へ社名変更(24年3月)	+AIU損害保険 (24年10月)	+アメリカンホーム医療・損害保険 (25年11月)	+ユーラーヘルメス・ヨーロッ パ・エスエー(26年6月)
外国損害保険会社等 免許特定法人	21社	23社	24社	24社	23社	22社
+ 免 許	シュアランス・コーポレーション	ナスイス・リー・インターナショナル・エスイー (23年2月)	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニシパル・コーブ(23年4月) +ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド(24年1月) +スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー(24年3月)		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー(25年4月) +ザ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシェーション(3日ーロッパ)リミテッド(26年2月) ▲ジ・ユナイテッド・キングドム・ ミューチュアル・シティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド(26年3月)	▲アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー(26年4月)
合 計	51社	52社	53社	54社	54社	54社

(注)合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11-3-1 保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

保	険	持	株	会	社	名	モニタ	リング	`開始日	モニタ	リング	`終了日
東	京 海	上亦	- ル	デ ィ	ン	グス	25.	9.	10		_	
M 木	S & A [ロイン ル	シュア デ ィ	ランス	グ ル グ	/ ー プ ス	25.	9.	10		_	
Ν	K S	J ホ	ール	デ ィ	ン	グ ス	25.	9.	10		_	
							26.	4.	2	26.	6.	20

⁽注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリング の手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

生	命	保	険 会	社	名	モニタ	リング		モニタ		
才	リッ	クニ	ス生	命 保	険	25.	8.	27	26.	2.	12
ア	クサ	ダイレ	クト生	上 命 保	険	25.	8.	28	26.	1.	15
東	京海上	日動は	あんしん	生命保	険	25.	9.	10		_	
Ξ	井住友	海上は	5 いおい	生命保	険	25.	9.	10		_	
N	K S J	ひま	わり生	上 命 保	険	25.	9.	10		_	
У	ットラ	イファ	アリコ:	生命保	険	25.	11.	14	26.	4.	18
日	本	生	命	保	険	26.	2.	6		_	
第	_	生	命	保	険	26.	2.	6		_	
明	治	安 田	生	命 保	険	26.	2.	6		_	
住	友	生	命	保	険	26.	2.	6		_	
み	ど	IJ :	生 命	保	険	26.	3.	25	26.	6.	27

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

													1 /90=0	,	
損	害	!	保	ß	険	会		社	名	モニタ	リング	開始日	モニタ	リング	ブ終了日
東	京	海	上	日	動	火	災	保	険	25.	9.	10		_	
≡	井	住	友	海	上	火	災	保	険	25.	9.	10		_	
あ	いお	い	ニッ	セ	イ 同	和	損	害 保	険	25.	9.	10		_	
損	害		保	険	ジ	+	7	パ	ン	25.	9.	10		_	
										26.	4.	2	26.	6.	20
日	本	ļ	興	亜	損	害	<u> </u>	保	険	25.	9.	10		_	
										26.	4.	2	26.	6.	20

統合的リスク管理態勢ヒアリングの実施とその結果概要について - ORSA レポートの作成及び提出に関する試行-

金融庁では、主要な保険会社・保険持株会社を対象に、統合的リスク管理(Enterprise Risk Management: ERM)態勢のヒアリング資料としてリスクとソルベンシーの自己評価(Own Risk and Solvency Assessment: ORSA) に関するレポート(ORSA レポート)の作成及び提出を依頼し、統合的リスク管理態勢の状況についてヒアリングを実施した。

1. 目的

保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化している中、保険会社が将来にわたり財務の健全性を確保していくには、規制上求められる資本等の維持や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が自らの経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備し、高度化していくことが重要である。

金融庁では、平成23年以降ERMヒアリングを実施し、統合的リスク管理態勢の実態把握を行うとともに、その結果概要を公表することで、保険業界全体の統合的リスク管理の促進を図ってきた。さらに平成26年2月には「保険会社向けの総合的な監督指針」を改定し、従来のERMヒアリングを統合的リスク管理態勢ヒアリングとして監督指針に記載するとともに、ORSAを含む統合的リスク管理態勢に関する指針を整備した。

ORSAとは、保険会社・グループが現在及び将来のリスクと資本等を比較し、資本等の十分性の評価を自らが行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセスである。ORSAは、主としてソルベンシー・マージン規制を充足しているかどうかといった健全性の意味で捉えられるかもしれない。しかしながら、ORSAに至るには、当然背後にリスク選好(リスクアペタイト)に基づいて、どのリスクをどの程度取るかといった経営陣の意思決定があることから、ORSAは経営戦略と密接に関わるものである。ORSAをこのような広い意味で捉えた場合、ORSAは、統合的リスク管理における中核的なプロセスであると考えられる。

このような広い意味での ORSA に関するプロセスをレポート化し、社内・グループ内で報告及び共有するとともに、監督当局に報告する制度の導入準備が、欧州及び米国等において進められている。金融庁でも「平成 25 事務年度 保険会社等向け監督方針」において、ORSA の報告の導入について検討を行うとしたところである。そこで今般、統合的リスク管理態勢ヒアリングにおいて試行的に ORSA レポートの作成及び提出を求め、同レポートに基づくヒアリングにより統合的リスク管理態勢の実態把握を行うと共に、保険会社における統合的リスク管理態勢の整備や ORSA レポートの作成に向けた取り組みの参考に供するため、ヒアリングの結果概要を公表するものである。

2. 統合的リスク管理態勢ヒアリングの主な実施内容

統合的リスク管理態勢ヒアリングは、会社の規模や事業・リスク特性等を踏まえて抽出した保険会社・保険持株会社 25 社¹を対象に、予め以下の項目に沿って ORSA レポートの作成を依頼し、提出された ORSA レポートに基づいて、各保険会社のリスク管理担当役員等に対するヒアリングを実施した。

- (1) 要旨(全体の取り纏め)
- (2) 経営戦略及びリスクに対する認識
- (3) ERM に関する組織体制
- (4) リスク管理方針
- (5) リスクプロファイルとリスクの測定
- (6) リスクとソルベンシーの自己評価
- (7) 経営への活用
- (8) ORSA の評価・検証

3. 結果概要

(1)要旨

この項目は、ORSA レポート全体の取り纏めを記載する部分であり、「(2) 経営戦略及びリスクに対する認識」以降に記載の内容のうち、重要と思われる部分を中心に記載する部分である。

総じて、保険会社においては継続的に ORSA を含む ERM の高度化が図られており、 ERM については、リスク選好に基づく PDCA サイクルの観点から議論がなされるよう になってきたと考えられる。

<リスク選好に基づく PDCA サイクルの例>

Plan: リスク調整後収益指標等に基づくリスク・リターンの評価結果から、ビジネスライン等(グループ子会社を含む)を評価し、リスク選好の結果として、収益性・成長性の高い分野に多くの資本配賦等を行い、積極的なリスクテイクを可能にする。

Do: 上記で策定された方針に基づき、保険引受及び資産運用等に関する取引 を実行する。

Check: 各ビジネスライン等 (グループ子会社を含む) について、定期的にリスク管理の状況とリスクの測定結果に基づく健全性の状況を確認するとともに、リスク調整後収益指標等をもとにリスク・リターンの状況等を

¹ アイエヌジー生命、アクサジャパンホールディング、朝日火災、朝日生命、アフラック、AIG ジャパン・ホールディングス、NKSJ ホールディングス、MS&AD ホールディングス、オリックス生命、かんぽ生命、共栄火災、住友生命、ソニーフィナンシャルホールディングス、T&D ホールディングス、第一生命、トーア再保険、東京海上ホールディングス、日本生命、富国生命、プルデンシャル・ホールディング、三井生命、明治安田生命、メットライフアリコ生命、マスミューチュアル生命、マニュライフ生命。

総合的に評価する。

Action: 各ビジネスライン等(グループ子会社を含む)の評価結果を基に、脆弱性の改善や資本配分計画の修正を行うとともに、今後の経営計画や事業計画等の作成において、各ビジネスライン等(グループ子会社を含む)の評価結果を反映する。

各社におけるこうしたフレームワークの整備状況は、以下のような3つのパターンに分類することができた。

- ① 現在、上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルを整備し、運用している社
- ② 上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルを整備し、運用を開始しようとしている社
- ③ 上記のような ERM のリスク選好に基づく PDCA サイクルについて、導入の要否も含め検討を行っている社

特に今年度のヒアリングでは、損害保険会社に加え、生命保険会社においても上記のようなリスク選好に基づく ERM フレームワークの具体的な整備を実施したり、検討を開始したりする社が見受けられ、ERM の整備・運用に向けた取組みが前進していることが確認できた。

(2) 経営戦略及びリスクに対する認識

この項目は、ORSAを含む ERM を経営上どのように捉えているかを確認することにより、保険会社において ERM がどの程度浸透しているかを把握するために設けたものである。例えば、経営戦略の中心に ERM を位置付けている社では、ERM に基づいて経営計画を策定している旨などを記載し、また、ERM の高度化を行っている社では、その高度化の内容を中心に記載することを想定している。各保険会社の ERM に関するこのような取り組みが当項目に記載されることにより、各社における ERM の浸透状況を把握することができる。

収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を実現し、安定的な成長を実現するべく、収益とリスクの対比、リスクと資本の対比、及び資本と収益の対比等を行って、ERM に基づく中期経営計画や事業計画を策定しているとする社が見受けられた。このように ERM が社内に浸透している社においても、さらなる高度化に関する取り組みを実施するとしており、 ERM は継続的に発展させる過程であることが窺える。

また、収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を実現すべく、ERM に基づき中期経営計画や事業計画を策定するといった取り組みを開始するとしている社も見受けられた。

一方で、継続的に ERM の高度化に取り組んでいるものの、現状においては ERM に基づく中期経営計画や事業計画の策定等には至っておらず、検討を実施しているとする社も見受けられた。

(3) ERM に関する組織体制

今回の ORSA レポートの作成は、基本的にはグループベースでの作成を前提とした。この項目は、グループベースの ORSA を含む ERM をどのように展開しているかを把握するために設け、グループの対象範囲、グループ会社間の役割分担等について確認を行った。

① グループの対象範囲

グループの対象範囲については、グループ子会社等の重要性の違いによって取り扱いが分かれた。ホールディングス形態のように、グループ子会社等に重要性がある社などにおいては、重要なグループ子会社等とそれ以外のグループ子会社等によって対応を分け、重要なグループ子会社等については、親会社と同様の ORSA を含むERM を規模特性に応じ適切に実施することを求め、それ以外のグループ子会社等については、ソルベンシー・マージン規制の充足や業務の適切性の確保等が中心のリスク管理を求めていた。一方で、親会社の規模と比較し、全てのグループ子会社等の規模が小さい社では、ORSA を含む ERM は親会社が中心となって実施しており、グループ子会社等については重要性の観点から、ソルベンシー・マージン規制の充足や業務の適切性の確保等が中心のリスク管理となっていた。

② グループ会社間の役割分担

グループ会社間の役割分担については、ホールディングス形態であって、ORSA を含む ERM に関する取り組みが進んでいる社においては、以下のような取組事例も見受けられた。

- i. 親会社がグループ全体としてリスク選好を定め、どのようなリスクを取って収益確保を目指すかという大きな方向性をグループ内で共有化する。
- ii. 各事業子会社はこれを踏まえて事業計画を策定する。
- iii. 親会社はこうした各事業子会社の各事業計画を検証したうえで、リスク量やリスク・リターン等を総合的に勘案し、グループ横串の評価を行ってグループの 資本配分計画等を決定する。

このような取り組みによって、グループ統一的な ERM 及び経営計画が構築され、 重要なグループ子会社等に対するガバナンス態勢が強化されていた。

また、このような取り組みを目指し、グループとして ORSA を含む ERM の整備運用に取り組んでいる社も見受けられた。

(4) リスク管理方針

この項目は、リスク管理方針に含まれる各社のリスク選好に関する具体的内容を 把握するために設けた。リスク選好においては、全社ベースに加え、各社がビジネ スラインやリスクカテゴリーを設定し、当該ビジネスラインやリスクカテゴリー毎 にリスク選好を決定する場合もあることから、ORSA レポート及びヒアリングを通じ、 全社レベルのリスク選好及びビジネスラインやリスクカテゴリー毎のリスク選好に ついて、確認を行った。

① 全社レベルのリスク選好

i. 定性的なリスク選好

ビジネスライン又はリスクカテゴリーのうち、定性的なリスク選好として重点的に取り組む分野を、一部の社を除く全ての保険会社が ORSA レポートにおいて明確化していた。ORSA レポートでは重点的に取り組む分野を明確化していない社も、ヒアリングにおいては、重点的に取り組む分野に関するコメントがあり、リスク選好に対する認識が広がっていることが窺える。

ii. 定量的なリスク選好

定性的なリスク選好に加え、定量的なリスク選好を策定するためには、保険引受 や資産運用に関する取引の結果として計量されるリスク量を、どの程度まで許容す るかを決定する必要がある。この点に関しては大手保険会社を中心に格付や信頼水 準と関連付け、AA 格に相当する資本や 99.5%といった信頼水準のリスク量に相当す る資本を確保できる水準を許容度として設定している事例が多かった。このような 取り組みは、健全性の側面におけるリスク選好に関する取り組みと言える。

昨年度の ERM ヒアリングでは、取ったリスク量に見合ったリターンが得られているかどうかを、リスク調整後収益性指標を使ってチェックしているという収益面にまで踏み込んだリスク選好を先進的な事例として取り扱った。今回のヒアリングにおいては、適切なリスク管理の下、リスク調整後収益指標に関して一定以上の水準を目指そうする社が昨年度よりも増えたほか、このような収益面にまで踏み込んだリスク選好に関する検討を開始した社も確認できた。

② ビジネスラインやリスクカテゴリー毎のリスク選好

ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を設定している場合は、次の2通りが考えられる。一つはビジネスラインやリスクカテゴリー毎に取ることが可能なリスク量の許容度を定め、健全性確保を確実にする場合である。もう一つはビジネスライン(又は子会社)やリスクカテゴリー毎に一定の資本等を配賦し、リスクを当該資本等の範囲内に抑制するとともに、当該資本等に対するリスク・リターンを把握し、収益性も含め評価する場合である。

ビジネスライン(又は子会社)やリスクカテゴリー毎にリスクリミットを設定し、健全性の観点から当該リスクリミットを超えないように管理している社は、昨年度に引き続き、比較的多く見受けられた。また、資本配賦制度と関連付け、ビジネスライン(又は子会社)やリスクカテゴリー毎に配賦資本に対するリスクとリターンを把握し、収益性も含め評価しようとする社が昨年度よりも増加した。また、今後このようなビジネスライン(又は子会社)やリスクカテゴリー毎に資本の効率性を評価し、リスク選好を設定すべく検討を開始するとしている社も現れた。

(5) リスクプロファイルとリスクの測定

ORSAによって、各保険会社の健全性を評価しようとする場合、計量化されたリスクがどのような前提で計量されたものかを十分把握する必要がある。このような観

点から ORSA レポートにおいてこの項目を設け、計量対象のリスク及びそのリスクの計量化方法の確認を行った。

各保険会社においては、保険引受リスク、資産運用リスク [市場リスク (金利リスク、為替リスク、株式リスク)、信用リスク、不動産投資リスク]、最低保証リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを測定対象としており、大きな差異はなかった。しかしながら、リスク計量については、その前提条件によって、算出されるリスク量の水準が大きく異なるものである。今回の ORSA レポートにおけるリスク計量モデルに関する記載を分析したところ、各保険会社のリスク量を詳細に比較する場合や、欧州等において進められているように内部モデルを監督当局が承認する場合には、別途多岐にわたる大量かつ詳細なリスク計量方法に関する情報を保険会社から入手する必要性が認められた。

また、計量化が困難なリスクについても、その管理状況について確認を行った。 エマージングリスクについては、リスクが複雑化・多様化する中、昨年度に比べよ り多くの社で取り組みが進展しており、中には、社内でエマージングリスクを定義 し、エマージングリスクの洗い出し及びその管理プロセスを構築する取り組みが見 受けられた。一方で、そのような取り組みが行われていない社においても、経営陣 等の間ではエマージングリスクに関する意見交換が行われていたが、このような経 営陣等の指摘・意見のうち、重要なものを社内の管理プロセスに取り込んでいく態 勢を構築するには至っていなかった。

昨年の ERM ヒアリングに引き続き、リスクマップやリスクレジスター等の一覧性を持った資料による経営陣への報告等についても確認を行った。昨年よりもヒートマップ等の一覧性を持った資料の活用が広がりを見せ、全社におけるリスクの状況を経営レベルで把握しようとする取り組みが進展していることが確認できた。

(6) リスクとソルベンシーの自己評価

ORSA は、自らが抱えるリスク量と、リスクに対する備えとなる資本を比較することにより、自らの健全性を評価するものであり、ORSA を含む ERM の中核をなすプロセスである。

ORSA においては、全社ベースに加え、各社がビジネスラインやリスクカテゴリーを設定し、当該ビジネスラインやリスクカテゴリー毎に実施する場合もあることから、全社ベースによる ORSA とビジネスラインやリスクカテゴリー毎による ORSA の双方の確認を行った。

① 全社ベースの ORSA

全社ベースの ORSA には、保険会社が自ら計算した必要な経済資本と保有する資本 等との比較による健全性評価とソルベンシー・マージン規制に基づく健全性評価の 2 つがあり、双方の実施状況について確認を行った。

一部の社を除き、保険会社が自ら計算した必要な経済資本と保有資本との比較に よる健全性評価とソルベンシー・マージン規制に基づく健全性評価の双方に取り組 んでいた。前者の比較においては、必要な経済資本を経済価値ベースにより資産負債を評価した際の資本と比較しているものが大半であったが、一部の社においては、保険負債の市場整合的な経済価値ベースに基づく評価は行わず、必要な経済資本と会計ベースの資本との比較を行っていた。

② ビジネスラインやリスクカテゴリー毎の ORSA

ORSA レポート及びヒアリングを通じ、ビジネスラインやリスクカテゴリー毎にリスク選好を設定している社においては、リスクリミットや資本配賦額等とリスク量の比較が定期的に行われていることが確認できた。

③ ストレステスト

VaR (バリューアットリスク) のような手法を用いてリスク量を計量することによって、20 年に1回(保有期間1年、信頼水準95%) や200年に1回(同99.5%) 発生しうるリスクというように、統計的に客観的なリスク量を計量することができる。しかし、2008年の世界的な金融危機のようなストレス環境下においては、VaR を超えるリスク量が顕在化する可能性がある(但し、全てのリスクファクターについて、一律に VaR を超えるショックが顕在化する訳ではなく、ストレステストによるリスク量と VaR による統合リスク量のどちらが大きいかは一概には言えない)。そこで、VaR 等に基づく ORSA とストレステストの双方を実施し、ソルベンシーの状況をモニタリングすることが重要である。ストレステストには統合的なストレステスト(シナリオ型のストレステスト)とリバース・ストレステストがあり、今回の ORSAレポートにおいては、統合的なストレステストとリバース・ストレステストの双方の実施目的、活用状況等について、記載を行うよう求めた。

i. 統合的なストレステスト

統合的なストレステストについては、洗い出されたリスクに対し、VaR 等の計量 化ではリスク評価できないものを、ストレステストにより捉え、損失発生時の保険 会社への影響を把握するといった目的のために実施されることが多かった。

活用状況としては、算出しているリスク量の保守性を検証することや資本の十分性を検証する目的で利用している実態が認められた。中には、ストレスシナリオと発生確率を紐付けし、当該発生確率に応じて、リスクバッファーの確保に関する方針を決めている社もあり、ストレステストをリスク選好に基づく ERM フレームワークの中で有効に活用している事例も見受けられた。

ii. リバース・ストレステスト

リバース・ストレステストについては、比較的新しい取り組みではあるが、一部の社を除き、会社の存続を脅かす可能性のあるシナリオを特定するといった目的で 実施されていた。

活用状況としては、各社とも、金利、株価、及び基礎率等にストレスをかけ、どのような状況に陥った場合に経営が危機的状況に直面するのかをチェックし、事前の対応策を検討するなどの利用が行われていた。

(7)経営への活用

① 3年から5年後のソルベンシー規制の充足及び経済資本の充足状況に関する分析

保険会社においては、基準日から1年間のみならず、中長期の経営戦略や経営環境を踏まえた将来(例えば3年から5年)の資本の充足状況について分析し対策を講じることで、将来にわたって事業を継続する能力を確保することが重要である。このため基準日から1年間の0RSAのみならず、3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況の評価に関して確認を行った。さらに、3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況については、ソルベンシー・マージン規制の充足と必要な経済資本と資本の比較に基づく健全性の評価の2つがあり、双方についても確認を行った。

大手保険会社を中心に、ソルベンシー・マージン規制の充足のみならず、3 年から5年にわたる経済資本と資本の比較を行っている社が見受けられたが、その他の社においては、ソルベンシー・マージン規制の3年から5年後の充足の評価のみを行っていた。3年から5年の経済資本と資本の比較を行うためには、経済前提の予測、保有契約の推移の予測、及び経済資本(リスク量)の計量態勢の構築を行う必要があり、ソルベンシー・マージン規制の3年から5年後の充足状況の評価に比べて難易度が高く、多くの社において課題であることが窺える。

② ROE やリスク調整後収益指標の評価結果を分析した結果の利用

3年から5年後のリスクとソルベンシーの状況のみならず、リスクと収益の状況についても、目標値や計画を作成し、収益・リスク・資本のバランスの取れた管理を行うことは、安定的な成長を実現するためにも有用であり、リスク・リターンに関する目標値や計画の作成状況について確認を行った。

ERM の取り組みが進んでいる社においては、リスク・リターンの状況について、目標値や計画を作成し、リスク・リターン等の状況に応じて年次計画策定や修正時点における資本配賦額を調整または修正するといった取り組みが行われていた。また、具体的な資本配賦額の状況に応じた適時な見直しに至っていないものの、リスク調整後収益指標等に関して一定の目標を設定し、資本効率を追求しようとしている社も見受けられた。さらに、生命保険会社を中心に、昨年度までは資本配賦等についての検討は未実施としていた社においても、資本配賦及びリスク調整後収益指標に関する検討が開始され、ERM の収益面にまで踏み込んだ活用が進展していることが窺える。

(8) ORSA の評価・検証

① 計量手法や内部モデルの信頼性確保

ORSA を含む ERM の前提となるリスク計量については、その計量方法や前提条件が 異なれば、計量結果が大幅に異なるため、リスク計量方法について、内部で検証し 信頼性を確保する取り組みが重要となる。このような観点から計量手法や内部モデ ルの信頼性確保に関する取り組みについて確認を行った。

昨年度に引き続き内部モデルの検証として、VaR によるリスク量と実際の損益を

比較するバックテストを中心に実施している社が多く見受けられた。さらに、このようなバックテストの実施に加え、パラメータ検証等のリスク計量モデルの前提や計量方法の妥当性を検証する取り組みを行っている社が増えていることやリスク計量モデルのガバナンスに関する規程を作成し、グループ全体の内部モデルの品質を管理しようとする取り組みを行っている社も確認できた。また、欧州等において実施または実施が予定されている内部モデルの監督当局による承認プロセスを念頭に、内部モデルの評価・検証態勢を高度化している社もあった。

② ORSA の評価・検証態勢

ORSA の評価・検証体制については、監査役(会)及び内部監査が、ORSA を含む ERM の適切性及び有効性を独立した立場から検証し、改善すべき点があれば経営に 提言を行うことが期待されている。このため ORSA レポート及びヒアリングを通じ、監査役(会)及び内部監査による ORSA を含む ERM の評価・検証体制に関する取り組みについて確認を行った。

内部監査について、昨年度に引き続き内部監査計画とともに、継続的に ORSA を含む ERM 態勢を検証・評価しようとする取り組みやリスク量の計量に関して専門的知識を有する人材を配置したり、外部の専門家を利用したりするなど、ORSA を含む ERM の評価・検証態勢を充実させようとする取り組みが見られた。しかし、引き続き高度な専門性を有する人材を確保することは、難しい課題となっている。監査役(会)についても、ORSA を含む ERM に関して取り組みが進んでいる社においては、重点監査項目として ORSA を含む ERM を揚げていたが、このような社はまだ一部に止まっている。

保険業界においては、ORSA を含む ERM に関する態勢を、グループ内及び社内において体系的に整備しようとする取り組みが、一層進展しているが、このような取り組みにおいて、内部監査や監査役(会)の役割は今後一層重要性を増すと考えられ、継続的な取り組みが重要である。

4. まとめ

リスクを網羅的に洗い出したリスクプロファイルを前提に、リスク選好を設定し、リスクに見合った収益事業を行い、当該事業の実施状況を財務健全性及び収益性の観点からモニタリングする一連のプロセスが、経営計画と一体となって展開されることが、ERMにおいて重要である。このような活動を通じ、リスクとリターンの適切なバランスのもと、保険会社は財務の健全性を確保することが可能となり、ひいては契約者利益の向上をよりよく実現することが期待される。今回のヒアリングを通じて、損害保険会社に加え生命保険会社においても、リスク選好に基づく ERM フレームワークの具体的な整備を実施ないしは検討を開始する社があり、ERM 態勢の改善・充実が進展していることが確認できた。

一方、リスクベースの収益性指標の事業戦略・経営計画への活用、グループ内各社の ERM 態勢の整備、ORSA の評価・検証の取り組みなど、多くの保険会社・グループに共通する課題もあり、引き続き ERM 態勢の整備に取り組んで行くことが重要である。金融庁としては

保険会社の ERM 態勢の現状と課題を定期的に確認し、必要に応じ高度なリスク管理態勢の構築を求めて行くことによって、業界全体の ERM 態勢の高度化を促して参りたい。

5. ORSA レポートについて

今回の保険会社に ORSA レポートの作成を求めることは、金融庁として初めての試みであったが、ORSA レポートが監督当局として各保険会社の ERM 態勢を、業界横断的に横串を通して把握するツールとして有用であることが確認できた。また、ORSA レポートについて、大手以外の保険会社を中心に作成に要する事務負荷が重いとのコメントがあった一方で、多くの会社から社内・グループ内におけるリスク文化の醸成・ERM 態勢の浸透に有用なものであるとの声が多く聞かれたところである。

また、今回統合的リスク管理態勢ヒアリングを実施しなかった保険会社についても、ERMに関するアンケートを実施し、改めてその実態の把握を行ったところであり、金融庁としては、国際的な保険監督の動向等も踏まえつつ、ORSAの報告の本格導入に向けた検討を引き続き行って参りたい。

以上



平成 26 年 6 月 30 日 金融庁

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係る フィールドテストの実施について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入 に係るフィールドテストを実施することとしましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

1. 趣旨·目的

- 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資することから、近年、国際的に、IAIS(保険監督者国際機構)等において、その導入に向けた検討が行われています。
- 〇 我が国においても、平成 22 年 6 月に全保険会社を対象とした経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施し、当該規制導入に向けた実務的な課題等が明らかになったところですが、平成 25 年度の保険会社等向け監督方針において、「国際的な検討の動向を踏まえつつ、当該規制導入に向けた検討作業を引き続き進める」と記されているように、現在も検討の途上にあります。
- こうした状況を踏まえ、今般、各保険会社において、改めて経済価値ベースの 保険負債等を計算するフィールドテストを実施することにより、各保険会社の対 応状況を把握するとともに、その過程で抽出された実務上の課題等を今後の導入 に向けた検討に活かしていくこととします。

2. 概要

- 全保険会社を対象に、アンケート方式により、(1)経済価値ベースの保険負債 評価、(2)資産負債の一体的な金利リスクの計測等を実際に行うことを要請し、 その過程における課題等の報告を求めます。
- 計算方法、金利水準、リスク係数等の前提条件については、金融庁が提示します。その際の計算方法は、IAIS や EU 等で検討されている内容と基本的に整合的なものとします。また、リスク係数の前提となる信頼水準は、EU 等の経済価値ソ

ソルベンシー規制を参考にした水準(99.5%)とします。

- 〇 既に、自主的に、内部モデル等により、経済価値ベースの保険負債評価に基づくリスク管理等を行っている先進的な保険会社に対しては、当該内部モデルの実態等についてもアンケート調査を行います。
- 回答の回収後、集計を行い、全体の傾向及び把握された主な課題等について、 概要を公表することとします。なお、個社の結果は公表いたしません。
- 3. スケジュール

平成 26 年 6 月 全保険会社に試行依頼 平成 27 年 5 月目処 結果概要の公表

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局保険課

(内線 3770、3431)

(平成26年6月30日現在:78業者)

	登録日	商号	(平成26年6月30日現在: 78業者) 本店所在地		
	(登録番号) H18.10.27	SBI少額短期保険(株)	東京都千代田区九段北1-8-10		
	(関東財務局長第1号) H18.11.29	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3		
	(関東財務局長第2号) H19.6.21	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都港区三田1一3一35		
	(関東財務局長第3号) H19.10.25	ジャパン少額短期保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-2		
	(関東財務局長第5号) H19.11.14	イオン少額短期保険(株)	東京都千代田区神田錦町1-2-1		
	(関東財務局長第6号) H19.11.20	みらい少額短期保険(株)	東京都港区新橋5-14-10		
	(関東財務局長第7号) H19.11.22		東京都千代田区九段北1-8-10		
	(関東財務局長第8号) H19.12.10	SBIいきいき少額短期保険(株)			
	(関東財務局長第10号) H19.12.28	東京海上ミレア少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1		
	(関東財務局長第11号) H20.2.4	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-5		
	(関東財務局長第12号) H20.2.5	(株)宅建ファミリー共済 	東京都千代田区九段北3-2-11		
	(関東財務局長第14号)	ぜんち共済(株) 	東京都千代田区岩本町3-5-8		
	H20.3.17 (関東財務局長第15号)	アスモ少額短期保険(株)	東京都渋谷区代々木3-28-6		
	H20.3.17 (関東財務局長第16号)	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5		
	H20.3.19 (関東財務局長第17号)	さくら少額短期保険(株)	東京都豊島区池袋2-16-13		
	H20.3.19 (関東財務局長第18号)	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4		
	H20.3.19 (関東財務局長第19号)	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田富山町25		
関東財務局	H20.3.21 (関東財務局長第21号)	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10		
	H20.3.21 (関東財務局長第22号)	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12		
	H20.3.25 (関東財務局長第23号)	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都品川区北品川6-7-29		
	H20.3.26 (関東財務局長第24号)	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区代々木2-27-15		
	H20.3.31 (関東財務局長第25号)	もっとぎゅっと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11		
	H20.3.31 (関東財務局長第26号)	あすか少額短期保険(株)	東京都中野区新井1-8-8		
	H20.3.31 (関東財務局長第27号)	エヌシーシー少額短期保険(株)	東京都板橋区成増3-11-3		
	H20.5.20 (関東財務局長第28号)	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-1-1		
	H20.5.29 (関東財務局長第29号)	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都中野区本町1-13-18		
	H20.5.30 (関東財務局長第30号)	ジック少額短期保険(株)	千葉県東金市東岩崎15-6		
	H20.5.30 (関東財務局長第31号)	(株)クローバー少額短期保険	東京都港区芝大門1-1-35		
	H20.6.30 (関東財務局長第33号)	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3		
	H20.7.10 (関東財務局長第34号)	(株)住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10		
	H20.8.29 (関東財務局長第35号)	ヒューマンライフ少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛎殻町1-27-5		
	H20.8.29 (関東財務局長第36号)	プレミア少額短期保険(株)	 東京都港区虎ノ門1-8-12		
	H20.9.1 (関東財務局長第37号)	旭化成ホームズ少額短期保険(株)	東京都新宿区西新宿2-3-1		
	H20.9.24 (関東財務局長第38号)	(株)ミニンシュラー	東京都中央区八丁堀4-10-1		
	() () () () () () () () () () () () () ()				

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地	
	H20.9.24 (関東財務局長第39号)	まごころ少額短期保険(株)	東京都渋谷区広尾3-12-36	
	H20.10.22 (関東財務局長第40号)	日本共済㈱	東京都千代田区猿楽町2-8-16	
	H20.10.31 (関東財務局長第41号)	共生ネット少額短期保険(株)	東京都渋谷区代々木1-37-8	
	H20.12.10 (関東財務局長第43号)	(株)賃貸少額短期保険	東京都新宿区西新宿7-10-19	
	H20.12.12 (関東財務局長第44号)	JMM少額短期保険(株)	神奈川県横浜市南区吉野町3-7	
	H21.1.20 (関東財務局長第46号)	e-Net少額短期保険(株)	長野県佐久市岩村田北1-12-7	
	H21.1.23 (関東財務局長第47号)	アイアル少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋大伝馬町1-3	
	H21.2.16 (関東財務局長第49号)	ペッツベスト少額短期保険(株)	東京都千代田区九段南 4-6-10	
	H21.3.16 (関東財務局長第50号)	(株)サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2	
	H21.3.24 (関東財務局長第51号)	(株)ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201	
	H21.3.24 (関東財務局長第52号)	あんしんネット少額短期(株)	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-14-24	
関東財務局	H21.4.20 (関東財務局長第53号)	日本費用補償少額短期保険(株)	長野県松本市中央2-5-15	
	H21.12.21 (関東財務局長第55号)	(株)FIS	東京都新宿区新宿2-11-2	
	H23.3.14 (関東財務局長第56号)	エイチ・エスライフ少額短期保険(株)	東京都千代田区外神田6-5-4	
	H23.6.20 (関東財務局長第57号)	チケットガード少額短期保険(株)	東京都品川区東品川4-12-8	
	H23.6.20 (関東財務局長第58号)	アイアイ少額短期保険(株)	東京都町田市南つくし野3-1-2	
	H23.6.28 (関東財務局長第59号)	セント・プラス少額短期保険(株)	東京都中央区京橋2-8-5	
	H24.3.27 (関東財務局長第60号)	ワーカーズ・コレクティブ共済(株)	神奈川県横浜市中区南仲通4-39	
	H24.12.20 (関東財務局長第61号)	日本ペット少額短期保険(株)	東京都千代田区四番町4-9	
	H25.4.18 (関東財務局第62号)	ウイズネット少額短期保険(株)	東京都千代田区平河町2-7-5	
	H25.5.29 (関東財務局第63号)	ライフサポートジャパン少額短期保険(株)	東京都新宿区新宿3-1-24	
	H25.10.22 (関東財務局第64号)	(株)エポス少額短期保険	東京都中野区中野4-3-2	
	H26.2.20 (関東財務局長第65号)	トライアングル少額短期保険(株)	東京都千代田区神田紺屋町20	
	H19.7.25 (近畿財務局長第1号)	アクア少額短期保険(株)	大阪府大阪市淀川区東三国2-37-3	
	H19.12.12 (近畿財務局長第2号)	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26	
	H20.2.25 (近畿財務局長第3号)	日本少額短期保険(株)	大阪府大阪市北区大深町3-1	
	H20.11.13 (近畿財務局長第5号)	(株)SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13	
近畿財務局	H20.11.28 (近畿財務局長第6号)	セーフティージャパン・リスクマネジメント(株)	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1	
	H22.10.18 (近畿財務局長第7号)	エタニティ少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区道修町4-5-10	
	H24.6.1 (近畿財務局長第8号)	エスエスアイ富士菱(株)	大阪府守口市本町2-5-18	
	H26.3.24 (近畿財務局長第10号)	東京海上ウエスト少額短期保険(株)	大阪府大阪市淀川区宮原4-1-9	
	H26.6.20 (近畿財務局長第11号)	みらい少額短期保険(株)	大阪府大阪市中央区安土町2-5-5	

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地	
北海道財務局	H20.5.30 (北海道財務局長第1号)	常ロセーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1	
	H20.1.31 (東北財務局長第1号)	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-6-22	
	H20.3.31 (東北財務局長第2号)	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15	
東北財務局	H20.6.5 (東北財務局長第3号)	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9	
	H25.5.15 (東北財務局長第5号)	プリベント少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区本町2-10-33	
	H26.1.7 (東北財務局長第6号)	LA少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9	
東海財務局	H20.6.16 (東海財務局長第1号)	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141	
中国財務局	H20.3.27 (中国財務局長第1号)	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12	
中国网份问	H20.7.14 (中国財務局長第2号)	(株)FPC	広島県福山市三吉町南1-15-18	
四国財務局	H21.9.2 (四国財務局長第1号)	あおい少額短期保険(株)	徳島県徳島市両国本町2-12-1	
白国外初间	H26.5.14 (四国財務局長第2号)	あんしんペット少額短期準備㈱	愛媛県松山市久万ノ台920-1	
福岡財務支局	H20.3.31 (福岡財務支局長第1号)	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-7-3	
抽画奶纺叉巾	H20.5.30 (福岡財務支局長第2号)	フェニックス少額短期保険㈱	福岡県久留米市東櫛原町347-1	
沖縄総合事務局	H20.5.30 (沖縄総合事務局長第1号)	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市真嘉比244-11	

認可特定保険業者一覧 (財務局等所管分)

(平成26年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称	所在地
	H24.1.27	一般社団法人 セキュリティーパートナーズ	東京都中央区八丁堀4-10-1
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会	東京都渋谷区代々木2丁目5番5号 新宿農業会館
関東財務局	H25.10.21	一般社団法人 あんしん認可特定保険	東京都町田市南つくし野3-1-2
	H25.12.12	一般社団法人 ぜんかれん共済会	東京都港区新橋4-9-1
	H25.12.12	一般社団法人 JMC厚生会	東京都中央区京橋2-11-8
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会	兵庫県神戸市中央区橘通三丁目4番1号神戸 市立総合福祉センター2階
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会	三重県津市久居北口町2729番地8

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方

- (1) 金融資本市場を取り巻く環境・金融商品取引業者等に求められる役割
- ・海外の経済状況や金融資本市場の動向に引き続き留意
- ・市場仲介機能の適切な発揮や金融商品の公正な価格形成への貢献を期待
- ・成長資金の供給拡大への貢献(金融仲介機能の積極的な発揮、顧客の資産形成に資するような商品開発・提供・コンサルティング機能の発揮等)を期待
- ・責任ある迅速な経営判断、5~10年後を見据えた中長期の経営戦略の検討が重要

(2) 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む。金融行政においては、規制だけで対応しようとすると 規制の歪みや過剰規制を招き、実体経済にも悪影響を及ぼしかねないことも踏まえ、金融機関の自己規律の向上と当局の監督能力の向上を前 提に、中長期的に規制コストを低減させつつより質の高い監督行政を目指していく。
- ① リスク感応度の高い行政

(個々の業者や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、リスクベースの監督の推進、システム・業務継続体制の点検)

- ② **国民の目線・利用者の立場に立った行政** (顧客保護や利用者利便の一層の向上)
- ③ 将来を見据えた行政 (国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融商品取引業者等が抱える共通の構造的課題も念頭に置く)
- ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政(金融商品取引業者等と率直かつ深度ある対話、他の金融商品取引業者等の先進的取組みを紹介等)

2. 監督重点分野

2. 市場仲介機能等の適切な発揮

①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部 管理態勢の整備の検証

②成長資金の供給拡大への貢献の促進

適切な内部管理態勢の下で、金融仲介機 能の発揮に前向きに取り組むよう促す

③NISAの導入に向けた販売態勢等の検証

制度趣旨を踏まえた金融商品の提供、適切な勧誘・販売態勢の構築について検証

- ④顧客情報・法人関係情報の管理の徹底
- ⑤証券取引の不正利用の防止
- ⑥指標金利への不適切な働きかけ等の防止

3. リスク管理と金融システムの安定

(1)証券会社グループ全体の統合的なリスク 管理の促進

大規模証券会社グループ等について、

- ① 国際的議論の動向も踏まえ、流動性リスク管理等に万全を期すよう求める
- ② グループー体のガバナンス態勢やリスク管理態勢の強化を促す

(2) 中小証券会社(国内・外資系)、投資運用 会社等の経営リスクへの備え

財務内容の悪化や資金繰りの困難化等への対応策について実効性を検証、顧客財産の保全状況や反社会的勢力等の関与について注視、業界団体等との連携強化

(3)各種ファンドへの対応

4. 顧客保護と利用者利便の向上

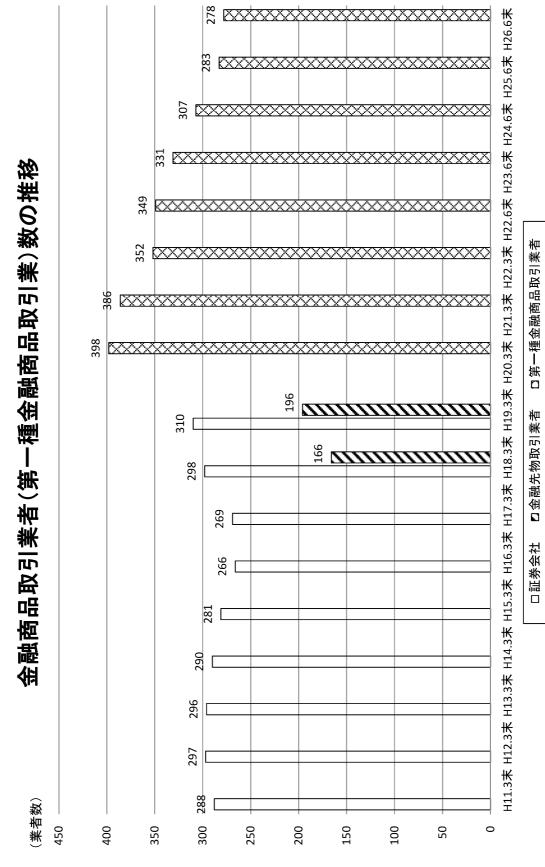
(1)販売態勢等

特に高齢の顧客については、商品性・リスク特性について顧客の理解が確保されるための取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを促す

- (2)苦情·相談処理態勢
- (3) 業務の継続性(システム BCP)
- (4)投資一任業者に係る対応
- (5)外国為替証拠金取引に係る対応
- (6)第二種金融商品取引業に係る対応

MRI問題も踏まえ、モニタリングの強化を 図るとともに、情報分析力の更なる向 上・監督体制の整備についても検討

- (7)格付会社に係る対応
- (8)金融犯罪等への対応



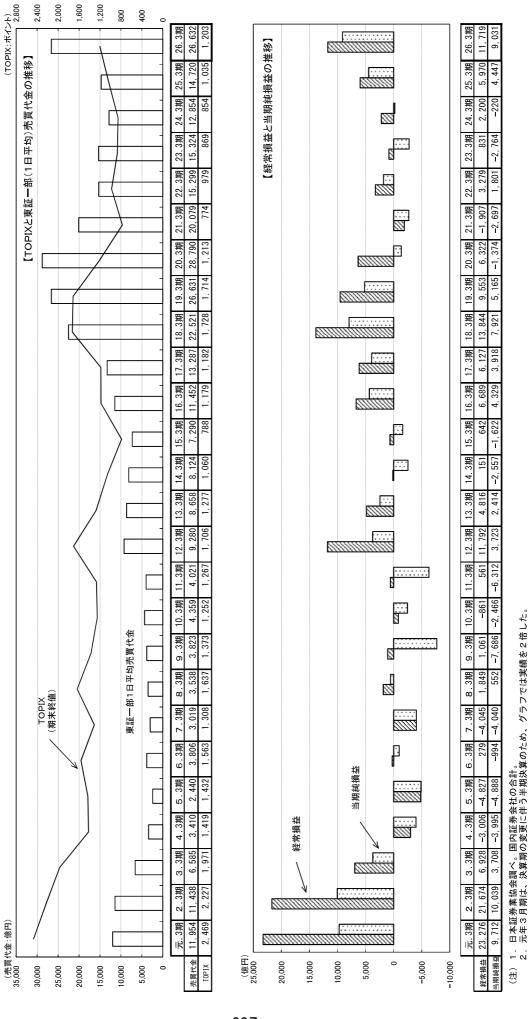
注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

国内証券会社の平成26年3月期決算概況

(単位:億円)

						26.3期(A)	25.3期(B)	(A)/(B)
会			社		数	234社	237社	1
営		業	ļ	収	益	40,125	31,070	129%
	受	入	手	数	料	24,038	17,437	138%
		委	託	手 数	料	8,610	4,659	185%
		引多手		• 売 出 数	出し料	1,700	1,150	148%
			-	も出し 手 数	_	5,137	4,696	109%
	ト	, — -	ディン	ノグ 損	益	11,020	9,026	122%
	金	開	浊	収	益	4,576	4,191	109%
販	売	費•	一般	管理	費	25,804	22,710	114%
	取	引	関	係	費	5,790	4,280	135%
	人		件		費	10,771	9,864	109%
経		常	-	損	益	11,719	5,970	196%
当	ļ	朝	純	損	益	9,031	4,447	203%

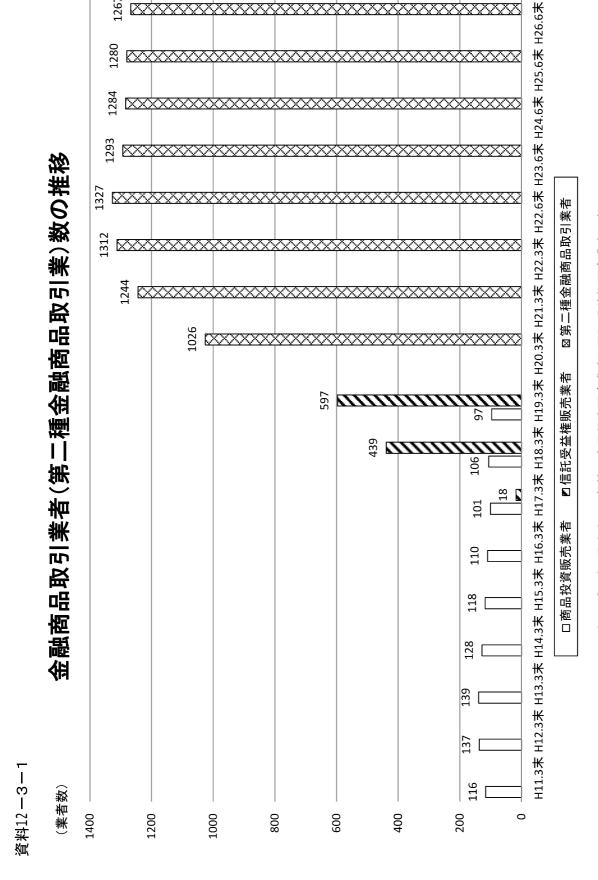
⁽注)日本証券業協会調べ。



-697-

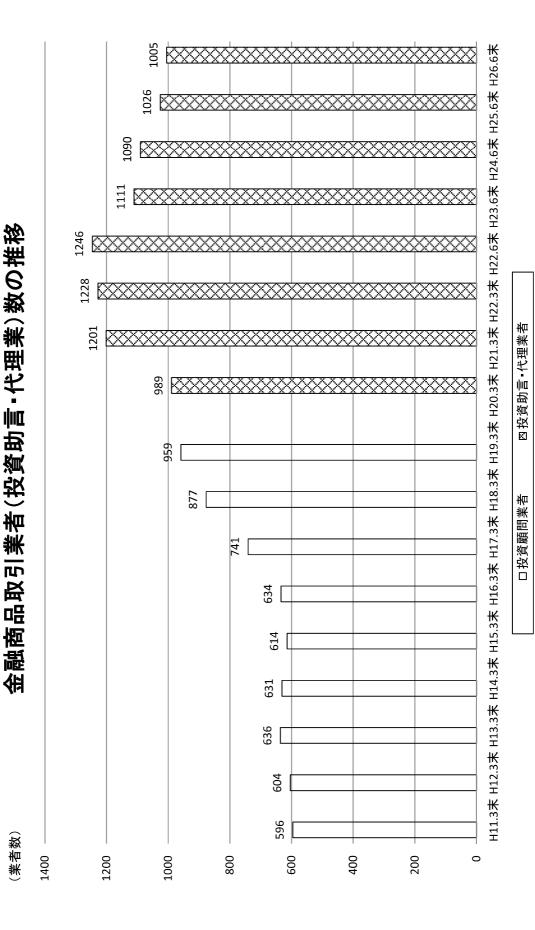
投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会	会員証券会社数(平成26年6月30日現在)
員	国内証券会社 233 社 <u>外国証券会社 16 社</u> 計 249 社
役員	理事長増井喜一郎
基金規模	平成 26 年 6 月 30 日現在 約 559 億円
補償実績	 南証券の破産に伴うもの(H12.3) — 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円) ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(H19.6) — 補償額 約2億円(H19.10) — 補償額 約0.6億円 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(H24.3) — 補償額 約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成 14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定め る投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。



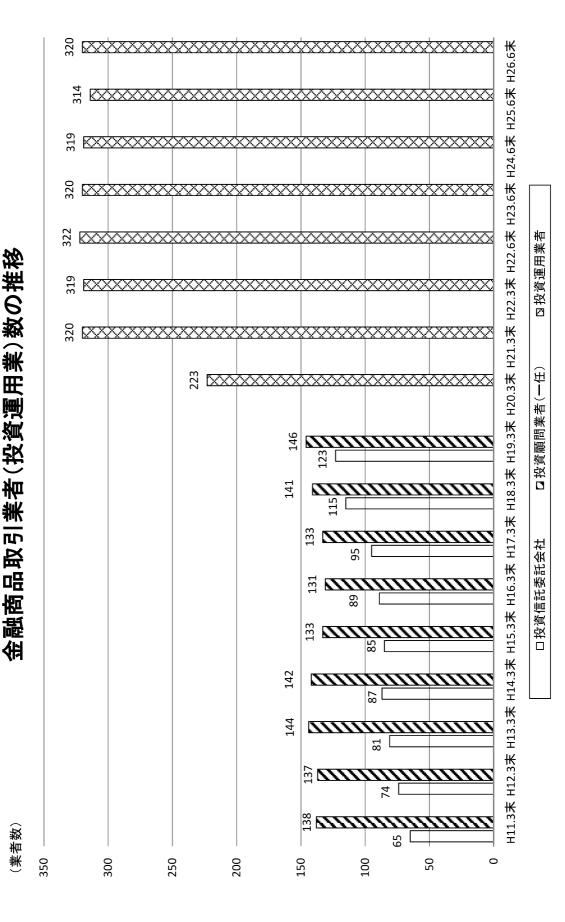
注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料12-4-1



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12-5-1



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	星野リゾート・リート投資法人	H25. 7. 12	株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
2	SIA不動産投資法人	H25. 10. 9	シンプレクス・リート・パートナーズ株式会社
3	イオンリート投資法人	H25. 11. 22	イオン・リートマネジメント株式会社
4	ヒューリックリート投資法人	H26. 2. 7	ヒューリックリートマネジメント株式会社
5	日本リート投資法人	H26. 4. 24	双日リートアドバイザーズ株式会社 (ポラリス・インベストメント・アドバイザーズ株式会社から商号変更)
6	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	H26. 6. 5	インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク

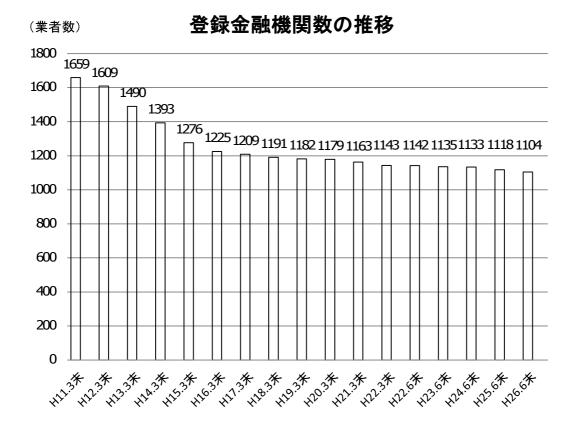
投資信託の純資産総額の推移

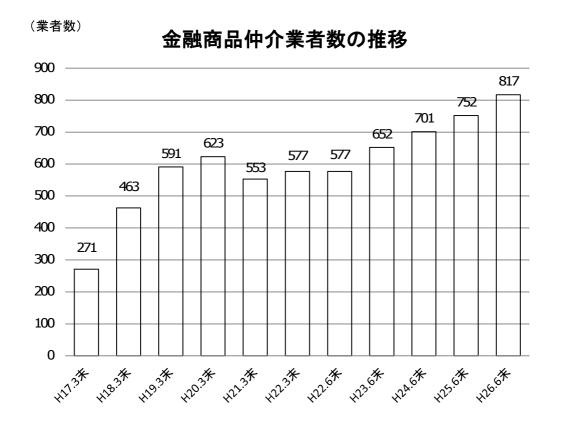
(単位:億円)

			(単位				
年(月)末	株式	投信		公社債投信		合	計
		うち私募投信		うち私募投信	つちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082		2,275	_	_	11,357	_
45年	6,551	_	6,033	_	_	12,584	_
50年	19,345	_	14,280	_	_	33,625	_
55年	40,293	_	20,226	_	_	60,519	_
56年	40,063	_	32,231	_	_	72,294	_
57年	47,818	_	45,458	_	_	93,276	_
58年	61,513	_	79,372	_	_	140,885	_
59年	80,127	_	102,851	_	_	182,978	_
60年	103,787	_	95,936	_	_	199,722	_
61年	191,183	_	129,570	_	_	320,753	_
62年	306,143	_	123,001	-	_	429,144	_
63年	392,525	_	136,448	_	_	528,973	_
平成 元年	455,494	_	130,999	_	_	586,493	_
2年	350,722	_	109,218		_	459,940	_
3年	285,624	_	135,001	_	_	414,738	_
4年	211,031	_	221,975	_	54,137	433,006	_
5年	195,475	_	311,900	_	110,781	507,375	_
6年	174,515	_	259,568	_	91,731	434,083	_
7年	146,817	_	332,755	_	120,018	479,572	_
8年	127,798	_	358,883	_	142,191	486,681	_
9年	99,866	_	306,630	_	115,631	406,495	_
10年	114,961	_	312,432	_	142,799	427,393	_
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	
12年	177,962	31,856	352,960	5,073		530,922	
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498		565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239		1,157,913	
20年	658,101	249,679	118,922		1		
21年	792,200	289,763	119,029	6,914		911,229	
22年	823,766	299,120	119,701	7,145		943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702		20,289		285,427
24年	842,117	312,977	116,706				
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943		1,219,363	
26年1月	1,023,861	389,923	163,228	8,027	19,435		
2月	1,041,406	394,006	158,068				
3月	1,049,511	392,960	153,926				1
4月	1,058,105	397,085	155,497	10,067	20,305		
5月	1,038,103	404,369	155,922	10,884			1
5月 6月	1,079,526	404,369	159,656		19,918 19,812	1,235,448	
υĦ	1,030,409	407,008	108,000		19,812 /土\+几次 <i> </i> =		4 18,505

出典:(社)投資信託協会公表資料

資料12-6-1





注: 平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

信用格付業者登録一覧

(平成26年6月末日現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	 株式会社日本格付研究所 	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北ロビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード&プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北ロビル

貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	合 計
受験申込者数	46, 306	17, 780	16, 254	9, 908	13, 547	12, 300	11, 520	11, 021	138, 636
受験者数	44, 708	16, 597	12, 101	8, 867	12, 081	10, 966	10, 088	9, 571	124, 979
合格者数	31, 340	10, 818	7, 919	5, 474	3, 979	2, 393	2, 599	2, 688	67, 210
合格率	70. 1	65. 2	65. 4	61. 7	32. 9	21.8	25. 8	28. 1	53. 8

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組 織金融機関 (※)	うち保険会 社	うち証券会 社	その他
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

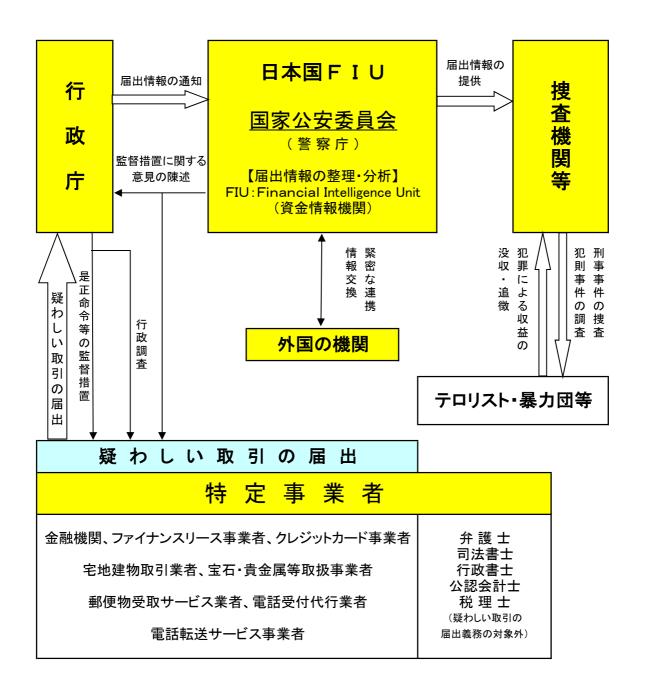
資料13-9-1 政策金融機関等に対するモニタリングの実施状況

(平成26年6月30日現在)

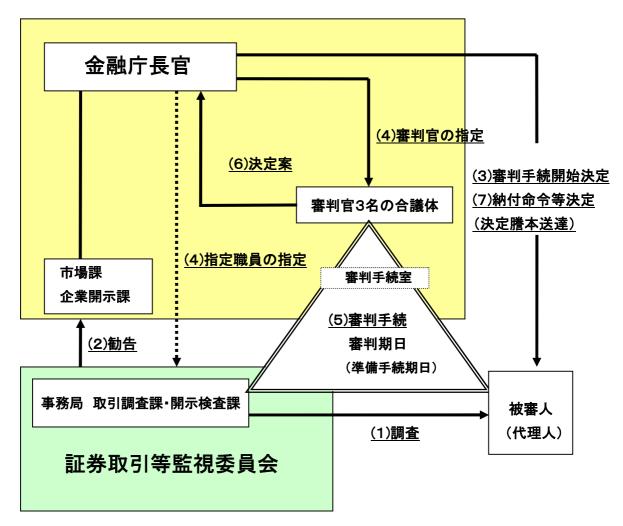
政	策	3	金	融	機	関		等	名	モニタ	リング	開始日	モニタ	リング	終了日
沖	縄	振	興	開	発	金	融	公	庫	25.	8.	21	26.	1.	20
国		際		協	力	I	銀		行	25.	12.	6	26.	4.	1

⁽注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ



- (注)指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から 指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。
- ※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な 調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません(この場合の指 定職員は、金融庁職員から指定されます。)。
- ※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ

金商法 会計士法 (1)内閣総理大臣による調査 (1)証券監視委による調査(金商法26条、177条) (会計士法 32 条 2 項、3 項) (2)証券監視委から内閣総理大臣及び金融庁 長官に対して勧告(金融庁設置法 20 条) (3)内閣総理大臣による審判手続開始決定(金商法 178 条、会計士法 34 条の 40) (4)審判官・指定職員の指定 (金商法 180条 2 項、3 項、181条 2 項、会計士法 34条の42第 2 項、3 項、会計士法 34条の43第 2 項) (5)審判手続 ■ 審判手続開始決定書の謄本を被審人に送達(金商法179条3項、会計士法34条の41第3項) ・審判手続開始決定書には審判の期日及び場所、違反事実、課徴金の額等を記載 (金商法 179条 2項、会計士法 34条の41第2項) ● 被審人による審判手続開始決定に対する答弁書提出(金商法 183 条、会計士法 34 条の 45) 違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書 違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書 が提出されないとき が提出されたとき [∕]○ 争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、 準備手続期日を開催(非公開) (金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令30条、 審判期日を 会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令31条) 開くことを 要しない。 審判期日の開催(公開) (金商法 183 条 被審人の意見陳述 2 項、会計士法 (金商法 184条、会計士法 34条の46) 34条の45第2 参考人・被審人の審問 項) (金商法 185条、185条の2、会計士法 34条の47、34条の48) 被審人による証拠書類又は証拠物の提出 (金商法 185条の3、会計士法34条の49) (6)審判官による決定案作成、内閣総理大臣に提出 (金商法 185 条の 6、会計士法 34 条の 52) (7)審判官作成の決定案に基づき内閣総理大臣が課徴金納付命令等決定

(金商法 185条の7、会計士法 34条の53)

<決定の3類型>

課徵金納付命令決定

・ 違反事実がない旨の決定

課徴金納付を命じない旨の決定

(課徴金を納付する場合)

(課徴金納付命令決定に不服がある場合)

▼ (2か月以内)

7 (30日以内)

国庫に納付(金商法 185 条の 7 第 19 項、 会計士法 34 条の 53 第 9 項) 裁判所へ課徴金納付命令決定の取消しの訴え (金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4) ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

課徴金納付命令の実績

(平成25事務年度)

No.	事件名	冷に行きの能 様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1		違反行為の態様 のれんについて減損損失を計上しないこと 等により、重要な事項につき虚偽の記載が ある有価証券報告書等を提出した。		平成25年6月14日	平成25年7月18日	2100万円
2	コーセル㈱社員による内部者取引 (平成25年度第7号)	重要事実(コーセル㈱が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと)についての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年6月14日	平成25年7月18日	192万円
3	21LADY㈱株式に係る相場操縦 (平成25年度第8号)	21 LADY㈱の株式につき、その売買を 誘引する目的をもって、同株式の売買が繁 盛であると誤解させ、かつ、市場における 同株式の相場を変動させるべき一連の売買 をした。	個人	平成25年6月14日	平成25年7月18日	360万円
4	明治機械㈱に係る有価証券報告書等 の虚偽記載 (平成25年度第10号)	子会社において架空の売上を計上すること 等により、重要な事項につき虚偽の記載が ある有価証券報告書等を提出した。	明治機械㈱	平成25年6月19日	平成25年8月5日	8271万円
5	(㈱オービックに係る有価証券報告書 等の虚偽記載 (平成25年度第11号)	投資有価証券評価損等を計上しなかったこと等により、重要な事項につき虚偽の記載 がある有価証券報告書等を提出した。	㈱オービック	平成25年6月21日	平成25年8月5日	884万9999円
6	アンジェスMG㈱役員からの情報受 領者による内部者取引 (平成25年度第13号)	重要事実(アンジェスMG㈱が、田辺三菱製薬㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知ったアンジェスMG㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年7月23日	平成25年8月23日	102万円
7	公開買付者の社員からの情報受領者 によるソネットエンタテインメント (株株式に係る内部者取引 (平成25年度第15号)	重要事実(ソニー㈱が、ソネットエンタテインメント㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知ったソニー㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年8月30日	平成25年9月27日	289万円
8	戸田建設㈱社員による内部者取引 (平成25年度第18号)	重要事実(戸田建設㈱における当期純利益について予想値に差異が生じたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。		平成25年9月25日	平成25年10月17日	52万円
9	(㈱CKサンエツ株式に係る相場操縦 (平成25年度第17号)	㈱CKサンエツの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年9月25日	平成25年10月17日	596万円
10	(㈱FPG株式に係る相場操縦 (平成25年度第19号)	機FPGの株式につき、その売買を誘引する 目的をもって、同株式の売買が繁盛である と誤解させ、かつ、市場における同株式の 相場を変動させるべき一連の売買及び委託 をした。	個人	平成25年10月11日 (勧告) 平成25年10月15日 (開始決定)	平成25年11月8日	700万円
11	(株)ステップ株式に係る相場操縦 (平成25年度第20号)	(㈱ステップの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成25年10月11日 (勧告) 平成25年10月15日 (開始決定)	平成25年11月8日	591万円
12	KYCOMホールディングス㈱に係 る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成25年度第21号)	子会社において仕掛品を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	K Y C O Mホールディン グス㈱	平成25年10月25日	平成25年11月27日	2700万円
13	公開買付者との契約締結交渉者から の情報受領者による㈱オストジャパ ングループ株式に係る内部者取引 (平成25年度第22号)	重要事実 (㈱富士薬品が、㈱オストジャパングループの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと) について資本業務提携契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成25年11月27日	145万円

No.	事件名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
14	ノーリツ鋼機㈱子会社との契約締結 交渉者からの情報受領者による内部 者取引 (平成25年度第24号)	重要事実(ノーリツ鋼機㈱の子会社が、ノーリツ鋼機㈱の孫会社の異動を伴う株式 の取得を行うことについての決定をしたこと)について株式の譲渡に関する契約の締結の交渉をしていた㈱全国通販の役員から伝達を受け、自己及び親族の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成25年11月27日	47万円
15	(株)ミマキエンジニアリング株式に係 る相場操縦 (平成24年度第38号)	機ミマキエンジニアリングの株式につき、 その売買を誘引する目的をもって、同株式 の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市 場における同株式の相場を変動させるべき 一連の売買をした。	個人	平成25年2月5日	平成25年12月10日	1028万円
16	(㈱システムソフトとの契約締結交渉 者の社員及び同人からの情報受領者 による内部者取引(1) (平成25年度第26号)	重要事実(パワーテクノロジー㈱が、㈱システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	55万円
17	(耕システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引(2)(平成25年度第27号)	重要事実(パワーテクノロジー㈱が、㈱システムソフトとの合併契約を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	143万円
18	(㈱システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引(3) (平成25年度第28号)		個人	平成25年11月26日	平成25年12月19日	68万円
19	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉 先の社員からの情報受領者による内 部者取引(1) (平成25年度第31号)	ニッセイアセットマネジメント㈱社員は、 重要事実(国際石油開発帝石㈱が、株式の 募集を行うことについての決定をしたこと)について証券会社の営業員より伝達を 受けるなどして、年金投資一任契約又は投 資信託契約に基づく運用として、当該事実 の公表前に売り付けた。	ニッセイアセットマネジ メント(株)	平成25年12月2日	平成26年1月16日	41万円
20	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉 先の社員からの情報受領者による内 部者取引(2) (平成25年度第32号)	フィノウェイブインベストメンツ㈱社員 は、重要事実(国際石油開発帝石㈱が、株式の募集を行うことについての決定をしたこと)について証券会社の営業員より伝達を受け、年金投資一任契約に基づく運用として、当該事実の公表前に売り付けた。	フィノウェイブインベス トメンツ(株)	平成25年12月2日	平成26年1月16日	17万円
21	(㈱雪国まいたけに係る有価証券報告 書等の虚偽記載 (平成25年度第34号)	土地を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。		平成25年12月10日	平成26年1月16日	2250万円
22	(㈱フルキャストテクノロジー株式に 係る相場操縦 (平成25年度第12号)	(㈱フルキャストテクノロジーの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成25年6月27日	平成26年1月23日	108万円
23	(㈱ワコム社員による内部者取引 (平成25年度第35号)	重要事実(㈱ワコムの属する企業集団における売上高について予想値に差異が生じたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年12月20日	平成26年1月23日	203万円
24	(㈱エル・シー・エーホールディング スに係る有価証券報告書等の虚偽記 載 (平成25年度第33号)	投資不動産及び純資産額を過大に計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(㈱エル・シー・エーホー ルディングス	平成25年12月4日	平成26年2月13日	3億5329万円
25	(㈱サニーサイドアップ社員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第36号)	重要事実(㈱サニーサイドアップの属する 企業集団の経常利益及び当期純利益につい て予想値に差異が生じたこと)についてそ の職務に関し知った㈱サニーサイドアップ の社員から伝達を受け、自己の計算におい て、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年1月28日	平成26年2月28日	68万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	(㈱ウィル役員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第37号)	重要事実(㈱ウィルが、株式の分割を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知った㈱ウィルの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年1月28日	平成26年2月28日	60万円
27	公開買付者との契約締結交渉者から の情報受領者による㈱オストジャパ ングループ株式に係る内部者取引 (平成25年度第23号)	重要事実(㈱富士薬品が、㈱オストジャパングループの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について資本業務提携契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年10月29日	平成26年2月28日	105万円
28	(㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員 による内部者取引 (平成25年度第38号)	重要事実(㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	153万円
29		重要事実(㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	130万円
30	(㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員 からの情報受領者による内部者取引 (2) (平成25年度第40号)	重要事実 (㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと) について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	104万円
31		重要事実(㈱ネクスが、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと)について株式引受契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月7日	平成26年3月10日	160万円
32	(株酉島製作所ほか1銘柄に係る相場 操縦 (平成25年度第42号)	(株西島製作所ほか1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべきー連の売買及び委託をした。	カレクト・バンティジ・	平成26年2月18日	平成26年3月24日	6万円
33	(㈱コスモスイニシアとの契約締結交 渉者の社員による内部者取引 (平成25年度第45号)	重要事実(㈱コスモスイニシアが、大和ハウス工業㈱と業務提携を行うこと等についての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月25日	平成26年3月24日	1314万円
34		重要事実 (㈱オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関が、㈱ブリックスと業務提携を行うことの決定をしたこと) の伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成25年8月30日	平成26年4月18日	86万円
35	(株)リソー教育に係る有価証券報告書 等の虚偽記載 (平成25年度第46号)	(㈱リソー教育及びその子会社において売上を過大に計上するなどして、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱リソー教育	平成26年3月7日	平成26年4月18日	4億1477万円
36	公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者の役員による㈱メガネトップ株式に係る内部者取引 (平成25年度第47号)	重要事実(㈱富澤が、㈱メガネトップの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年3月11日	平成26年4月18日	19万円
37	(㈱スーパーツールとの契約締結交渉 者による内部者取引 (平成25年度第49号)	重要事実(㈱スーパーツールの属する企業 集団における売上高について予想値に差異 が生じたこと)について雇用契約の締結の 交渉に関して知り、自己の計算において、 当該事実の公表前に買い付けた。		平成26年3月28日	平成26年4月23日	91万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	(㈱スーパーツールとの契約締結交渉 者からの情報受領者による内部者取 引 (1) (平成25年度第50号)	重要事実 (㈱スーパーツールの属する企業 集団における売上高について予想値に差異 が生じたこと) について雇用契約の締結の 交渉をしていた者から伝達を受け、自己の 計算において、当該事実の公表前に買い付 けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	46万円
39	㈱スーパーツールとの契約締結交渉 者からの情報受領者による内部者取 引(2) (平成25年度第51号)	重要事実(㈱スーパーツールの属する企業 集団における売上高について予想値に差異 が生じたこと)について雇用契約の締結の 交渉をしていた者から伝達を受け、自己の 計算において、当該事実の公表前に買い付 けた。	個人	平成26年3月28日	平成26年4月23日	15万円
40	三洋貿易㈱株式に係る相場操縦 (平成26年度第2号)	三洋貿易㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。		平成26年4月22日	平成26年5月26日	1042万円
41	㈱太陽商会に係る有価証券報告書等 の虚偽記載 (平成26年度第3号)	架空の売上を計上すること等により、重要 な事項につき虚偽の記載がある有価証券報 告書等を提出した。		平成26年4月22日	平成26年5月26日	1200万円
42	(㈱フライトシステムコンサルティン グとの契約締結交渉者の社員による 内部者取引 (平成26年度第4号)	重要事実 (㈱フライトシステムコンサルティングが、新たに決済装置を発売することについての決定をしたこと) について㈱フライトシステムコンサルティングとソフトバンクモバイル㈱の決済装置の売買契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月20日	平成26年6月17日	137万円
43	㈱ジャムコ社員による内部者取引 (平成26年度第5号)	重要事実 (㈱ジャムコの属する企業集団における経常利益について予想値に差異が生じたこと) についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月20日	平成26年6月17日	40万円
44	公開買付者の役員による㈱ダイエー 株式に係る内部者取引 (平成26年度第6号)	重要事実(イオン㈱が、㈱ダイエー㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	197万円
45	公開買付者の役員からの情報受領者 による㈱ダイエー株式に係る内部者 取引(1) (平成26年度第7号)	重要事実(イオン㈱が、㈱ダイエ一㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと)についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	196万円
46	公開買付者の役員からの情報受領者 による㈱ダイエー株式に係る内部者 取引 (2) (平成26年度第8号)	重要事実 (イオン㈱が、㈱ダイエ一㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと) についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	136万円
47	公開買付者の役員からの情報受領者 による㈱ダイエー株式に係る内部者 取引(3) (平成26年度第9号)	重要事実(イオン㈱が、㈱ダイエ一㈱の公開買付けをおこなうことについて決定したこと)についてその職務に関し知ったイオン㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年5月30日	平成26年6月26日	68万円
48	TOPIX先物に係る相場操縦 (平成26年度第12号)	TOPIX先物につき、その売買を誘引する目的をもって、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。	むさし証券(株)	平成26年6月13日	平成26年6月26日	543万円

資料 19-4-1

意見申出実績

〇 申出機関数

(平成26年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11~22 事務年度	22	9	2	5	2	40
2 3 事 務 年 度	0	1	0	0	0	1
2 4 事 務 年 度	0	0	0	0	0	0
2 5 事 務 年 度	0	0	0	0	0	0
計	22	10	2	5	2	41

〇 申出事案数

申出項目		申出事等	と 数	
	11~25 事務年度合計	23 事務年度	24 事務年度	25 事務年度
預金等受入金融機関	345	9	0	0
評定段階	5	2	0	0
経営管理(ガバナンス)態勢 一基本的要素ー	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	7	4	0	0
資産査定管理態勢	302	3	0	0
自己査定	247	2	0	0
うち債務者(債権)区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	1	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理 態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融 機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0

⁽注1) 事務年度は7月~翌年6月(検査実施日ベースで計上) (注2) その他: 前払式証票発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・政策金融機

その他	1	0	0	0
合計	379	9	0	0
(うち金融機関意見採用) ※金融機関意見採用率約 42%	(161)	(0)	(0)	(0)

(注) 申出項目については、金融検査マニュアル等に準拠して掲載。



検査情報受付窓口

~金融機関の利用者の皆様へ~ 金融機関に関する情報の提供をお願いします!

- 金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、従来より、検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置しています。
- これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用しているところですが、 金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施 している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。
- 検査実施中の金融機関は、一定期間、下記の金融庁及び財務局等のウェブサイト(ホームページ) 上に掲載しています。金融庁及び財務局等が検査実施中の金融機関一覧は、こちらをクリック。

掲載している金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト(ホームページ)上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。

- また、当該ウェブサイト(ホームページ)上に掲載していない金融機関に関しても、随時情報を受け付けています。これらの金融機関に関する情報をお持ちの方も、下記の注意事項をご確認のうえ、「金融庁及び財務局等が検査実施中の金融機関一覧」画面にお進みいただき、当該ウェブサイト(ホームページ)上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。
- 〇 なお、財務局長登録の貸金業者(注)に関しても、常時、検査情報受付窓口において、情報を受け付けています。「<u>登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の検査情報受付窓口に情報をご提供ください。財務局等の検査情報受付窓口は、こちらをクリック。</u>
- (注) 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長 登録の貸金業者となります。

検査実施中の金融機関/検査情報受付窓口

●金融庁(及び財務局等)●近畿財務局

■北海道財務局 ■中国財務局

■東北財務局 ■四国財務局

■関東財務局 ■九州財務局

■北陸財務局 ■福岡財務支局

■東海財務局 ■沖縄総合事務局

【注意事項】

- (1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。 なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受 け付けていません。公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらをク リック。
- (2) 金融商品取引業者等の検査については、原則として、証券取引等監視委員会が実施しています。証券取引等監視委員会が実施中の検査等に係る情報提供は、こちらをクリック。
- (3) 情報の内容は、金融機関名・支店名など、できるだけ具体的に記述してください。また、ご提供いただく情報の内容に応じた分類についても、可能な限りご指定ください。「<u>情報の分類一覧」は、</u>こちらをクリック。
- (4) 検査には、経営管理(ガバナンス)態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。

このため、ご提供いただいた情報については、当該検査のほか、必要に応じ、次回検査や今後の金融行政においても、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局等へ回付させていただく場合があります。

- (5) 受け付けた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。(なお、各金融関係団体には相談窓口が設置されています。<u>各業界団体の連絡先等は、こちらをクリック。</u>)
- (6) 金融機関名の掲載期間は、各業態毎に、検査予告日(無予告の場合は立入開始日)から以下の期間(営業日ベース)となっています(以下の期間経過前に立入検査が終了した場合には、金融機関名の掲載を終了します。)。

〇主要行	60 日
〇外銀その他の銀行等	40 日
〇地域銀行	40 日
○信用金庫・信用組合・労働金庫等	30日
〇信用農業協同組合連合会•信用漁業協同組合連合会	20 日
〇保険会社	40 日

(7) 検査情報受付窓口設置の趣旨にかんがみ、検査の種類によっては、金融機関名を掲載していない場合があります。